

11月13日(火)

出席委員

委員長 鈴木 博 君
副委員長 塚本 よしひろ 君
同 のだて 稔 史 君
委員 おくの 晋 治 君
同 新 妻 さえ子 君
同 吉 田 ゆみこ 君
同 田 中 さやか 君
同 芹 澤 裕次郎 君
同 松永 よしひろ 君
同 石 田 ちひろ 君
同 筒井 ようすけ 君
同 つ る 伸一郎 君
同 あくつ 広 王 君
同 横 山 由香理 君
同 高 橋 伸 明 君
同 中 塚 亮 君
同 安 藤 たい作 君
同 須 貝 行 宏 君

委員 高 橋 しんじ 君
同 こんの 孝 子 君
同 浅野 ひろゆき 君
同 渡 部 茂 君
同 木 村 けんご 君
同 石 田 しんご 君
同 飯 沼 雅 子 君
同 南 恵 子 君
同 鈴 木 ひろ子 君
同 藤 原 正 則 君
同 たけうち 忍 君
同 若 林 ひろき 君
同 伊 藤 昌 宏 君
同 本 多 健 信 君
同 鈴 木 真 澄 君
同 石 田 秀 男 君
同 大 沢 真 一 君
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

な し

その他の出席議員

松 澤 利 行 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
中川原 史 恵 君

企 画 部 長
中 山 武 志 君

参 事
企画部企画調整課長事務取扱
柏 原 敦 君

企 画 部 財 政 課 長
品 川 義 輝 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

参 事
総務部総務課長事務取扱
米 田 博 君

総 務 部 経 理 課 長
立 木 征 泰 君

地域振興部生活安全担当課長
菅 雅 由 樹 君

文化スポーツ振興部スポーツ推進課長
池 田 剛 君

子ども未来部長
福 島 進 君

子ども未来部保育課長
佐 藤 憲 宜 君

子ども未来部保育施設調整担当課長
吉 田 義 信 君

会 計 管 理 者
齋 藤 信 彦 君

教 育 長
中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長
本 城 善 之 君

教育委員会事務局庶務課長
有 馬 勝 君

教育委員会事務局学務課長
篠 田 英 夫 君

教育委員会事務局学校制度担当課長
若 生 純 一 君

教育委員会事務局指導課長
熊 谷 恵 子 君

教育委員会事務局教育総合支援センター長
大 関 浩 仁 君

教育委員会事務局品川図書館長
横 山 莉 美 子 君

区 議 会 事 務 局 長
久 保 田 善 行 君

○午前10時00分開会

○鈴木（博）委員長 おはようございます。ただいまより、決算特別委員会を開会いたします。

それでは、平成29年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち第7款教育費のみとなっておりますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の説明を願います。

○齋藤会計管理者 おはようございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

教育費をご説明申し上げます。事項別明細書、162ページ中ほどをご覧ください。成果報告書は185ページでございます。

第7款教育費は、表側から6列、計の下、予算現額185億124万8,000円、3列右、支出済額は178億7,532万5,116円で、執行率は96.6%、対前年度比は21億7,496万8,285円、13.9%の増であります。増の主なもの、学校改築推進経費であります。

1項教育総務費の支出済額は72億9,871万3,132円で、執行率は97.5%であります。

1目教育委員会費は主に委員報酬であります。2目事務局費では、区の固有教員の給与、学校ICT化の推進経費、義務教育施設整備基金積立金などを支出いたしました。

1枚おめくりいただきまして、3目教育指導費、成果報告書では186ページとなります、いじめ防止対策、同じく成果報告書では189ページにございます、オリンピック・パラリンピック教育推進事業、外国人英語講師、日本人英語専科指導員による学習指導、ジュニア・イングリッシュキャンプなど、品川英語力向上の推進、特別支援学級の運営などを行いました。

1枚おめくりいただきまして、166ページとなります。4目社会教育費では、文化財の保護、図書館の運営などを行いました。

2項学校教育費の支出済額は105億7,661万1,984円で、執行率は96.0%であります。

1目学校管理費では、校庭人工芝生化、学校用地取得などの学校環境整備を行いました。

1枚おめくりいただきまして、2目教育振興費では、就学援助費などを支出いたしました。

3目学校給食費では、調理業務の代行経費、給食施設改修費などを支出いたしました。

次のページに参りまして、4目学校保健費では、児童・生徒の検診などを行いました。

5目学校施設建設費、成果報告書では197ページをお願いいたします。芳水小学校の第1期校舎等改築工事、城南小学校校舎等改築工事、後地小学校用地購入・改築実施設計などを行いました。

6目幼稚園費では、障害児保育介助員、預かり保育、城南幼稚園改築工事などの経費を支出いたしました。

○鈴木（博）委員長 以上で、本日の審査項目の説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在26名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。芹澤委員。

○芹澤委員 おはようございます。よろしくお願ひいたします。私のほうからは、186ページ、生徒指導対策費、188ページ、ボルダリングを活用した体力向上の取組み、196ページ、学校給食費について、時間がある限りお伺いをさせていただきます。

まず186ページ、生徒指導対策費についてですが、警視庁の発表によりますと、日本全体の数字で8年連続自殺者が減少しております。これは景気向上だったり、企業でのメンタルケアが定着してきたりなど、さまざまな要因があるのだと思いますが、大変にすばらしいことだと思います。しかしながら、

その反面児童・生徒の自殺者数が過去30年で最多となったという報道がございます。この事態を重く見た文部科学省は、自治体に対して以下の通知を出しております。

学校における児童の悩み早期発見に向けた取り組み、保護者に対する家庭における見守りの促進、学校内外での長期休業明けの前後における集中的な見守り活動、ネットパトロールの活動、以上の4点を行うことで、自殺予防に非常に効果的であるというような内容の通知であります。まず、区が行っている具体的な取り組みについて、この4つの観点でございましたら、具体的な説明をお願いいたします。

○大関教育総合支援センター長 自殺予防教育に関するお尋ねでございます。

学校現場では、まさに若者、若年層の自殺が、全国的に増えている部分に非常に危機感を持っておりまして、重要な課題として取り組んでいる最中でございます。自殺者、やはり児童・生徒の悩みはどのような状況なのか、具体的な取り組みという観点からお答え申し上げます。

実際に学校には自殺予防マニュアル等、文部科学省から配布されたものを周知するだけではなくて、実際に毎月の生活指導主任会の中でテーマとして取り上げ、具体的な各校での取り組み内容について情報共有をしているところでございます。また、学校支援チームHEARTSのほうに専用電話を設けまして、そちらで直接子どもの悩みなどを受ける、あるいは教育相談センターのほうに匿名で電話がかかってきた内容等について、状況によっては学校を推測してSSW、スクールソーシャルワーカーですが、直接学校に出向いて行って、心配そうなクラスを見守るなどの活動も行っているところでございます。

具体的には児童の見守りチェックリストを全校に配付いたしまして、担任が子どもの様子を観察するとともに、毎月学校ごとにアンケートなどで子どもからのSOSを拾う、これを徹底しているところでございます。また、庁内の関係各課の協力を得まして、自殺防止に向けました子どもたちのSOSを呼び出すための電話番号等が載っているSOSカードなども配布をして、子どもたちの心の声をキャッチするように努めているところでございます。

また、授業という観点からいきますと、実際に赤ちゃんふれあい体験ですとか、命の大切さを子どもたちに考えてもらうような実践も、学校によっては行っているところです。さまざまな観点から、子どもたちに自殺予防教育を行えるよう努めているところでございます。

○芹澤委員 今さまざまな、スクールソーシャルワーカーであったり、匿名の電話であったり、SOSを受けとめるような取り組みをしているというお話をいただきましたが、では品川区全体で、このSOSを年に何件ぐらい受けとめているのか、これはまた過去の3年ぐらいの推移もあわせて教えてください。

○大関教育総合支援センター長 過去3年間のSOSは、自殺だけということではございませんが、経緯といたしましては、例えば各学校に設置しております目安箱、それから専用電話、HEARTSのほうにかかってくるものなどで把握をして、対応しているところでございます。

まず過去3年間の数値でございますが、実際に目安箱は、平成29年度は52件、平成28年度は60件、およそ2年になりますが、同様の数字で経緯をしているところでございます。また、アイグナルといいまして、これは中学生がインターネット等でQRコードから相談できる、いじめに対する相談のものにつきましては、平成29年度は2件、平成28年度は1件。専用電話につきましては、平成29年度51件、平成28年度108件ございました。

○芹澤委員 やはり子どもは自治体にとって宝であると思っておりますので、何があっても命を絶つという選択肢をとらないように、品川区のほうでサポートをお願いいたします。

では続いて、196ページの学校給食費についてお伺いをします。

このページの中に給食食材放射性物質検査費があります。この検査を導入された時期としては、恐らく大震災のときがきっかけなのかと思われますが、これ検査をしている中で検査内容、食材をやっているのどだと思いますけれども、実際にこれまで基準値を超えた件数がどれほどあるのかということをご教えてください。あとあわせて、今回この決算書では110万円余りの検査費用がかかっているかと思いますが、その前年度は230万円程度だったかと思いますが、この検査費用が半分程度になった理由もあわせてお聞かせください。

○篠田学務課長 給食食材の放射性物質検査に関するお尋ねでございます。

導入の経緯は委員ご指摘のとおり、東日本大震災を契機としたものでございますけれども、1つはこれまで基準値を超えた回数でございますが、今まで検査を7年ほど、平成23年度から導入しまして続けておりますけれども、基準値を超えたことはございません。

それから平成29年度、前年と比べて金額が半分程度になっているということでございます。こちらは、それまでは毎年全校実施をしてございましたストロンチウムの検査を3分の1の学校に縮小したと。要は3年に1回の割合で全校が検査できるような体制に変更したということで、減額されたものでございます。

○芹澤委員 やはりこの安全・安心という意味では、どの検査もしないよりは行ったほうがうれしいかとは思いますが、原則としてこの検査は、被災地周辺の自治体や組合が自主的に行っているものも多いかと思っております。被災から8年目に近づく中で、お金をかけて品川区が検査をしていく必要性がどれほどあるのかないのか、少し疑問に感じるところであります。食材費が高騰して、限られた給食費の中で栄養バランスや量など質を保つ観点から、来年も、そして再来年も検査をしていく予定なのか。そして、どれほど時間がたてばこの検査をやめることが選択肢に入ってくるのかということも、あわせてお聞かせください。

○篠田学務課長 検査の今後の見通しでございます。先ほどもお答え申し上げたとおり、これまで検査で放射性物質は検出されなかったという状況が1つはあるということでございます。また、委員ご指摘のとおり、現地でも食材に関してはきちんと検査をされているということがございますので、今後情勢を見ながら、この実施については考えていく必要があるとは思っておりますけれども、現状、少なくともこれを拡充していく方向にはないということで、こういった形でこの検査、最終的に持っていくかということは、今後十分検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○芹澤委員 安全・安心と質の確保というバランスがなかなか難しいかと思っておりますが、ぜひこの検査に対してはご検討をお願いいたします。最後に、短いですが、ボルダリングについてお伺いします。

このボルダリング、188ページに関して、芳水小学校でたしか導入して3年目になるかと思っておりますが、このボルダリングの機器ですね。3年リースというようにお話を伺っていましたので、この3年、もうすぐたつということで、この機器をどうする予定なのか、土地が少ない中で、このボルダリングというもの有効に活用できるのではないかとも思っているのですが、ほかの学校で配備する予定があるのかも含めてお聞かせください。

○有馬庶務課長 芳水小学校に設置しておりますボルダリングですが、リースが切れた後は区にも譲渡ができるということになっております。したがって、今後も改築が予定されている後地小学校、後地小学校が終わった後は鮫浜小学校においても活用していこうかなというふうに考えているところでございます。

○鈴木（博）委員長 次、新妻委員。

○新妻委員 おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。186ページ、教育指導費、188ページ、ただいまと同じですが、ボルダリングを活用した体力向上の取組みについてお願ひいたします。

教育指導費では、重たいかばんの課題について確認をさせていただきます。塚本副委員長が、第2回定例会での一般質問でも取り上げましたが、その後の品川区の対応について伺っていきたく思っております。

一般質問では、これまでのお母様、地域の方からいただいたお声を受けて、小学生や中学生のかばんが重たくなっていて、この児童・生徒への腰痛など、健康を懸念する声を受けての質問とさせていただきました。アメリカの調査では、体重の10%以上になると背中痛みが増すという、そういう結果も出ているということも一般質問で取り上げております。そのときの区の教育長の答弁では、小・中学生のかばんについては、教育委員会としても児童・生徒の過度の負担となるような重さについては課題があると認識をしている。そして、置いていってもよい教科書、副教科書のリストを作成するなどの工夫をして、各校で生活習慣の形成と健康への配慮に努めているとご答弁がありました。さらに、児童・生徒が混乱しないよう、生活指導主任会等での情報交換などにより、学校や学年内での共通したルールづくりについて、各校が柔軟に判断できるよう支援してまいるとのご答弁がありました。

また、この質問の中では、国の対応についても取り上げておまして、文部科学省が各教育委員会に、この通知がされたということがその後になりました。それを受けて、今現在、この品川区でどのような対応がされているかというところで、まず文部科学省からのこの事務連絡が品川区にも届いているのか、届いているのであれば、その時期、また内容を少しお知らせいただきたいと思います。

○大関教育総合支援センター長 重たいかばんに関して、その後の対応につきましてのお尋ねでございます。

文部科学省より9月6日付で出されました通知文を受けまして、その後東京都を通じて本区にも届いております。それを踏まえまして、翌日9月7日付で全校に通知を出しました。内容につきましては、児童・生徒の携行品に係る配慮をしてほしいという内容でございまして、具体的な参考例などもつけております。また、工夫例としましては、例えば日常的な教材、学習用品について、どのようなものは机の中に置いていっていい、あるいはロッカーに置いていっていいなど、具体的に各学年ごとに、学校によっても、ものは違っておりますので、工夫をするようにという内容となっております。その通知をするとともに、校長連絡会でも再び、1学期にも話題には出ていたのですが、改めて全校に徹底していただけるようお願いしたところでございます。

○新妻委員 私もその通知を確認させていただきました。これまでも品川区教育委員会は、各学校においてそのような配慮をと進めていただいていたということも承知をしております。また、学校では、既にそのようなリストをつくって進めているところもあったということも承知をしております。今回、この文部科学省から出されました通知は、既に各学校でも取り組んでいる、そのことを承知した上で、さらに「この別紙の工夫例を参考とされるなど、児童・生徒の携行品の重さや量について、改めてご検討の上、必要に応じ適切な配慮を講じていただきますようお願いをします」という、改めるという、その一文が入ったの通知でございました。そして、具体的にさまざま取組みをされている例を取り上げております。少し紹介をいたしますが、宿題で使用する教材等を明示することにより、家庭学習で使用する予定のない教材等について、児童・生徒の机の中などに置いて帰ることを認めている。既にこのような学校がありますよということ。同じ日の授業で多くの学習用具を用いる場合には、あらかじめ

数日に分けて持ってくるよう指導するなど児童・生徒に教材等を使用する見通しを明らかにして、携行品の分量が特定の日に偏らないようにしている。そのような紹介をされておりました。これを各学校にということで通知をされたというように確認をさせていただきました。

私は具体的に、ある中学校のPTAの方からこのご相談を少し長く受けてまいりました。学校とPTAの中でもさまざま話し合いをされる中で、来年の4月から重さを感じにくいタイプのかばんに変えられるというところが、1つ大きく前進をしたということで大変に喜んでおりました。そして現在、この通知がされた後、その学校では教室に置いていっていいリストというものが貼られているということで、その対策が進んでいるということも確認をされました。実際にこれは、実効力がきちんと伴わないといけないと思っております。貼るだけでなく、今後もしっかりとこの対策がとられているかどうかという確認も進めていただきたいと思っております。お母さんが実際に子どもの置いていったものを、またどれくらいの重さなのかということも確認したいとおっしゃっておりました。また一方では、貼られているけれども余り変わらないという声も聞いておりますので、そのところをしっかりとまた今後も対応を進めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 その後、学校の工夫といたしまして、例えば朝登校してきたときに、保健室の前で何人が実際にランドセルの重さをはかってみた。そのような学校があるという報告も受けております。また、担任がしっかりとそこを子どもたちに、安心して置いていっていいのだよという部分を伝えられるかどうかにも大きく差はあろうかと思っておりますので、今後も引き続き、例えば次年度も新しい教諭を対象とした研修会などでは、重たいかばんについても話題に取り上げるなど、しっかりと家庭と学校が同じ方向で、子どもたちの健康に留意したかばんの適切な重さという部分を考えていきたいと思っております。

○新妻委員 どうぞよろしくお願いたします。

では、次のボルダリングについてお伺いたします。

ただいまの質問で、この芳水小学校から次の学校にもまた使われるということが確認をされました。まず1つ、このボルダリングの競技について、品川区内の小・中学生の競技人口というか、どのように把握されているのかということをお伺いしたいと思います。

○大関教育総合支援センター長 直接ボルダリング人口がどれほどの品川区民に定着しているか、浸透しているかという数値はまだ把握できていない実情にございますが、区役所の隣にも最近ではボルダリングボードができたりなど、ニュースポーツとして注目を浴びているという部分は把握してございますので、今後とも学習指導要領にのっとったスポーツの内容ではございませんが、情報収集してまいりたいと思っております。

○新妻委員 私もボルダリングをやっている女の子のお母さんからお話をいただいて、大会があるので見に来てほしいということで、北品川にあります、余り大きくないところですけども、大会を見させていただいて、あっ、これすごいなと初めて見たのですが、最初はどのようなルールなのかもわかりませんでしたけれども、体力も必要です。また、どのような動きをしていったらいいのかという知力も必要なのだなということで、非常にこれは子どもたちにとってはいいことだなと思えました。プロクライマーの尾川とも子さんという方が、登れたときの達成感を味わってほしいというふうにメッセージを贈られていますが、気軽にできるスポーツであるということです。私の聞いているところでは、結構やっている人口が多くて、また民生費でも取り上げました児童センターでも、このたび拡充されるということも品川区は取り組んでおられますので、人口がある程度いるというようには認識をされているの

かなと思います。

そこでオリンピックを目指して、今大関教育総合支援センター長からもありました、お隣のスポル品川大井町のこのボルダリングの設備を使いながら、ぜひ品川区の大会の開催を要望いたしますが、いかがでしょうか。

○池田スポーツ推進課長　スポル品川大井町のボルダリングでございますけれども、昼間も大勢の方が楽しみに、そして土日となりますとお子さんも参加して気軽に楽しんでいる様子、私も拝見させていただいているところでございます。こちらのほうもぜひ何とか、また考えていきたいと思っております。

○鈴木（博）委員長　次、中塚委員。

○中塚委員　185ページの学事制度検討経費より、学校統廃合と学校建て替えについて、186ページの教育指導費より、学校スタンダードの検証と見直しを求めて質問したいと思います。

まず、学事制度についてですが、新たな人口推計が示される中、学校統廃合を検討する状況は全くないと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○篠田学務課長　学校統廃合についてのお尋ねでございます。

学事制度審議会の中ではさまざま検討されてきたものでございますけれども、基本的に現在、学校の統廃合というと、当然子どもの数、就学人口等が関係してくると思うのですが、現状品川においては就学人口はどんどん増えているという状況ですので、今のところ学校を統廃合するといった要因はないものであると考えているところでございます。

○中塚委員　する考えがないということで、子どもの人口が増え、現在の状況に戻るのは余りにも先で、今統廃合を検討する状況は全くないと私も思います。こうした中で、小・中学校の改築、建て替えの時期を迎えますが、私の近所にあります、例えば伊藤小学校、富士見台中学校、大井第一小学校、山中小学校について伺いますけれども、建築年数が大分経過をしております。保護者からも、そろそろ建て替えの時期なのではないかという声も伺っております。周年行事の関係からも、PTAはこの時期を気にしております。先ほどの4校について、改築、建て替えの時期はいつなのか伺いたいと思っております。

○有馬庶務課長　お問い合わせのあった学校ですけれども、今現在、品川区では長期基本計画に基づいて、毎年1校ずつのペースで学校改築を進めております。学校改築に当たっては、その学校の老朽度や実際の現状、それから就学人口の動向等を見ながら決定をしていくということでございます。本来であれば先の見通しを全部、何年にはどこの学校というような計画が立てられればいいのですけれども、なかなかそういったことが難しい状況もありまして、今の4校のところについてを含めて、計画の予定が、どこの学校は何年にやるというような具体的な計画は立っているものではございません。

○中塚委員　学校の建て替えについて、PTAも保護者も関心の高いところなのですけれども、ぜひ学校やPTAの要望をよく伺いながら、話し合いながら、決めていただきたいと思います。

次に、学校スタンダードについて伺いたいと思っております。

区立小学校の「学校スタンダード家庭保存版」を読みました。学習スタンダード、生活スタンダード、給食スタンダード、清掃スタンダード、宿題スタンダード、家庭学習スタンダードと、全部で15ページにわたって、事細かに決まりを決めて、いわば校則が示され、子どもたちにこの決まりを守るよう指導されております。小学生からここまで事細かに指示をし、守ることを管理徹底することが、子どもの豊かな成長や自発性、社会性をゆがめるのではと思っております。

本会議の教育次長の答弁で、自分たちのルールを自分たちでつくっていく、そのような決まりの作り方を踏まえて、全体として自主性や個性を育む基礎としての決まりや約束事について教育している、

ルールの形成も含めて自主的な力を育むような学校の教育活動を行っている」と答弁がありました。それでは、この15ページにわたるルールづくりについて、子どもたちはどのように決定に参加したのか伺います。

○大関教育総合支援センター長 いわゆる学校スタンダードは、それぞれの学校がその学校の1つの学習上の目安、決まり事など、家庭と共通理解するために設けているものでございます。また、子どもたちの発達段階に応じて、どのように示してあげるのか、これはまず重要な観点かと思いますが、学校はそもそも社会に子どもたちが出ていく、参加をしていくため、学校という小さな集団の中で日常的なこと、まず、ルールというものを覚えていく段階、さらには今度日常なことからさらに社会で求められる、会社に勤めるようになれば会社のルール、就業規則等に従う必要もあろうかと思いますが、そういった段階を得て徐々に学んでいくルールというもの、社会規範、求められるものというものを発達段階に応じて覚えていく必要があろうかと思いますが、中学生や義務教育学校の場合には生徒手帳というような形の中で、生徒会規則などを定めている段階になりますが、その前の小学生段階は、それこそ幼稚園、保育園から上がってきたお母さんとともに、今度小学校生活を学ぶときに鉛筆はどのような鉛筆が何本ぐらいあったらいいのでしょうかという、ごく簡単な、初歩的な部分から、細かく丁寧に共通理解の目安として示していくと、今ご指摘いただいたように、どうしても内容が多岐にわたってしまうという現実もございます。

それで、小学生段階につきましては、一緒に話し合うというよりは、まずはこのような1年生のスタートをしましょうという形で学校の決まり等を示してございます。だんだん児童会、生徒会活動というように年齢を追っていく中で、自分たちで考えていく場面というものは、これはもうまさに市民科の中で主権者教育もやっておりますが、自治的活動領域の中で自分たちで話し合いをしていく、学級会活動をやっていく、そういった内容になっていくものでございます。

○中塚委員 話し合いというよりは、決まりを、ルールを守りましょうということは、この決定に子どもは参加していないということでもいいのか確認したいと思います。例えば学習スタンダードでは、5分休みは次の時間の準備のための時間なので遊びの時間ではない、生活スタンダードでは、天気の良い日は外に出て仲よく元気に遊ぶ、給食スタンダードの食事の姿勢では、グー、机との間、ペタッ、足の裏、ピン、背中、サッ、手のひらの上、上級生は足裏ペタッ、おへそは前に腰かけて、手のひら上向きよい姿勢と、イラストまで示されております。子どもたちはこれらのルールづくりの決定に参加しているのかいないのか伺います。

○大関教育総合支援センター長 低学年の、例えば1年生の児童と一緒にルールをつくるという非現実的な記載はございません。やはり教員が保護者たちと意見を交換しながら、まず1年生は学校生活をどのように進めるべきなのか、教室で授業のときにはどのような正しい姿勢で座るべきなのか、姿勢を崩さずに姿勢正しく座りましょうということはこのような座り方なのですよということを絵も交えて、そのときに担任が、はい、ペタッなど、そのような言葉の合図をオノマトペといいますか、それを使うことによって、トントントン、パンというふうにやって跳び箱を跳ぶのだよというように指導するのと同じように、はい、座るときにはグーを1つ前に置きましょうね、ペタッですよ、足をしっかりとつきましょ、ぶらぶらさせるのではないのですよということをわかりやすく示している、それが学校スタンダードの1ページかと思いますが。したがって、1年生と一緒に話し合うなどという前の段階で、まずは保護者とも十分に、教員が指導のプロとして、子どもたちに学校生活をまずスムーズに行ってもらうための段階として示すものでございます。

なおその後、生活年齢に応じて、例えば手元に今、荏原第六中学校の生徒手帳のコピーがございますが、前文として、「具体的なことに関しては不十分な内容の部分も多く残してあります。必要であれば生徒会の役員会や学級などの組織の話し合いで解決してほしいからである。君たちが話し合いで解決するために生み出す知恵や勇気を、荏原第六中学校は最もとうといものとするものである。」そのように生徒手帳の前文には書いてございます。やはり発達段階に応じて、徐々に徐々に社会の一員として、立派な品川区民として育ててほしいというように各校とも願って、生徒規則等を考えているところでございます。

○中塚委員 例えば5分休みを遊びの時間ではないと指示をしておりますが、多様な子どもたちに画一的な指導方法でよいのでしょうか。授業の緊張から解放され、思わず気分転換に動きたくなる、遊びたくなるという気持ちすら許されないとは、ここまで管理することに子どもたちは納得しているのでしょうか。天気のよい日に外で遊びたいと思う子どももいれば、廊下で友達とおしゃべりしたいと思う子どももいるでしょう。遊び方まで指示をするのは、子どもの自主性や創造性、社会性を奪うものではないのでしょうか。給食は子どもたちにとって楽しい時間の1つです。その時間にその姿勢を事細かに指示することが、子どもたちの自由な気持ちや表現のあらわし方、また食事はコミュニケーションをとる場でもあります。そこにふたをしてしまうことにはならないのでしょうか。こうした、事細かにルールを決めることが、なぜ自主的な力を育むことになるのか伺います。私はむしろ窮屈で納得のできないルールとは、大人の見えていないところでルールを破ることをひそひそと楽しんでしまう、また、ルールに従うだけで疑問や質問を挟む余地をなくし、自主的な力にふたをしてしまう、子どもの豊かな成長をゆがめてしまうと思いますが、いかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 いわゆる学校スタンダードでございますが、罰を与えるものではなくて、正しい基準を1つの目安として示しているものでございます。教えるべきことは教える、これは学校の役割だと思います。5分休みの間には、しっかりと低学年であれば手洗いに行き行って排せつをする。大切なことです。健康上も非常に重要なことです。遊びに夢中になっていて、5分しかないのにトイレにも行けなかった、次の授業の準備もできなかったという、やはり学習のつまずきを防ぐためにも大切かと思えます。ただ、毎回遊んではいけないということではなくて、15分休みや昼休みなどもしっかりございます。そのときには、今日は天気がいいから先生と一緒に外でボール遊びをやりようよという声をかける担任もいますし、図書室で静かに本を読みたい子は図書室に行きます。それは個別の対応をやっているところでございます。

○中塚委員 私が心配していることは、これが学校のルールだと示され、それに従うことがルールだと思わせることは、子どもの自由な気持ちや発想にふたをし、鬱積した気持ちを増幅させることであります。だからこそ、学校のルールについて子どもの参加とあわせ、一人ひとりに応じた柔軟なアプローチが大切で、例えば天気の良い日に1人教室で本を読んでいる、廊下で友達と楽しくおしゃべりをする、私などは昼休みは校庭で体を動かすより、図書室で本を読むのが好きでした。授業中の態度だけでなく、こうした休み時間の子どもたちの姿を教師はよく観察をして、さまざま声をかけたり、話し合ったりしているのだと思います。それを天気のよい日は外に出て仲よく元気に遊ぶのがルールだから守りなさいということは、教育的ではないと思います。

さらに家庭のルールも学校が示しております。家庭学習スタンダードでは、宿題をやる時間になったら決まった場所で行う、宿題が終わったら自分の興味関心のあることについて調べたり観察したりする、家の手伝いをしてもよい、家の人が児童が同じ本と一緒に読む時間をなるべくつくってください、寝る

前に読み聞かせるなどでもよいとルールが定められています。家庭の事情はさまざまです。宿題を忘れてくる子どもにはさまざまな背景があることもあります。また、家のどこで宿題をやるのか、そのときの気持ちで変わるときも、また同じところでやるのが好きな子どももいます。自分の机がある家庭の子どもも、ない家庭もあります。さまざまな家庭がある中で、この宿題のルールが正しいと決めることは、そこから外れる子どもは窮屈な思いをするのではないのでしょうか。だからこそ、一人ひとりに応じたアプローチが大切です。ルールだから守りなさいということは教育的ではないと思います。学校スタンダードの検証と見直しを求めますが、いかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 個別の対応というものが大前提かと思しますので、まずは1つの目安、スタンダードなものを示してあげることで、そこになかなか難しいお子さんがいれば、どのような手だてが必要なのか、配慮が必要なのか、個別に対応しているところでございます。したがって、何かルールを罰するために設けているような誤解があるようですが、そのようなことは決してございません。家庭の宿題、あるいは保護者との連携した、家庭教育も含めた子どもたちの教育については、今後とも各校、家庭と十分に話し合いながら、充実させてまいりたいと思います。

○中塚委員 先ほどから目安、目安と言いますが、学校で配られているものには、我慢することや励まなければならないことがたくさんあります。このルールを守りなさいと記されております。子どもの気持ちをないがしろにするような、こうした学校スタンダードは見直しが必要だと強く思います。

○鈴木（博）委員長 次、松永委員。

○松永委員 よろしくお願いたします。私からは、成果報告書の194ページの校庭人工芝生化について、196ページの学校給食費について、198ページの浜川小学校の敷地測量委託について伺います。

初めに小学校で進められている校庭の人工芝生化について伺います。

近年小学校で人工芝生化が進められてきております。恐らく近隣住民による砂ぼこりの問題があったからだと考えます。そのほかにも人工芝生化にするメリットがあるのでしょうか。そして人工芝生化についてですが、よく子どもたちの膝に影響があるのではないかと聞かれるのですけれども、実際のところどうなのでしょう。あわせて伺います。

○有馬庶務課長 まず学校の校庭を人工芝生化をしていくことのメリットですけれども、委員ご指摘のとおり砂ぼこりへの対応というものが一番大きいところでございます。それ以外にも、水はけの悪い校庭が改善されるということも大きなメリットになっています。雨が上がれば浸透性が高いために、普通の雨でしたら5分、10分もすれば、もう子どもたちは外で遊べるというようなことがあります。それからもう一つは、メンテナンスの費用が従来までは高かったということですが、長い期間、10年スパンや15年スパンで見れば、土の入れ替え等のコスト的にも逆にもう安くなるか、同等ぐらいになっているというようなことも挙げられます。

それから子どもたちの膝の関係ですけれども、一応子どもたちの膝に対応するために、小学校では少し長目の芝を入れています。そのようなことで、少し緩衝材的な要素を持つような形にしています。中学校のほうでは少し短目で、テニスなどのボールがきちんと弾むような形ということで、その辺が若干の違いを入れながら導入しているものでございます。

○松永委員 この人工芝生化についてなのですが、先ほどグラウンドによって、小学校、中学校によっては人工芝生の長さが違うということであったのですけれども、例えば以前ブラインドサッカーの大会があったときに、あそこの天王洲グラウンドに関しては多分長い人工芝だったかと思えます。そこ

では何か水はけがとても悪いように感じたのですが、それは置いておきまして、人工芝生についてさまざま議論されていると思いますが、本区について、今後小学校は全校人工芝生にされるのか、また中学校についてもお知らせください。

○有馬庶務課長 校庭への人工芝生化につきましては、今学校のほうでも大変評判がいいという状況です。特にすり傷なども減っているというようなことで、昨年、今年入れたところなどは特に性能も上がっていきまして、滑りにくくなっているというようなこともございます。そういったことを考えますと、基本的には今後は人工芝を中心に、今進めていくということを考えているところでございます。中学校も同様でございます。

○松永委員 私以前、中学生のときにソフトテニスのほうをやっていたのですが、中学校で浜川中学校もソフトテニスをやっているという状況で、やはり人工芝になるとやわらかいボールは少し難しいのではないかと思います。ぜひその学校等とお話し合いをしていただければと思います。

学校給食について伺います。

本区内では手づくりの給食、季節感を大切に安全な学校給食が提供され、そして特色ある給食としてグローバル給食など、飽きずおいしい学校給食が提供されていることと思います。そうした中、近年完食指導がネット上で話題になっております。私の時代では残してはだめと教えられており、その当時は配食の際量を減らして食べていた記憶があります。

そこで現在本区では、給食での指導について食材のありがたさや、また一生懸命献立をつくって、料理をつくってくださっている給食センターの方々についてなど、どのように小・中学校の生徒に指導しているのでしょうか。また、話題になっている完食指導について、本区はどのように考えているのかお知らせください。

○大関教育総合支援センター長 給食に関しまして、子どもたちがどのように給食をおいしく食べられるかというさまざまな工夫、それから完食という2つの観点についてご質問いただきました。

まず給食の栄養士、あるいは調理員たちが、教室の子どもたちに、例えばサヤエンドウのさやをむくという部分を、低学年であれば一緒に指導いただく場面を取り入れてみたり、日々自分たちがおいしく食べている給食が、皆さんのおかげで食べることができているという部分を、給食日より家庭にも投げかけたり、あるいは給食委員が委員会活動として、その日の産地などを掲示する、そういった活動を通じて食に対する興味、関心を高めているところでございます。

なお、完食という部分につきましては、近年は無理やり何か食べさせるという傾向は、本区に関しましては一切ございません。ただし、やはり残さないようにするという、大切な食材を無駄にしないという観点も重要でございます。まずは給食はどのように配膳するのか、さらにどのように分量をよそうのかも大切な学習となっておりますので、学習指導の一環として、子どもたちがまずは均等によそいます。しかし個人差がありますので、その後で、一旦、今日はこんなに食べられない人は食缶に戻していいですよということを、いただきますをする前に言い、子どもたちが自分の食べられる分量だけお皿に残して、残りは戻します。そうしますと、おかわりをしたい子どものおかわり分という形がバランスよくできております。さらに食材がたくさん残るメニューなどがないように、子どもたちの人気のメニューは何かなどは、例えば残菜を調べる月間を設けるなど、さまざまな工夫を学校がする中で、食材が残るのを防いで、やはり無駄にしない、大切に食品は扱うという指導も一緒にしているところでございます。

○松永委員 以前と違った形で、そういった給食のあり方になっていたとは知りませんでした。

防災給食について伺います。

ある自治体では給食センターのプロの手によって、より一層おいしく防災食が味わえる取り組みを行っています。また、防災の意識を高める効果もあり、ぜひ本区でも防災の日のみでもいいので、防災給食を行っていただきたいということを提案させていただきまして、この件については終わりたいと思います。

関連しまして、給食の残菜について伺います。現在残菜などを少なくする本区の取り組みがありましたらお知らせください。そして残菜の量は年々どのように推移しているのか、改めて伺います。

○篠田学務課長 給食の残菜についてのお尋ねでございます。

基本的に給食で最終的に残る残菜につきましては、週に2回ほど生ごみの回収を行いまして、それが最終的には動物の飼料に変わっていくといった形で、利用がされてございます。ここ近年の残菜の数量の推移でございますけれども、若干増加傾向にはあるのですが、おおよそ年350トン前後の残菜が46校の学校で出ているというような状況でございます。

○松永委員 ぜひ取り組んで、残菜を減らしていただきたいと思います。

浜川小学校の改築についてなのですけれども、今後どのように変わっていくのか、その工程、わかる範囲でいいので教えていただければと思います。

○有馬庶務課長 浜川小学校ですけれども、現在、今年度基本設計をやっております。来年度は実施設計ということで、ここで基本的ないろいろ工事の工程が決まってくると思います。その中で具体的な、工事がどのように進んでいくのかというところが、ある程度ここではっきりわかる。これが来年になります。その後2年半ぐらいかけて校舎を建てまして、最終的にはあとは外構工事を進めていくというような形になってくると思います。

○鈴木（博）委員長 次、須貝委員。

○須貝委員 私は186ページ、教育指導費についてお聞きしたいと思います。

品川区内の公立中学生の学力について質問します。見過ごされてきた学びの貧困といいますが、低学力層が今、問題視されています。区内の公立中学生の低学力層、あと実態ですね。どのように把握しているか、そしてどのようになっているのかお聞かせください。

○熊谷指導課長 まず、全国学力・学習状況調査の結果でございますけれども、品川区は平均値におきまして、秋田、福井等上位グループと同等のところに位置しております。ただ、一人ひとりに着目しますと、習熟の進んでいる層もあれば、反対に基礎的な知識や技能が十分身につけていないといった層も確かにございます。

どのようにして把握しているかというところなのですけれども、こちらは今申し上げた国の調査、都の調査、そして経年で行っている区の学力定着度調査で確認をしているところでございます。

○須貝委員 今確認をしていただきましたが、実態として学力が身につけていない、身につけている子、普通の子、かなりできる子、さまざまあるかと思うのですけれども、その辺について品川区全体として、これぐらいの点数、正答率はこれぐらいですよということは把握していますよね。実際お子さんがどのように学力をしっかりと身につけているかということ、やはり教育委員会として私は確認していると思うのですが、ある程度身につけている子はいいのですけれども、逆になかなかそこまで行き着かない、そしてそのまま学年がどんどん上がっているという、そのような中身の実態というものはどのように捉えられていますか。

○熊谷指導課長 全国学力・学習状況調査や東京都の学力向上を図るための調査は、その学年、毎年

決まった学年で調査を行いますので、系統性というものが見えません。ただし、区で昨年度から系統的に2年生から9年生まで行っている学力調査につきましては、1人の子どもを2年生から9年生まで毎年追っていく形になっております。ですので、一貫教育を行っておりますので、6年生から7年生に上がったときでも、昨年度までどういった学力傾向にあったか、そういったものが教員にもわかるように、また子ども、保護者にもわかるように、そういった状況で子どもたちの実力を捉えているところでございます。

○須貝委員 少しはぐらかされているかなと思うのですが、例えば今回正答率でも、大体2割までは正答してきちんと解答できている、それから4割までは、4割の子はこうだ、40%正答率、そして60%ぐらいはこのぐらいの方が大体品川区の中学生でいますよと。それから80%の正答率があるなら、そのような方たちは何人ぐらいいますよということは把握していますよね。それをわかる範囲で教えていただきたいということと、先ほどテストを全国でやっているというお話でしたが、例えば数学A、数学Bというものをピックアップしたのですけれども、公立中学校の場合には、端的に言いますと、数学Bのほうに着目しますと、正答率が全国平均で46.9%というふうに出ています。そして国立では74.8%という正答率が出たのです。そして私立では62.2%という正答率が出ています。これは明らかに離れているのです。先ほど全国レベルに追いついていますよと、それは公立の生徒が約101万人集まって、そして国立と私立が約2万人、103万人を抽出して平均をとっているのです、品川区、それから見ればいいのかというような解釈もできますけれども、実態これだけ点数、正答率が離れていると思うと、果たしてきちんと把握しているのかと疑問にすら思うのです。その前に先ほどお聞きした、今の疑問点もそうですが、どれぐらいの割合の子がどれだけの点数領域にいるのか教えてください。

○熊谷指導課長 分布なのですけれども、把握はしておりますが、今手元にはございません。ただ、5段階だと7%ぐらいが、いわゆるA、B、C、D層のDの一番端のほうにいるかなというところでございます。

あとは先ほどの品川区の平均正答率なのですけれども、算数A、算数Bに関しては、これは全国のトップよりも上のところがございます。同じように、全ての教科においても、先ほど申し上げました秋田、石川、福井と同等、もしくはそれ以上ということになっております。

○須貝委員 それはもう3回目ぐらい聞いているのです。だから私は申し上げましたよね。公立は、先ほど全国平均46.9%の正答率。品川区はもっと、51%の正答率がある。国立は逆に74.8%と上がっているのです。私立は62.2%だというわけです。それを、いや品川区はいいのだという根拠にはならないのではないですか。この辺は少し勘違いされていないのかなと思うのですが、同じ問題をやって公立、国立、私立、このようにはっきり明確に正答率が出ている中で、いや、うちは全国的にいいからいいのだという理屈は通るのでしょうか。もう一度ご見解をお聞かせください。

○熊谷指導課長 まず、今70%でしょうか。国立。品川区の場合は数学に関しましては70%ですので、国立と同等というふうになろうかと思えます。

○須貝委員 平成29年度の全国学力統一テストの、今、正答率というものがありませんけれども、数学B、あくまでこれは昨年のものでありますからあれですが、51%、数学Aが67%。今年は上がったのかどうかわかりませんが、結局これだけ実態と乖離しているということは、私は大きな問題かなと思うのですが、これはこれにしておきます。

引き続き、今、品川区内の公立中学校の定期テストの結果、これは各保護者の方に、生徒にも見えるように渡していますよね。そして、あなたは大体このぐらいのところにありますよと。あなたの身につ

いている学力定着度はこのぐらいですよ。ある学校で、これもちよっと数学を見させていただきましたら、0点から20点が18名ぐらい、そして21点から30点が10名、31点から40点が11名、そして41点から50点まで15名、要は40点以下でも40名、この学年でいるわけです。このような実態があるではないですか。ここはもちろん91点から100点も10人ぐらいはいるようですけども、このような子どもたち、生徒たちがいる。この子たち、このまま成績が、0点から20点が十七、八名もいるという実態に対して、これどのようにお考えなのですか。ちょっとご見解をお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 インクルーシブ教育システムが構築されて数年たちますが、本区は先駆的に通常の学級にもさまざまな学習上のつまずきを抱えたお子さんがいる実態がございます。さまざまな配慮もしながら学んでいるところでございます。やはり無回答ということで0点になってしまうお子さんも、現実にはいらっしゃいます。でも、それだけではなくて、もしかすると因数分解は苦手だったとしても、とても礼儀正しくてコミュニケーションが好きなお子さん、あるいは家でしっかりと手伝いをしてきている方、あるいは部活動で活躍しているお子さん、その子その子のそれぞれの活躍の場面があるのが学校だと思っております。さまざまな中で習熟度別の学習というものを展開しながら、そのお子さんの定着している内容に応じた指導の工夫はしているところでございます。

○須貝委員 今、お手伝いや部活動というお話をされました。でも、学校というのはそもそも子どもに知識を身につけさせるためにつくったのです。そうではないのですか。それで今、いや、そちらが優先だと言いますが、私立だって部活もやる、勉強ももちろんやっています。でも40点以下だと落第するのです。留年する。そして責任を持ってそのお子さんにきちんと学力を身につけさせるというシステムができています。ところが、いや、この子たちはいいのです、お手伝いできればと。部活できればいいのです、いや、いい子に育てばいいのです、それは少しおかしくありませんか。もう1回ご見解をお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 さまざまなお子さんの実態に応じて個別な配慮というお話をさせていただきただけですので、決して学力をおろそかにするということではございません。ただし学校は教科の学習以外に社会活動、社会参加するための学校の役割というものがございまして、さまざまな観点から立派な区民に育ていただくために学んでもらっているところでございます。

○須貝委員 皆さん、小さなお子さんでも夢があります。私は将来弁護士になりたい、医者になりたい、別の職業につきたい、そのときに必要な基礎学力、基礎知識がなければ、そのステップに行けないわけではないですか。私は毎回毎回言っていますけれども、だから塾がこのまま残っている。結局塾が支えている。このようなことではいけないではないですか。そして今、このできない、学力が身につけていない子に対して、きちんと補習をしていたり、例えば土曜日に学習をしていたりなど、そのようなところもあります。コミュニティ・スクールというのでね。そこで周りの、近隣の大人の方が子どもたち、できない子に対して何とか支援したいということで頑張っているところもあります。ですが、私もちょっと何件か聞いたら、全く補習はしていない。これだけ大変なお子さんいたら、例えば我が子だったら何とかしてやりたいと思いますよ。この子たち、自分の子だったら将来を考えたら。それに対してこのまま、悪い言い方をすれば放置しているのと一緒ではないですか。「いや、いいですよ。中学生時代、楽しければいいのです。」そうではないでしょう。やはり社会へ出たら勉強をある程度できないと、読み書きそろばんではないですけども、それこそ法律も覚えなければいけない。社会で生きていくためのルールも覚えていかななくてはいけない。それにはそれだけの最低の知識があってこそ前へ

進めるわけです。それに対してもう一度ご見解をお聞かせください。

○熊谷指導課長 基礎・基本の定着でございますけれども、これは授業中のみで完結するものではないと思っています。やはり繰り返し、繰り返し学習することで定着していくものでございます。特に学力が定着していない児童・生徒に対しては、なかなか家庭学習の習慣が身につけていないといったお子さん、それからもう諦めてしまっているお子さん、そういったお子さんもおります。そういう中で補習が有効と思っております。

今、委員からご指摘ございましたけれども、全ての学校で補習を行っております。それに加えて、教員が行う補習、全て行っておりますけれども、加えて本年度から、コミュニティ・スクールが全校展開になりました。付随して地域未来塾がコミュニティ・スクールにはございますので、全校で補習を行っているところでございます。

○須貝委員 私も調べもしないで言っているわけではないのです。私の学校は補習は一切いたしませんと宣言している学校もあるのです。そのようなところをやはり教育委員会の皆さんは、調べなければいけないと思う。きちんと補習をしているのか、ではいつの何時から何時までやっているのだとか、地域の人に頼んでいるのならどのようにしてやっているのだとか、やはりそういう義務があるのではないですか。教育委員会というものはやはり学校をしっかり指導して、いい子を育てていく。そういうものが基本的にベースになればいけないのではないですか。

多くのお子さんがこのようにして、今回ある学校のある学年しか見ていませんけれども、このようにしてどんどん育っていってしまう。この子たちが今度2年生から3年生、そして卒業していってしまう。それで成績の悪い子の話を聞いたら、「いや、どうするんだ」と言ったら、「いや、僕は部活で高校へ行きます」と。そのような部活推薦も今あるそうです。そして実際私立高校も、5教科がオール1でも、ではうちで受けますよというところまであります。でも品川区、これだけ予算をかけていろいろなことをやっています。子どもたちのために。だけれども、最低限、学力、このように低学力層というのですか、定着しないという子に対して、やはりもっと力を入れるべきではないですか。自分の子どもだと思って。いかがですか。

○熊谷指導課長 やっていない学校があるということなのですが、それはどちらでしょうか。といいますのは、全校やっております。全て何日の何曜日の何時から何時まで、そして指導者は誰なのか、全てこちらに上がってきております。主に原則として国語、算数、数学、理科、社会、英語を補習をしておりますけれども、中には英検受験の補習ということをやっているところもございます。大学生、教員になりたいという大学生や、教員のOB、地域の方、それから実際に区の講師等をやっていらっしゃる方が講師として行っている中で、校長先生や先生方も、やはり自分でも一緒に教えたいということで補習を行っているところでございますので、やっていないという学校はないと私は信じております。

○須貝委員 課長、では何で、何でこのような成績のまま残っていくのですか。申しわけないけれども、補習をきちんとして、子どもたちを支えているなら、ここまですみますか。もう一度言いますよ。0点から20点が18名、21点から30点、10名、31点から40点が11名、41点から50点が15名、このような状況が生まれているのです。補習をしています。では本当に行って聞いてください。学校と教育委員会に、何かうまくつながりがなければ、お母さんに聞いてもいい。お母さんに「どうなのですか。おたくお子さんの成績的に、学校に何か問題がありますか。うまくいっていますか。皆さんのお子さんはきちんと学力ついていきますか。」このようなことだから、みんな塾へ行ってしまう。このように塾が繁栄するということは、学校に対して不信感を抱いて、自分の子は自分で守るという気

持ちが、もう親の間に根づいてしまっているからです。成績がいい、では聞いてみてください。どれだけの子が塾へ行って習っているのか。そして前も言いましたけれども、受験するのだったら受験するで、私立に行かなくては、全国模擬テスト、テストを受けなければできない、わからないというような、そのような実態があるのです。私は、ここは教育委員会としてしっかり子どもたちに目を向けて指導していただきたいと思います。終わります。

○鈴木（博）委員長 次、田中委員。

○田中委員 196ページ、2項学校教育費、3目学校給食費、192ページ、1目学校管理費、194ページ、通学安全確認業務等委託、186ページ、1項教育総務費、3目教育指導費、そして時間があつたら190ページ、4目社会教育費の品川区子ども読書活動推進計画について伺います。

まず学校の給食食材放射性物質検査費について伺います。検査の継続はもちろん、食材の単品検査への変更をやはり要望したいです。2018年9月28日、東京電力は一部のタンクから放出基準値の最大約2万倍に当たる放射性物質が検出されていたことを明らかにしました。東京電力や経済産業省によると、ALPSで処理された、浄化されたはずの汚染水から、ストロンチウム90などが基準値の約2万倍に当たる1リットル当たり約60万ベクレルの濃度で検出されたということです。東京電力はこれまでALPSで処理すればトリチウム以外の62種類の放射性物質を除去できると説明していましたが、できていなかったということになります。原発を稼働させるとトリチウムが海に放出されていることや、2017年3月に村の大部分で避難指示が解除された飯舘村で、放射性物質が飛散する可能性があるとして、原発事故の後禁止していた農作業の野焼きも、2019年の春から村が条件つきで認めることになり、福島第一原発の事故で発生した国の基準値を下回る放射性廃棄物の本焼却が11月12日から宮城県石巻市で始まるなど、ますます放射能検査が必要とされる状況となっています。福島で検査している努力は私たちは重々承知しております。しかし、教育委員会でも把握されているとおり、現在検出されているものは福島県以外でもあります。これからも学校の給食食材放射性物質検査は継続し、子どもたちの食の安全を守っていく姿勢を継続していただきたいと改めて要望いたしますが、いかがでしょうか。

○篠田学務課長 給食食材の放射能検査に関するお尋ねでございます。

こちらに関しましては、これまで平成23年度から継続して実施してきたものでございます。これまで放射能基準値を超えた数値というものは検出がされていないということが実態でございます。また、福島県産の食材に関しては、現地でもきちんと検査がされているといったことがございます。そういったことを踏まえまして、これまでもさまざま給食の放射性物質検査については、方法等いろいろ、対象、検査内容等も考えながら進めてきたところでございますけれども、ただいま申し上げたような状況も踏まえつつ、今後については十分検討していく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

○田中委員 安全を継続し、確認していくことがとても重要です。放射性物質検査を継続していることにより、生活者ネットワークには保護者の方々から品川区の姿勢に対し感謝の声が多く届いております。今後も継続、そして単品検査への検討をお願いいたします。

次にHEARTSのことについて、HEARTSの相談件数、相談の多い項目についてお知らせください。

○大関教育総合支援センター長 HEARTSのほうでは、さまざまな形で子どもたち、あるいは保護者への支援活動のために、実際に学校や家庭にも出向しているところであり、関係機関等との連携も

しております。その中で広い意味で対応の全体を含めると、平成29年度は46校、204人に対して対応いたしました。この204人の中には、前年度からの継続のお子さんも入っております。その前年度、平成28年度ですと、37校、122名ということでございます。

内容、多い項目でございますが、これは年度によって変化はございません。一番多いのは「不登校のお子さんに関する支援」でございます。全体の3割近くは不登校に関する、本人、保護者あるいは学校からのSOSに応じて支援を図っております。その次が「家庭環境」、これも20%を超えております。家庭環境といいますが、さまざまな要因がございます。中には保護者自身が支援が必要なケースもございますので、どちらかという、そちらに関しましては継続的にさまざまな、家庭訪問も含めました対応をしているところでございます。

○田中委員 今のご答弁の中にも、ヤングケアラーの状態にある子どもの存在があると考えます。現在ヤングケアラーの状況にある子どもの数を把握されていたら、お知らせください。また、ヤングケアラーであることがわかったときには、どのような支援につなげているのか伺います。

○大関教育総合支援センター長 いわゆるヤングケアラーという調査項目はございませんが、「家庭環境」といたしましては、平成29年度1年間ですと、70ケース対応しております。その中の全てが要支援の保護者の方ばかりではございませんが、個別のケースですので、具体的な部分は申し上げることができませんけれども、親御さんに同行して保健センターの保健師につなぐ、あるいはさまざまな福祉の手続をするために一緒に行く、あるときには親御さんの就労先のそばまでスクールソーシャルワーカーが出向いて行って、書類の書き方を丁寧に一緒に考えながら手続を進めていくというような地道な活動をしながら、関係機関に確実につないでセーフティネットとして機能しているところでございます。

○田中委員 2018年3月に「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル～介護者本人の人生の支援～」が厚生労働省から示されています。介護者本人の人生の支援は、介護する側、される側をも救う制度です。HEARTSに助けを求めている介護に追われている子どもや、自分の介護のために子どもに頼る状態にある保護者、どちらも歯がゆい思いをされていると考えます。他区では教育委員会と大学が協力し、ヤングケアラーについて調査した事例、ヤングケアラーやヤングケアラーの状態にあることすら気づいていない子どもに向けてシンポジウムの開催などを行っていますが、品川区でもHEARTSの相談状況を踏まえ、教育委員会としてヤングケアラーについて問題意識を持っているのか伺います。

また、厚生労働省は今年度ケアラーの調査を行うよう、各市町村の担当課へ通知をするとのこと。通知は直接教育委員会には届かないかもしれませんが、この件については教育委員会が一番実態を把握しているところだと思います。ヤングケアラーについては教育委員会も担当課と協力して取り組んでほしいと思いますが、見解を伺います。

○大関教育総合支援センター長 さまざまな関係機関と情報を共有しながら対応に努めているところでございますが、学校という1つの日常的な窓口の中で、お子さんの遅刻が目立っていたり、あるいは欠席が続くといったところから発見というケースは確かにございます。そのような場合には庁内の関係機関だけでなく、児童相談所等とも連携をとりながら、例えばあるご家庭はお母さんが実は入院をされていて、小学生のお子さんが妹と弟の世話をしていたので遅刻が続いた、そういったケースに対応したこともございます。ケース・バイ・ケースでございますが、結果的には養育的に難しいであろうということで、児童自立支援施設に進んだということも過去にはございました。ただ見逃さずに、学校は1つの

発見する窓口として重要だというふうに考えております。これは不登校であったり、あるいは虐待の可能性という部分も含めて気づく、1つの学校という機能が十分に地域にはあるのだというふうに教育委員会も考えておりますので、引き続き関係各課との連携を努めてまいります。

○田中委員 先ほども支援策について伺いました。教育委員会としては義務教育の中では考える姿勢と今伺っております。それ以降についても、スクールソーシャルワーカーの助けをかりても、これからも継続した支援をつなげていただきたいと思います。

次にまもるっちの使い方の指導について伺います。

まず2005年からまもるっちの事業が始まっていますが、現在所管が生活安全担当になっています。教育委員会の事務事業概要では、まもるっちについての記載が見つけれませんでした。子どもの健全やかな成長を見守る教育委員会としては、この事業をどのように評価されているのか伺います。

○大関教育総合支援センター長 子どもが危険から命、あるいは自分の身をとにかく守るための大切な抑制力として、十分機能しているというふうに教育委員会は受けとめております。市民科の教科書の中にも、実際にまもるっちに関するページがございます。「1人になると危ないよ」という單元の中でしっかりと、万が一怖い目に遭ったときにはまずその場を離れる。離れてからまもるっちを引く、その上で110番をしたり、お店の人とか、近くの大人に助けを求めましょう、ここの指導を各学校では徹底しているところでございます。

○田中委員 これまで子どもたちへのまもるっちの指導、認識が、教育委員会、生活安全担当や携帯電話事業者で共有されていないことを指摘してきました。例えば、その危険を感じたときには真っ先に逃げる、身の安全を確保するという教育委員会の指導について、一部の小学校で実施されているセーフティー教室の中では、間違っただけで子どもたちに伝えられていました。その指導は、事業者と警察署の指導で行われており、危険を感じたらすぐにブザーを引くように子どもたちに伝えられていました。こういったそごが発生する原因について、教育委員会はどのようにお考えなのか伺います。

○大関教育総合支援センター長 その場の子どもたちへの指導のところ、まもるっちを確実に使えるのだということを指導したい場面の中で、前後の順番として、今ご指摘いただいたようにまもるっちを引けば音が鳴るからね、助かるよというところを強調し過ぎてしまった事例があったというふうに、教育委員会も報告を受けております。その後、このまもるっちの指導について、まずその場を離れる、まもるっちを鳴らす、それから大人に助けを求めるといふ、大人向けの、教員向けのテキストの部分に関係警察署とも共有をしたところでございます。

○田中委員 わかりました。ただ、教育委員会や市民科が子どもたちに伝えているまもるっちの指導について、先ほど紹介したセーフティー教室で指導していた警察署と事業者に伝えたところ、その指導については知りませんでしたと答えられました。事業スタート時は品川区独自のものづくりNPOが開発した近隣セキュリティシステムということでしたが、現在はKDDIの民間事業者の携帯を使用しています。区が主体的であり、教育委員会と連携ができていたときはよかったのですが、現在に至っては所管が生活安全担当でいいのかという疑問があります。現在連携がとれているとは、ちょっと言えない状況があると思います。まもるっちの指導は学校の先生が行うよう見直すことが、認識の違いを生むことなく、子どもたちも混乱をしないと考えますが、教育委員会の見解を伺います。

○大関教育総合支援センター長 各警察署のスクールサポーターの方、あるいは生活安全担当の方を中心に、毎月の生活指導主任会にもご出席いただいておりますので、その中で引き続き共通理解は今後とも継続してまいりたいと思います。

○田中委員 今のご答弁の中で、KDDIのまもるっち担当者の名前がなかったと思うのですが、まもるっち担当者の方は、担当のはずなのに、この教育委員会が教えている指導については把握していなかったのです。ですので、事業者任せではなくて、教育委員会が主体として、やはり進めるべきなのではないかと思っております。

そして今年の2018年4月16日の区民委員会で、まもるっちがリニューアルし、新機能としてHEARTSへつながる機能が追加されたと報告がありました。機能に追加されたHEARTSについて伺うと、担当課では答えられないとのことでした。子どもたちが利用するまもるっちについて、やはり子どもたちに直接かかわる教育委員会が主体となるべきだと、ここでもやはり思ったのですが、見解を伺います。

○大関教育総合支援センター長 まず教育委員会、教育総合支援センターは、区立学校に対する教育内容、子どもたちの安全等を中心に普段活動しております。そのほか、実際には私立、国立等へ通っている区民に対しても、まもるっちは対応されているというふうに伺っておりますので、区民全体の部分は教育委員会の枠だけではとどまらず、区長部局全体で連携しながら進めているところでございます。

なお、実際にHEARTSのほうに直接相談の電話がつながるといふ新しい機能が、新しい機種から入っておりますので、そこはHEARTSのほうで、相談が入った場合には確実に受ける体制をとっているところでございます。

○田中委員 そうなのです。品川区に住む小学生だったら、希望のある方はどなたでもまもるっちを所持できますよね。でも、そのチラシにも、やはりすぐに身の安全を守るという記載はなかったです。それもやはりKDDIの事業者が知らなかったのもうなってしまうのだと思うのです。やはり主体的に教育委員会が、子どもたちの身の安全を守るためにも、指導していく必要があると考えます。その辺についてご答弁いただけたらと思います。

人工芝生のほうも伺います。教育委員会は校庭を人工芝生化していくことをいつ、どこの会議体で方針として持ったのか伺います。

○大関教育総合支援センター長 まもるっちの内容でございますが、引き続き教育委員会といたしましては、生活安全担当課長とも連携をとりながら、さらに充実に努めてまいりたいと思います。

○有馬庶務課長 校庭の人工芝生化をどのように決めたのかということでございます。

学校への人工芝生化は平成21年戸越台中学校から始まって、毎年1校、2校進めてきていました。そのような中で平成27年から平成28年にかけて、少し学校の校庭のあり方について人工芝生化を導入してきた実績が少しずつ出てきたため、それを一応検証して、そのときに今後どうしていくか内部検討を始めたということでございます。それで最終的には平成28年の秋になります。これは翌年度、平成29年に向けての検討ということですが、その中で教育委員会としてメリット、デメリットを出しながら、そこで決めていったということでございます。したがって、何かの会議体ということではなくて、事務局の内部での検討結果ということでございます。

○菅生活安全担当課長 まもるっちのことにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、KDDIのセーフティー教室を実際に委託してやっていただいておりますけれども、これはあくまでもまもるっちの使い方、これを指導するために行っているものでございます。そもそもセーフティー教室におきましては、警察のほうから「いかのおすし」を基本としまして、5項目につきまして児童に安全対策ということで指導しているところでございます。

また、まもるっちのパンフレットにつきましても、これも児童や、主に保護者と協力者になるかと

思いますけれども、こういった方に対しまして、まもるっちのシステムは一体どういったものかというこの機能や取り扱いを説明する、取扱説明書であって、防犯指導を目的としているものではございません。あくまでも防犯指導につきましては、セーフティー教室ですとか、あるいは本年度から保護者向けにまもるっち通信というものを発行しております。こういったもので児童、保護者に対して安全対策の指導ということをしつかり行っているところでございます。

○田中委員 まもるっちは防犯システムではなかったですか。児童見守りシステムだったと思います。ですので、今の答弁ではちょっと違うのかなど。趣旨が変わってきているのかなということをやはり感じてしまいます。また、先ほど教育委員会から生活安全担当でやっていくという話がありましたが、やはり今のようなそごが生まれています。ですので、教育委員会としてしっかり把握していく、それでも生活安全担当でというのであれば、きちんとした趣旨が共通認識されるように、しっかりとしてほしいです。でなければ子どもたちが混乱してしまいます。といいますか、既に混乱しています。本来の目的を忘れないでくださいということを申し上げたいと思います。

○鈴木（博）委員長 次、横山委員。

○横山委員 よろしくお願いいいたします。私からは189ページ、マイスクール運営費、品川英語力向上推進プラン、190ページ、図書館経費、83運動経費についてお伺いをいたします。

まず1点目にマイスクール運営費についてお伺いいたします。平成28年の文部科学省の不登校児童・生徒への支援の在り方についての通知で、支援の視点として「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること」とありますけれども、品川区におきまして、平成28年度どのように周知され、現在どのような対応を行っているのでしょうか。この通知を受けての指導内容の年間の変化につきまして、また、品川区適応指導教室設置要綱の目的の部分の解釈につきましても、ご説明のほうお願いいいたします。

○大関教育総合支援センター長 不登校児童生徒への対応の指針といいますか、考え方、それから実際のマイスクールの状況、それから学校への働きかけ、その3点ご質問いただきました。

これまで国等からの指針を受け、校長会を通じまして、各学校のほうにはさまざまなお子さん、それから家庭の実情があるということの理解、それと本区では適応指導教室を非常に充実させて設置してございますが、それ以外に民間のフリースクール等、さまざまな選択肢もある現実等も情報提供をするとともに、校長の判断として、子どもたちが、例えばフリースクールでどのようなことを学んで、どういった報告を子ども自身、あるいは保護者から受けることによって、出席扱いをすることができるのか、そういったものなども具体的に校長会の中で話を、教育委員会と情報共有しているところでございます。

そのような中で、本区においては適応指導教室として、あくまでもこれは学校復帰を目指した形でこれまでマイスクール八潮、マイスクール五反田、そしてマイスクール浜川の3拠点を設置し、非常に手厚い区立学校9年間を卒業後、高校受験等にも困らない体制というものをまずはそろえてまいりました。その中にどうしても乗ってこれないお子さんがいるということも、十分我々も把握してございます。そういった部分については、例えばこれまでは児童センター等に行っているお子さんもいらっしゃいますし、区内には子ども若者応援フリースペース等、新たな子どもの居場所というものも生まれてきております。そこは役割分担をするというふうに関係各機関、それから関係課とも話し合いを進めていると

ころでございます。

教育委員会といたしましては、あくまで区立学校の学習保障、そしてそれを補完するために、進路指導も含めまして、適応指導教室は学校復帰を目指すことを大前提として取り組んでいるところでございます。

○横山委員 ご説明のほうありがとうございます。校長会のほうを通じて、各学校や先生方に周知をいただいているということなのですけれども、再度周知徹底のほうをお願いするとともに、一人ひとりの状況によって、児童・生徒や保護者を追い詰めることがないような環境づくりのより一層の配慮をお願いさせていただきたいと思います。

また、区内のマイスクールの体制なのですけれども、五反田、浜川、八潮ということで充実していただいているということです。学校復帰が前提ということで、たださまざまな個別の事情もあるお子さんも、やはり現実にはいらっしゃるという事実も教育委員会としては受けとめていただいているというようにご答弁いただきましたけれども、やはり子ども一人ひとりが社会的に自立していくというのを目指して、進路ですとか、その子その子のペースというものもやはり、ご家庭の事情だったりですとか、本当にさまざまだと思います。再チャレンジのための十分な教育機会の拡充という意味におきましても、例えば荏原地区への設置や、五反田への通室が可能というようにご答弁もあるかと思うのですけれども、今後のお考えといたしますか、今でも充実していただいているというようにご答弁だったのですが、やはり一人ひとりの個別の対応を厚くしていくということが、その子の人生の再チャレンジのきっかけといたしますか、そういったものをつくっていく可能性がすごくあると私は思っておりますので、ぜひそのあたり、もう一度ご答弁いただけたらと思います。

また、2点目なのですけれども、図書館経費についてお伺いしてまいります。

平成29年のレファレンスサービスの受け付け件数と実態を教えてください。

○大関教育総合支援センター長 マイスクール八潮・五反田・浜川、3拠点がそれぞれの社会的自立を目指すためにどのようなことを充実しているのかということでございますが、マイスクール八潮と異なりまして、五反田や浜川につきましては併用型として、学校に何とか保健室登校ができていて、あるいは授業にも、授業の科目によっては参加できている、そのようなお子さんもおります。そして五反田と両方を通いながら、五反田で大学生等になりますが、メンタルフレンドに学校での生活の仕方を相談しながら、実際にアウトリーチでメンタルフレンドが学校に行き、ちょっと図書室で待っている間に子どもたちが実際に授業にどのように参加できるか、そのときのアドバイスを見守る、そのようなケースなども、いろいろ取り組み出したところでございます。

なお、今中学校には、特別支援教室が全校配置されましたので、これは特別支援教室は週1回だけの活用ではなく、それ以外の日には場所もございますので、そこを各校では教員体制の工夫などをしながら、なかなか教室で学ぶことが難しい場合は保健室登校だけでなく、そういった特別支援教室なども活用しながら学ぶなど、一人ひとりのお子さんの実態に丁寧に対応し始めたところでございます。

○横山品川図書館長 平成29年度のレファレンスサービスの実績でございますが、全館合わせまして4万3,653件でございます。

○大関教育総合支援センター長 マイス쿨の荏原地区への設置の可能性でございますが、マイスクール五反田の午後のコースを、今試験的にスタートしたところでございます。荏原地区の部分も含めまして、五反田がもう少し充実することでカバーできるのではないかと現段階では考えているところでございます。

○横山委員　　マイスクールにつきましては、荏原地区の子どもたちがぜひ通いやすいようにということと、充実していただいているということで、今お話をお伺いいたしましたので、引き続き何が子どもたちを救うのかということの本気で考えていくということ、またその子の人生を通してということ、学校復帰というものももちろん大変大事なのですけれども、お一人ひとりの事情を見ながら、支援のほうを厚くしていただきたいと思います。

また、レファレンスなのですけれども、こちら今件数のほうお伺いしましたが、件数だけではなかなか評価というものが難しいのかなとは思っております。私も調査研究の中で、ホームページのほうからレファレンスのサービスを何度も利用させていただいているのですけれども、品川区のサービス、非常に高いサービスを提供している実態があるように私は思っております。レファレンスは、評価の仕方というものがしにくいというようにも言われておりますけれども、ぜひ区民の皆様のあらゆる調査研究を助けるレファレンスの評価の重要性について認識していただくとともに、今後重要性について区のお考えのほうをお伺いしたいと思います。

○横山品川図書館長　　図書館におきましては、レファレンスサービスも重要なサービスだと思っております。この件数のほとんどは館内で自分が探す本がどこにあって、どのようなものを読むと参考になるかというような簡単なものが多いです。ただ、委員ご指摘のように、中には調査研究のためにテーマを絞っていただいて、それについて図書館員と一緒に考えて、どのような分野の本がいいかということとを照らし合わせたり、また、難しいケースにつきましては、国立国会図書館や都立図書館に協力を仰いで資料をそろえるようなこともございます。そういう意味では、区民の方が調査研究な資料をそろえる重要なサービスとして、これからも拡大していきたいと思っておりますし、また、それを皆さんに知っていただくPRも重要だと考えてございます。

○横山委員　　ぜひ機会を捉えまして、レファレンスのほう、調査研究というところもかなり専門的にやっけていただいているかと思っておりますので、いろいろな使い方があるということとをぜひ区民の方に周知をしていただいて、また専門性や機能強化というところも行っていたらと思っております。

3点目に83運動についてお伺いをいたします。

83運動の目的と現在の取り組み状況を教えてください。

また、英語教育、品川英語力向上推進プランについて、4点目もお伺いしてまいります。

TOKYO GLOBAL GATEWAYがスタートいたしました。英語を使う実践の場として、どのように活用を現在されておりますでしょうか。また世界ともだちプロジェクトのスカイプ交流についてというところも、同じく実践の場が不足を現在しているというところの観点から、現状について教えていただけたらと思います。

○有馬庶務課長　　それでは83運動についてお答えいたします。

83運動は子どもの登下校時に買い物や花の水やりなど、外に出る機会をつくって子どもを見守ること、これを生活の一部にして子どもたちの安全を守っていかうということが目的でございます。現在は83運動の推進委員会や小学校のPTA連合会が中心となって取り組みを行っております。誰でもが参加できる、この趣旨さえわかっただけであれば、どなたでも買い物に行ったときに子どもの様子を見ていただけるというようなところで、我々、区としては、今啓発ということで、PTA連合会に対してパトロール用のベスト等啓発グッズを配布したりなどという活動をしているところでございます。

○熊谷指導課長　　TOKYO GLOBAL GATEWAYの活用でございますけれども、今年度は4年生のジュニア・イングリッシュキャンプにおきまして、自校での開催か、TGG、TOKYO GLOBAL GATEWAYでの開催か学

校に選んでもらいました。全31校中17校がTOKYO GLOBAL GATEWAYで活動を行いまして、既に5校が実施しております。来年度は24校が実施する予定でございます。実際に学校で学んだ内容を話す、社会の中で使えるといった活動を行うことで、言葉を大まかに理解して、何を聞かれているのか、何を今言わなければいけないのか、そういったことを考えながら、粘り強く相手のことを理解しようとする、そうした姿勢が子どもたちには見られました。子どもたちからも、このような活動をまたやってみたい、今度は卒業してから個人で行ってみたいということも聞かれております。

また、世界ともだちプロジェクトの具体的な英語等を用いた活動の場ですけれども、実際には品川学園でスカイプを使って、イギリスとの交流を定期的に行っているといった事例がございます。また海外からのお客様がいらしたときに、英語を用いて交流しているといった状況もございます。

○横山委員 まず、TOKYO GLOBAL GATEWAYの活用や、スカイプ交流について現状をお知らせいただきまして、ありがとうございます。ジュニア・イングリッシュキャンプ、品川オンラインレッスン、品川区グローバル人材育成塾など、品川区の英語教育はかなり充実していると思っております。さまざまなカリキュラムがあると思うのですが、使える英語力を身につけるという目標のために、やはり実践の場というものが、今回このTOKYO GLOBAL GATEWAYの活用の状況をお聞きした上でも、やはり有効かと思しますので、今後各プログラムの参加の学校数を増やしていただいたり、また学年の幅を広げたりなど、いろいろ有効な方法を検討いただいて、推進していただきたいと思っております。こちらもし時間があれば一言お願いします。

○熊谷指導課長 中学校、そして後期課程では、品川区グローバル人材育成塾を行っておりまして、放課後英会話を学びたい子どもたちが集まっているところでございます。現在250名の子どもが学んでおりますけれども、その中で福島県にありますブリティッシュ・ヒルズで、2泊3日のイングリッシュキャンプを行っているところです。毎年40名ぐらいの子どもたちも参加しているのですが、そういったことも含め、今後はさらに一番近い江東区にあるTOKYO GLOBAL GATEWAYの活用なども考えて、さらに検討していきたいと思っております。

○横山委員 ぜひ推進していただきたいと思っております。

83運動については大変いい取り組みだと思っておりますので、ぜひ地域の方に啓発を引き続きお願いしたいということを要望させていただきます。

○鈴木（博）委員長 次、つる委員。

○つる委員 192ページ、学校教育費、186ページ、教育指導費、190ページ、図書館経費について伺っていきます。

その上で冒頭196ページの学校給食費に関連してですが、給食室の改修、これは平成29年度、そして今年度、30年度とないというふうに認識しています。先日の都議会のほうでも、教室、それから体育館にあわせて、給食室への空調設置への支援も公明党の質問に対する答弁として引き出すことができました。今後給食室の調理のさまざまなものとあわせて、そうした空調関係も考慮されていると思いますが、基本的には夏季期間の工事になるということで、その工事が長引くと9月まで延びると。それで一、二週間ぐらい、学校が始まってから給食室が使えませんか、お弁当などで対応したというふうにも伺っております。それに関連して、すまいるスクールでの夏季休業中の配食サービスの活用、これは子ども未来部のほうに求めましたけれども、そうした、例えば給食室の改修になったときに、一、二週間学校が始業した後もかかる場合は配食サービス、こうしたことも視野に検討していただきたい、これは要望でさせていただきたいと思っております。

学校教育費に関連して、総務費でも出ましたが、登下校の防犯プランに関連して伺っていきたく思います。

品川区児童見守りシステムであるまもるっち、83運動、こうした形で児童・生徒の登下校を見守っていただいて、空白地帯を少しでもなくしていこうということで一生懸命やっただいております。それで、このプランの中でもしっかりと明確になっています。先日も申し上げたのですけれども、ICカードを活用した登下校のメールシステムであります。今現在のまもるっちを活用してなどということも含めてなののですけれども、東大和市ではこの10月からICカードを活用して、任意ではあるそうですが、月額240円お支払いをすることで登下校のメール配信システムを活用し始めたということで、これは教育委員会として導入して管理しているということでもあります。この、今、申し上げました見守りの空白地帯、子どもが学校に入ったのか、出たのかというところの部分というのは、意外に盲点なのかなと思いますので、さらなる強化という視点で、この登下校のメールシステムについてのお考えをお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 全国的には通学に非常に時間がかかる地域があったり、あるいは私立の学校のお子さんですと、電車に乗り継いで1時間半、あるいは2時間かけて通っているというケースもあると伺っております。そのような場合には何時何分に学校の門をくぐったのか、門を出たのかという部分は非常に意義があるという記事等を私も読んだことがございます。区立学校におきましては、おおむね15分程度で歩いていける範囲にありますので、地域の学校をあえて安全の観点から選択していただいている保護者の方も多々ございます。そういった状況でございますので、基本的には学校において、万が一登校していない場合には担任から「今日来ていません」という電話を確実に家に入れておりますので、本区におきましては、そのような心配は今はいないところでございます。

○菅生活安全担当課長 まず、まもるっち自体を児童が携帯していれば、その場所というのは一応探索することはできます。実際に学校に来ていない、もしくは学校を出てから所在不明になったというときでも、この位置探査の機能を使って児童の居場所を確認することかできるということでございます。現在、例えば学校に来ていないということであれば、学校のほうからセンターのほうを通じまして、その児童の位置探査をしているところでございます。そういったことで、この登下校のメールシステムよりもさらに進化しているシステムだというふうに認識をしておりますので、またこの登下校のメール配信システムにつきましては、教育委員会や、いろいろな部署ともそれぞれ相談しながら、調査研究していきたくというふうに考えているところでございます。

○つる委員 今ご答弁いただいたことを当然認識した上で、そうした空白地帯を少しでも、まさにシームレスにしていくという、そうした視点ですので、当然マンパワーでお願いする部分も含めて、またシステムでカバーできるところも含めて、とにかくその子どもたちが危険な目に遭わない、当然そうしたことも通じていろいろな勉強につなげていくという考え方も一方ではあるかもしれませんが、何かあってからでは遅い。何かある前にしっかりとそうした制度を仕組みとしても整えていくという、そのような視点が必要かと思っております。今、生活安全担当課長にもご答弁いただきましたけれども、ご答弁いただいたことをわかった上で、認識した上でお聞きしております。ですから地域性もあると思っておりますが、今後さらにそうした子どもたちにも防犯面、交通安全も含めて安全が確保されるような体制の仕組みづくりをしっかりと連携をとってお願いしたいと思っております。

次に教育指導費についてですが、AED教育、それからがん教育について伺いたく思います。

AEDについては何度かその取り組みをお願いして、既にさまざまな形で取り組んでいただいている

というところもあるのと、また次年度からになると思いますが、中学校の新学習指導要領にもAED等を活用しての実技、それもやっていくということを明記されている中で、そうした取り組みをする中で、東京慈恵会医科大学附属病院の武田聡さんという主任教授で、AEDの学校突然死に対する防止を一生懸命取り組んでいる方ですが、当然品川区の医師会の方などとも連携をさせていただきながらになりますけれども、ぜひ自分自身も活用してもらいたい、こういうお声も頂戴したところであります。そうした部分で、AEDの実技を含む救命教育、これをどう今後また進めていくのかということと、さらにがん教育については、この6月に東京大学医学部の中川恵一准教授に呼ばれてお会いしに行って、ぜひ品川区でがん対策、それからがん教育の普及促進をやってもらいたいという声があって、過日会派としても、これまでも継続的に訴えてきましたけれども、がん教育の推進など、そうしたところを訴えさせていただきました。ですから、今のAEDも含めて、それからこの中川教授のほうも、ぜひ品川区に自分自身も使ってもらいたいということで、当然、繰り返しですけれども、品川区の医師会の方とも連携というところではありますが、それぞれのところで先駆的にやっている方、こうした中川恵一准教授も講師に招いてがん教育をやってもらうなど、そういったことも必要かなと思いますけれども、そのあたりのご見解を教えてください。

○大関教育総合支援センター長 AEDを学ぶ場面の充実、それからがん教育についてご質問いただきました。

まずAEDの内容でございますが、区内では3年生が主になりますけれども、ほとんどの学校がしながわ防災体験館まで来まして、実際にAEDに触れたり、操作を体験したりなどもしているほか、各学校では地域の消防署の協力を得まして、実際にAEDについて学ぶ場面がございます。また、5年生、6年生では、しっかりと学ぶというように位置づけられております。防災ノートの中にもAEDの具体的な写真が載った見本のページもございますので、こういった資料等も活用しながら、5年生以上ではAEDについて学ぶ場面もございますし、これは学校の避難訓練の際に校長が直接子どもたちに教える場合もあります。あるいはクラスで行うような場面もございます。また地域の防災訓練等でAEDに実際に触れるなどという機会もございます。中学生になりますと、現行の品川区で採用している教科書には、AEDを用いた手当てなどもしっかりと載っている教科書を活用しておりますので、もう既に品川区の子どもたちはAEDについて、自分の学校のどこにあるのか、そういったものもわかっております。これまで実際に中学生がAEDを持ってきてくれたことで命が助かったというケースもございました。引き続き、充実をしてまいりたいと思っております。

続きまして、がん教育についてでございますが、東京都のがん教育推進協議会のメンバーもしていただいております東京大学医学部附属病院の放射線部門長の中川准教授には、教育委員会としてもご指導をお願いしているところでございまして、子どもたちに対する中川准教授の医療チームの医師に直接教えていただく授業も、もう既に予定してございます。また、家庭教育講演会として、家族ぐるみでがんについて考える講演会なども、教育委員会としては予定しておるところでございます。

○つる委員 AED、それからがん教育、AEDについてはそうした事例がないことがいいのですが、児童・生徒が活躍して大丈夫だったということで、本当にそうしたことで、いざというときには生かされるということが大事でありますので、ぜひまた積極的に進めていただきたいと思います。

がん教育については、ぜひそうしたありがたい申し出というものはしっかりと、活用といたらあれですけれども、連携をとってぜひお願いしたいなと思います。会派ではしっかりとがん教育については推進していきますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に図書館経費について伺いたいと思います。

図書館の存在、これは本当にフィルターバブル、これに抗する、そのような存在意義があるのかなというふうにも認識しております。品川区の図書館、なかなか建物そのものとしては新しく整備したり、よく言われる、行きたくなるような図書館などという魅力あるつくりでは正直ないものが多かったりするわけです。外観としては、そこで対応していただいていることについては、蔵書の数も含めて、非常に充実をしているというところでは評価されているところだと思いますが、先日そうした中で日比谷図書館が東京都から区に移管されるに際して、いろいろ整備したという記事が出ている中で、当時、戦争末期にそこに所蔵されていた40万冊の図書を埼玉県を初めとする、奥多摩等に本を疎開させたという記事が出ていました。それ自体がドキュメンタリーの映画になって、ああ、すごいことだなと。そういったことでごく貴重な資料等が守られたということで、図書館の意義というものはすごいなと思ったところです。その本の疎開については、隣接する当時の都立一中、今の都立日比谷高校の生徒が協力をして、リュックに背負ったり、大八車で運んだりしたということだそうです。

このDVDについては、品川区にもしっかりと所蔵されていて、貸し出しができるようになっているのが確認できたのですが、そうした中で、いろいろなところでもう既に宣伝等があるわけですが、品川区の戸越の保育園を舞台にした『あの日のオルガン』が来年の2月上映ということで準備が進められています。もう既に試写会等、まさに戸越の地域の方々が一層と応援していこうということで、いろいろな取り組みをしていることを伺っています。少し調べたら、昔の本、三十数年前の本で、それが新しくなって今年の7月に販売されて、私も購入して読んでいるのですが、品川区の図書館で検索してみたら2冊なのです。別に冊数がどうこうということではないのですが、せっかくそのような品川区が舞台となった書籍なので、例えば全館に置くとか、そしてこの間あくつ委員のほうで質疑があった「しなロケ」をちょっと見たら、「しなロケ」のトピックスの中にも製作中だと記事が出ていました。品川区として、フィルムコミッションなど、いろいろそういうやり方などがあるのですが、そういったものの連携の仕方という意味でも、図書館でしっかりと展開をしていくということもいいのではないかとこのところでは、この『あの日のオルガン』とか、こういった宣材をしっかりと活用していくということも含めてお願いしたいなと思っています。ですから、そのような情報や、いよいよこれから映画が始まるというところはあるかもしれませんが、そうしたものの活用も含めて、これからどのような魅力ある図書館をつくっていくのかということを教えてください。

○横山品川図書館長 委員よりご指摘いただきました品川を舞台とした映画につきまして、承知しておりませんでした。これから調査に臨みたいと思います。所蔵についても、また増やすように検討させていただきます。

今後品川図書館の充実につきましては、読書の機能の充実という基本的なものを充実させることはもちろんですが、先ほど委員よりご指摘がありましたように、設備や施設そのものは古いのですが、そちらについて使いやすいように、古いからこそいいというような形で使い、リノベーションしながら大切にしていきたいと思っています。また一方でソフトの面で、図書館を読書だけではなく立ち寄りいただき、居心地よく過ごしていただく、心の安らぎの場所としての充実もあわせてさせていただきたく、いろいろな事業も展開させていただいているところですので、区民の方の本棚として、また居場所として、充実させていきたいと思っています。

○つる委員 区民の本棚として、しっかりとこれから展開していただきたいと思っています。読むことというのは心を耕すこと、本そのものの中に知恵や幸福があるわけではない、本来それは全部自分の中に

あるのだと。それを読書というくわで自分の心、頭脳、命を耕してこそ、それは芽を出し始める。こういう言葉に私触れました。まさに図書館がそのような存在になると思いますので、ぜひ区民の方の本棚として、これからも充実を図っていただきたいと思います。

○鈴木（博）委員長 次、おくの委員。

○おくの委員 成果報告書の187ページ、教育指導費の中の学力定着度調査経費にかかわって、いわゆる学力テストについて伺います。

インターネットや文教委員会に提出されている資料で、平成29年度と平成30年度の全国学力・学習状況調査の結果について、ならびに平成30年度全国学力・学習状況調査において特に課題の見られた問題、それから、やはり平成30年度の品川区学力定着度調査の結果について、それから課題となる小問、見させていただきました。いずれも受験者の正答率を出して、品川区の正答率を全国や東京都、あるいは他県のそれと比較して、全国ないし東京都のそれより低ければ課題があるとするものでした。しかし、公教育がその教育を受ける子どもたちに対して、どのようにして学力を身につけさせていくべきかという観点から、私自身がまず気になるのは、成績下位層をなるべく出さない、あるいはいたらなるべく減らしていくということです。理想を言えば、それはゼロにしたい。まさに先ほど須貝委員が述べられたことと、少なくとも問題意識において全く重なる。そうなのです。

そこでお伺いします。先ほども少し回答されているのですが、この品川区で行われている全国学力・学習状況調査と、それから品川区学力定着度調査において、この成績下位者、下位層はどの程度いるのでしょうか。そしてそれは着実に減っているのでしょうか。あるいは逆に増えているのでしょうか。例えば、この平成30年度の全国学力・学習状況調査の結果については、先ほど言われましたけれども、学力4層の分類が使われていますが、例えばこのD層に分類されている子どもがどのくらいいるのか、先ほど7%という数字を挙げられたと思いますけれども、その増減変化がどうなっているのか、資料が今ないのなら仕方ないのですが、もしわかるようならその辺をお教えいただければありがたいと思います。

○熊谷指導課長 今、手元に具体的な資料はないのですが、ただ正規分布の5段階にしますと、1に当たるところが7%というような状況でございます。

○おくの委員 1に当たるところというのは最下位層、5分類にして一番最下位に分類されるのが7%、平成30年度はいたという理解でいいですか。

○鈴木（博）委員長 おくの委員は増えているかどうかに関しても聞いています。

○熊谷指導課長 増えているかどうかについては、毎年それほど大差はございません。子どもたちも変わってきますので、大差はございません。母集団が異なっているということもございますので、経年で見ますと、そのときそのときによって異なります。ただ、先ほどの7%というのは正規分布に置きかえたときに大体7%程度であろうと思われるところでございます。

○おくの委員 申しわけないですが、聞こえにくかったのもう一度お願いします。

○熊谷指導課長 調査結果を正規分布に置きかえたときに、大体7%程度と同等であろうと思われると思います。

○おくの委員 ではまた後ほど、資料を別の機会に、増減変化なども交えて教えていただきたいと思っています。

それから私自身がもう一つ気になるのは、教育を受ける子どもたちが学ぶ喜び、勉強する喜びを感じられているかどうか、逆から言えば、少なくとも勉強嫌いになっていないかどうかということです。私

は自分が子どもを教えてきた体験から、勉強を好きと思っているか、嫌いと思っているかは、学力をつけていく上で非常に大きな影響がある、あるいは強い関係があると、一応経験上思っています。

そこでお伺いします。品川区は、この全国学力・学習状況調査、あるいは品川区学力定着度調査を行っている学校において、勉強好き、あるいは勉強嫌いの調査をされているのでしょうか。

○熊谷指導課長 こうした国の調査、それから本区で行っている保護者アンケート、児童・生徒アンケートございますけれども、そちらで勉強は好きかという大きくくくったものはないのですが、教科ごとの、例えば国語は好きですかですか、英語は好きですかといった調査は、子どもたちに行っているところです。

○おくの委員 やはり全般的に勉強、つまり学ぶことが好きなのかどうなのかということ、私としては聞いてほしい、先生にも、あるいはこのような教育委員会というか、教育に携わる方にはきちんとその辺を、喜びを感じながら学んでいるのか、言われるから仕方なく学んでいるのか、その辺を見きわめた上で、その喜びを感じてもらえるような教え方をしてほしいのです。自分が教える場合には、親として教える場合、あるいは何か仕事として教える場合でも、そのようにしたいと思っています。そうでなければ続きませんから。そう思ってきました。ですから、今、そのような大ぐくりのことはされていないと言われましたので、やはり私としてはこのような調査もされることをお勧めしたいと思います。

実際インターネットを見ていましたら、2015年、2016年ごろにベネッセ教育総合研究所と東京大学の社会科学研究所が共同でこのような調査をやっている、日本経済新聞の記事にもなっていたのですが、数字の変化が結構あるのです。小学生、中学生、高校生と調べていたのですが、中学生、高校生あたりで、下手をすると40%、50%、あるいは60%という数字で勉強嫌いという結果が出ていて、それを継続的に調べると、何かをきっかけに勉強嫌いの子が勉強好きになって、それは10%だったり、15%だったりするのですが、そのような興味深い調査でした。だから品川区としても、このような学力テストで結果だけを見るのではなくて、そのようなことも継続的にやられることをこの機会にお勧めしたいと思います。やってみてください。検討してみてください。お願いいたします。いかがでしょうか。

○熊谷指導課長 やはり子どもたちも教員も、学んでよかった、教えてよかったという授業をしていくということはとても重要だと思っています。学校に行くのが楽しいということは、やはり勉強が楽しい、友達といるのが楽しい、こういったことが基本になっていると思うのですが、今回の学力調査なのですが、本区で行っているものについては、児童・生徒が苦手とする部分が明確にわかるようになっています。それを教員自身が、どこにつまずきがあったのか、100人の教員で全部分析しました。それによって、子どもたちにとってわかる授業、そして子どもたちに真の意味で学力がつく授業への転換ということで、今回品川区立学校教育要領を改訂したところでございます。

○おくの委員 最後に、課題の見られた問題というものを見させてもらったので、少しだけ感想を述べさせてもらいます。この問題を見た限り、私は余りいい問題だと思いませんでした。ちょっと学力を数字にするためにいろいろ机の上で工夫している問題ではあろうけれども、その工夫していることはわかるのですが……。

○鈴木（博）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 0時10分休憩

○午後 1時15分再開

○鈴木（博）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。筒井委員。

○筒井委員 よろしく願います。私からは188ページの理科観察実験支援事業に関連して、理数系科目の教育についてお伺いをいたします。また、時間があれば189ページ、オリンピック・パラリンピック教育推進事業についてお伺いをいたします。

まず理数系科目の教育についてなのですが、ぜひとも理数系科目の勉強を重視していただいて、どんどん進行していただきたいと思いますと考えております。なぜならば、やはり理数系の科目の教育というものは、論理力や考える力がつくということはもちろんのこと、今後日本が世界で引き続き生き残っていくためには、科学技術立国というものを目指していかなくてはいけないと考えているからです。例えばプログラミング技術や、またエネルギー、再生医療、生物化学等々、そうした科学技術をもって、日本は世界でリードしていく先進国の立場でい続けることが必要だと思っております。そうしたことを養う基礎力として、理数系科目が非常に重要になると考えております。

英語教育も重要ですが、今後翻訳機の発達などで、教育時間の比重というものが変化すると思っております。また、英語でコミュニケーションができたなら、その話す中身が大事だと思っております。その中身の1つとして、科学技術のそういった項目が必要だと思っております。繰り返しになりますが、その科学技術の基礎となる理数系教育の充実が必要だと思っておりますので、今現在の品川区の小・中学校の理数系教育の現状についてお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 今ご指摘いただいたように、理数系教育の充実は、本区にとりましても重要な課題の1つというふうに認識しております。理科の学習のポイントとして、教育委員会が各学校にも共通で示していますことは、まず初めに小学生の段階では観察、実験などの基本的な技能をしっかりと身につける、その上で中学生の段階になりますと、知的好奇心と探究心について、科学的に探究していく、そこまで発展させていきたいというふうに願っております。そのため本区におきましては、理科観察実験支援事業などを行う学校に対しまして、理科支援員の配置など支援をしているところでございます。

また、先週の木曜日にきゅりあんで、これは例年行っておりますが、品川区立学校理科発表会を行うことによりまして、小学生段階から中学生段階まで含めまして、さまざまな研究活動に取り組み、発表をする場を設けております。例えば5年間セミの研究を継続した清水台小学校の6年生のお子さんは、過去5年間の研究を通して、東京都全体のセミの数、分布の推計調査まで行うような発表を行いました。そのように、さまざまな好奇心というものを実際に探究していく、発表する場なども設けて応援しているところでございます。

○筒井委員 わかりました。非常にユニークな取り組みをやられているということで、引き続き理数系教育を充実していただきたいと思いますのですが、そこで課題もあると思うのですが、今その理数系教育において、品川区の課題というものは何でしょうか。

○大関教育総合支援センター長 やはり実験の部分进行を教える指導者、教員の部分が、昨今新たな小学校の教諭なども増えてくる中で、まだまだ不慣れなところへの手当てを今行っているところです。また、実際に実験活動を確実に学校で行った中で、実験器具の名称などは実体験の中から子どもたちは学んでいきますので、教科書で覚えるだけでなく、実験を確実に行える、そのための支援員の配置なども行っているところでございます。

○筒井委員 指導者の方が不足されているということが1つの課題だということはわかりましたけれ

ども、今いろいろ取り組まれているということで、お聞きをしましたが、先ほどほかの委員からもお話が出た品川区の学力定着度調査というものが発表されており、平成30年度の結果を見ますと、理科がだんだんと学年を経るにつれて成績が下がってきているということなので、これもちょっと課題ではないのかなと思っています。先ほど言った指導者の方が不慣れだとか、不足されているということも課題なのですけれども、この指導者不足、不慣れということと、理科の成績が余り伸びないということについて、今後品川区としてはその解決法をどのようにお考えになっているのでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 先ほど申しあげました実験の強化以外に、やはり子どもたちがしっかりと興味を持てる題材、学習の場を提供できるように、教員の研修も充実が必要だと考えておりますので、次年度各校理科教員を対象とした研修の充実も含めた検討を、今行っているところでございます。

○筒井委員 その成績が下がっているということについては、どうお考えになっているのか、そしてこれをどう克服していくのかということについて、何か対策というものは考えられているのでしょうか。

○熊谷指導課長 理科につきましては、特に自然事象について知識、理解に課題があります。グラフが作成できなかつたり、読み取りがうまくいかなかつたりというところもあるのですけれども、やはり観察・実験の技能、これも身につけていない。そのときは楽しく実験をするのですけれども、何年かたつとすっかり忘れてしまうといったような状況になります。ですので、現在作成していますのが、理科を専門とする教員で、教育会でプリント教材をつくっているところなのですけれども、学年間のつながり、終わったところ、既習の事項についても一度学習したり、また小学校、前期課程の内容を後期課程とどのように結びついているのか、教員自身が確認し、子どもたちにもわかるように指導したり、そういったプリント教材を作成しているところでございます。

○筒井委員 まずは興味を持っていただくということと、そして、そこで興味を持っていただいたというだけではなく、繰り返しやっていくと。そして知識を定着させていくということが非常に大事だと、私も今お話を伺ってそう思いました。今品川区では、八潮学園の小学生と都立の産業技術高等専門学校と提携しまして、ものづくりなのですけれども、そこで提携してもものづくり先生を派遣しますという、そうした理科・技術教育サポーター制度というものを実施して、それを活用してやられていますが、今後ものづくり以外でも、エネルギーや生物化学系などでもそうした提携を、そのような学校や施設と提携してやっていていただきたいのですけれども、そういった点について今後どのように取り組まれるのか、ご予定あれば、その点お知らせください。

○大関教育総合支援センター長 今ご案内いただきましたように、八潮学園では小学生の段階から理科に対する興味を深めるために、産業技術高等専門学校との連携も進めながら、さらに後期課程の段階ではものづくり教育ということで提携をする。実際に推薦のような形で確実に入学する卒業生も出てきております。これを機会に先方からは、ぜひほかの中学校とも連携を深めたいというご提案等いただいて、教育委員会としても前向きに検討を進めているところでございますので、今後とも高専などとの連携なども含めまして、理数、あるいはものづくりまで発展させた形で、子どもたちの指導を充実させてまいりたいと考えています。

○筒井委員 ぜひそうした施設との連携、そして繰り返しになりますけれども、やはり理数系科目、まず興味を持っていただくと。そうした授業の工夫というものも必要だと思いますので、その点もよろしく願います。要望で終わります。

○鈴木（博）委員長 次、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 成果報告書189ページ、3目教育指導費の中のオリンピック・パラリンピック

教育推進事業、190ページ、4目社会教育費、PTA関係費について質問をさせていただきます。

まず初めに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、オリンピック・パラリンピック教育推進事業なのですが、区内開催競技と応援競技の3競技について質問をさせていただきます。

これ46校を3つのグループに分けて、ビーチバレーボール、ホッケー、あとブラインドサッカーを中心に体験教室を、各学校を3つのグループに分けて年度単位でやっていると思います。事務事業概要を拝見しますと、区内3競技、応援競技も含めて3競技を中心ということなのですが、ほかの競技も恐らくやっているかと思うのです。取り組み内容と、現状、現況をお知らせいただきたいと思います。

○熊谷指導課長 それぞれオリンピック・パラリンピックの指定校ということで、「よい、ドン！スクール」に国から、そして都からも指定されております。他の競技体験なのですが、さまざまやっております、例えば柔道、それから体操、マラソン、それから競歩、パラリンピックですと車椅子テニス、それから車椅子バスケ、ゴールボール、マラソン、トライアスロン、トライアスロンの場合見るということが中心になりますけれども、さまざまオリンピック、パラリンピックを招いた事業を行っているところでございます。

○高橋（伸）委員 それぞれそういった体験ができて、子どもたちのオリンピックに向けての機運醸成になっているかと思えます。それで、これ東京都の委託事業、今課長がおっしゃった事業の中で、オリンピック・パラリンピック教育アワード校と、あとはパラリンピックの競技応援校ですか、平成29年度はアワード校が5校で、本年、平成30年度は7校、あと2園の9つになるのですね。それで、これ5校から2校増えた。来年も同じ学校で取り組むのか、平成30年度は新しい学校も入っているかと思えます。その辺の仕組みを教えてくださいたいと思います。

○熊谷指導課長 今ご指摘のとおり、平成29年度はアワード校が5校、そしてパラリンピック応援校が1校でございました。平成30年度は昨年度の取り組みが都に評価されまして、アワード校が7校2園、そしてパラリンピック競技応援校が1校ということになっております。ちなみに、62区市町村で10の学校・園が指定されているのは本区のみでして、ほかはゼロ校から、多くて3校というところになっております。これにつきましては、これまで品川区のそれぞれの幼稚園、学校で取り組んできたことを、都民に発信し、そして実際に保護者や地域の方にもご案内し、一緒に実践してきた成果であると思っております。

これが次年度増えるかどうかということなのですが、これについては実際のところ今年の評価ということで、多分今行っている2園、8校につきましては、次年度も引き続きとなると思うのですが、これ以上出るかどうかは他区の状況も、他区市町村の状況もございますので、今の段階では何とも言えないところでございます。

○高橋（伸）委員 そうするとこのアワード校も、平成29年度、平成30年度も城南小学校や京陽小学校、延山小学校、その辺だと思えるのですが、これメインは学校の選定ですよね。小中一貫校、そして分離型の小・中学校というのは、どのように分け方というか、選択をされているのかお聞きしたいと思えます。

○熊谷指導課長 こちらについては本区のほうでぜひということでお声がけしたのではなくて、それぞれの幼稚園、そして学校が自主的に立候補してきたという経緯がございます。ですので、今回幼稚園が2園となっておりますけれども、それぞれ中身が異なっております、八潮わかば幼稚園は日本人としての自覚と誇りを中心に、また、城南幼稚園はスポーツ志向を中心にということに、それぞれの園、

学校でテーマを決めてやってきたことが認められたということになります。

○高橋（伸）委員 わかりました。どうもありがとうございました。

それで、関連しまして、当初予算ですと、区内開催・応援3競技体験教室が630万円余、決算が350万7,000円ですね。それであと、それについての講演等講師謝礼が、当初予算ですと620万円に対して決算では745万円余なのです。これちょっと増減が、体験だと減っていて、謝礼が増えているということは、どのようなことでなっているのかお知らせをお願いしたいと思います。

○熊谷指導課長 本区の3競技体験教室なのですけれども、それぞれクラス単位でやったり、学年単位でやったりしております。その中で、学校によって学級数の差があったり、それに伴って時間が異なったりしますので、実際行って見たところ余裕があったというところなんです。その分を、せっかくなのでオリンピック、パラリンピアンを学校に呼びたいというところに充てたということになっております。

○高橋（伸）委員 わかりました。どうもありがとうございます。

そうしますと、来年度もそういった形になる、この金額の変動等はあるということですよ。あとオリンピックを呼んだりなどということも、来年度も続けていくということによろしいでしょうか。

○熊谷指導課長 オリンピアン、パラリンピアンにつきましては、次年度も引き続き招致してまいりたいと思っております。額の変動につきましては、都からの委託金の上限の変動もございますので、それに伴ってということになりますけれども、できる限り一生に一度しかない経験を子どもたちにたくさん味わわせたいと考えております。

○高橋（伸）委員 わかりました。ぜひとも来年以降も、オリンピックの年まで、未来ある子どもたちに行っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして190ページ、PTA関係費に関連をしまして、質問をさせていただきます。

品川区内にもそれぞれ、さまざまな特色があり、地域性がある学校が当然あります。その中で、区内の学校でも近隣対策とか、いわゆる部活の騒音というか、音ですとか、そのようなことで苦情が来たりとかすると思うのです。そのようなときの対策というものは、学校単独の場合もあるかもしれませんが、あとPTAや近隣の、地元町会の人などとの連携性が当然かかわってくると思うのですが、学校としての近隣の対策はどのように取り組んでいるのか教えていただきたいと思っております。

○大関教育総合支援センター長 学校でさまざまな活動を行う中で、授業以外にも部活動であったり、あるいは校庭開放の中で子どもたち、あるいは地域への貸し出しの中で発生する騒音に対しての苦情が入ることも、これまでもございました。学校に直接入る場合もございますし、教育委員会に寄せられるときもあります。教育委員会に寄せられたときには学校とも共通理解を図りながら、例えば学校以外の団体の方の場合には、その団体の方にも情報を共有させていただいております。なお、学校内の活動から生じる騒音等につきましては、例えば部活動の中でかけ声を大きくそろえる場面も必要なときもあるという部分を何とかご理解いただけるように、近隣の方にもご挨拶に行ってお願いをしていく。例えば運動会の前に、こことこことこは予行演習で太鼓の大きな音が鳴るけれども、ぜひお願いしますとお願いに行くという部分を、しているかしていないかで大きく対応が違います。また、どちらの方面を向いてコーチが大きな声でかけ声をかけるかによっては、ある特定の住宅のところに対する配慮が必要なケースも中にはあるかもしれません。あるいは楽器の音が漏れないように窓を確実に閉めたり、カーテンをするなどの配慮は個別に、可能な範囲で学校も配慮しつつ、近隣の方にも何とかご理解いただけるようお願いが上がるという部分が基本的な対応でございます。

○高橋（伸）委員 わかりました。どうもありがとうございました。

これは旗台小学校のことで、以前にもお話しさせてもらったことはあるのですけれども、旗台小学校の正門のところに小池がありまして、そこに人工でつくった小川があるのです。地域、地元町会の方たちがお花を植えたり、ボランティア活動をして、すごく丁寧にきれいになっているのですけれども、肝心のカメが生息している池が、隣の、近隣の方からのお声でろ過器の音がうるさいということで、タイマーを設置してやっていただいたりなど、いろいろしたのですけれども、今は、ろ過器を回していない状態なので、池の水がものすごく濁っているのです。やはりそれは子どもたちにとって環境学習のためにも、やはり池の水というものはきれいにしておくべきだと私はいつも思っています。私もお手伝いをしたこともあったのですけれども、おやじの会で清掃をしたり、学校の用務員の人たちと一緒にやったり、PTA単独でやったときもあったのですが、今、現状がそのような状態なので、私の言いたいことは、やはり地元の方たちがボランティア活動でせっかくきれいにしているのに、肝心の池の水が濁っているというか、もう見えない、魚がいることもわからない状態なので、やはりこれは環境学習に欠けている部分ではないかと思ひまして、そういった子どもたちの部活動の声も、当然それはわかるのですけれども、このような場合の案件というものはどのように考えたらいいのでしょうか。教えてください。

○有馬庶務課長 旗台小学校にあります池の件でございますけれども、委員おっしゃるとおり、今もう現在ポンプは運転できない状況にあります。どのように対応していくかということで、今紹介あったとおり、昼間だけでも動かせないか、いろいろ対応はしたところですが、なかなか応じてもらえず対応に苦慮しています。ただ、子どもたちの自然観察にも大切な場となっていることは間違いございません。ただ、学校活動だから全て認めるよう求める形はなかなか難しいのかなということを考えておりまして、例えばポンプの音をもう少し抑えるような工夫や、規模を少し小さくするなど、こちらもある程度条件を示しながら、また相手の方と交渉のような形で続けていければと思っております。

○高橋（伸）委員 この問題は旗台小学校だけではないと思います。ぜひその辺のところは子どもたちのためにも、この環境学習のためにも、改善をしていただきたいと思ひます。

○鈴木（博）委員長 次、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは187ページ、プラン21推進事業、市民科・各教科充実経費、2つ目は196ページ、学校給食費、3つ目は189ページおよび193ページ、品川英語力向上推進プラン、実用英語技能検定料助成について伺います。

1つ目は市民科に関連しまして、土業による外部講師の授業について伺います。

10月19日の金曜日、きゅりあんで東京都行政書士会品川支部による区議会議員向けの法教育模擬授業にお声をかけていただいて参加をいたしました。私ども公明党の会派からは区議が3名、自民党からは1名、国民民主党からも1名、模擬授業を体験させていただきました。これは実在をする品川学園のメディアセンター、学校図書館のことを今そのように言うそうですけれども、本の貸し出しの決まり、実在する決まりを通して、ワークショップ形式で各自が意見を述べ、テーブルごとで発表していくという形式です。毎年11月に行政書士会の所属の行政書士が品川学園の7年生を対象に行っている授業で、もう7年目になるそうです。そのほか、土業による教育というものは幾つか行われていると聞いておりますけれども、それについて、ほかにどのような教育を行っているのか、また、それに対しての品川区としての支援があるのかどうか伺います。

○大関教育総合支援センター長 土業の方々を学校にお招きして、ゲストティーチャーとして子ども

たちに直接ご指導いただく取り組みでございますが、今ご紹介いただいた法教育での取り組み以外にも含めまして、さまざまな形の試行的な取り組みが各学校でなされております。例えば、社会保険労務士の方に出前授業としておいでいただいて社会保障教育を行っていたり、あるいは検察庁の方に来ていただいて法教育を行ったり、弁護士の方の出前授業を行った学校、これは小学校、中学校、義務教育学校を含めまして、さまざまな学年でこれまでも取り組んできております。

従来教育委員会から学校への支援といたしましては、まちの方々のお力をかしていただくという部分だけで行うものに加え、ご厚意で本当に出前授業として、費用負担なくご協力いただいていたというものが現実的な経緯でございます。昨今市民科の充実を図る中で、社会保険労務士の方、あるいはさまざまそういった士業の方のご協力をいただきたいという学校からの要望があった際に、専門的なプロの方にご指導いただくための講師料が必要かどうかも含めて、今後検討をしなければならないというふうに我々も認識しているところでございます。

○あくつ委員　さまざまな士業の方の授業については、恐らく各会派にも要望が来ていて、品川区では従来、今のところは志で、いわゆる交通費とか、人件費といいますか、報酬という形で会のほうで持っていると思うのですけれども、ぜひこれを品川区のほうでも、今若干、ご答弁ありましたけれども、最低限度の経費については、品川区としても、教育委員会としても支援をされていく必要があるのではないかと思います、最後に確認で質問いたします。

○大関教育総合支援センター長　どういった内容が必要なのかも含めて、ぜひ検討しながら、一度に全部全てということは難しかったとしても、ぜひ行いたいという学校からの声のところを応援していただけるように、準備はしていきたいと考えています。

○あくつ委員　よろしく願いをいたします。

196ページ、学校給食費から、関連して給食に使われる牛乳について伺いたいと思います。

環境のところでも質問させていただいたのですが、いろいろ話題にも出ましたけれども、世界中でプラスチック製品の大量廃棄、また海洋汚染というものが問題となっています。私もテレビで見ましたけれども、ダイバーが海の中を、ごみのすごく漂っている中を、ほとんどプラスチックの中をかき分けながら泳いでいくような、また海洋生物ですね。クジラとか、カメ、ウミガメの体内からプラスチックが大量に発見されるというところで、大変問題になっているところなのです。それに関して、ちょっと私も区民からさまざまなご意見があったので伺いたいのですが、学校給食に関して、毎日牛乳を飲みますけれども、まず基本的なところから、なぜ牛乳なのかと。なぜ緑茶ではだめなのかというところ、その理由について教えていただきたいということが1つ。また学校給食に配膳される牛乳はどのような仕組みで学校に納入をされるのでしょうか。学校給食会という存在が出てくるのですけれども、どのような団体であるのか、また牛乳には国からの補助金があるのかどうか、それは一体どの程度の金額が援助されているのか、簡潔にぜひ教えてください。

○篠田学務課長　学校給食における牛乳に関するお尋ねでございます。

まず、なぜ牛乳なのかということでございますけれども、これはもう戦後から、いわゆるGHQがいたときには粉ミルク、要は栄養補給ということで、その後も引き続き牛乳は学校給食で提供されているといった形で、基本的には栄養面が一番大きいというふうに考えているところでございます。

それから牛乳の導入の過程でございます。委員からもお話ございました東京都学校給食会が牛乳の納入に関してはかんでいる団体でございます。こちらもともと、先ほど申し上げたGHQの関係でいうと、本来は戦後に、いわゆる給食の食材を配給するために、うまく振り分けをするためにできた団体である

ということで、もともと東京都の中の一部の組織であった時期もあるのですが、今は完全に公益財団法人化しているものがございます。牛乳に関しましては少し複雑な関係がございます、日々入れているのは牛乳の業者から入れているのですが、この納入に関する数量等の管理は東京都のほうが行っております。東京都から学校給食会というところに指示が来てということなのですが、学校の設置者であります区におきましては、その学校給食会にこの牛乳の納入を委任するというような関係がございます。ですので、少し複雑な関係ではあるのですが、要はそういった形です。日々の数量の指示等は学校から直接乳業者のほうに行くというように、ただ、支払い関係については学校のほうから学校給食会に入れているというように行っているものがございます。

ただ、国の補助等の話でございましたけれども、現在国からは牛乳1本当たり4銭の補助金が出ているということで、こちらの手続に関しても学校給食会が行っているものがございます。

○あくつ委員 牛乳の安定供給のために東京都学校給食会で一括して手配をされているというご説明で、全国ではほぼ一律の制度になっている。牛乳の供給価格自体1本当たり49円94銭というところで、保護者の負担は49円90銭、4銭が国の負担であるということで、しかも乳業者、牛乳のメーカーというものは、先ほどの学校給食会のほうで振り分けられ、各ブロックで振り分けられていて、品川区では現在雪印メグミルク株式会社が乳業者として指定をされているということです。我々の時代にはいわゆる牛乳瓶、そこに紙のふた、薄いフィルムがついてというのが普通だったのですが、現在ではいわゆるブリックタイプの四角い紙パックが通常です。23区全てでこの紙パックになっているのかどうかというところが1点です。

それともう1点、プラスチックストローの件で伺います。

毎日区内の小・中、義務教育学校で、何人の人が給食を食べるのか、イコールこのストローを使っているのかということ、ストローを何本使用しているのかということ、また給食を年間で何日間食べているのか、これについて教えてください。また、誰がこのストローを卸しているのか、いわゆる納入しているのか、簡潔に教えてください。

○篠田学務課長 牛乳のストロー等の関係でございます。

まず23区の状況でございますけれども、私どもが全部正確に把握しているところではないのですが、聞き及ぶ限りでは23区の中の五、六区で紙パック以外の瓶を使っている区があるというふう聞いてございます。

それからストローの数ですが、基本的には日々、毎日子どもたちと、それから教職員と一緒に給食を食べていますので、子どもたちが小学校、中学校、それから義務教育学校、全部で今2万人ほど、2万人前後のお子様がいっぱいいます。教職員は1,500人から2,000人程度ですので、2万数千本、2万2,000本ぐらいの数のストローが毎日使われているということになります。

それから給食ですが、実際実施日数はそれぞれの学校微妙に違ったりもするのですが、おおむね1つの学校で年間で195食程度の給食を食べさせているところがございます。

○あくつ委員 職員を入れると合計約2万2,000人が、品川区内の小・中、義務教育学校で毎日ストローを2万2,000本使っている。195日と換算をすると、大体年間で429万本が品川区内で消費をされているということを確認させていただきました。今日はここまでにさせていただきますけれども、ストローの問題というものは今大手の、いわゆるファストフード店や大手の喫茶店、スターバックスのようなところが廃止を今表明しているということで、ちょっとシンボリックなところがあって、本当にプラスチックの削減になるのかという部分があるのですが、ただ429万本、品川区内、

これがもし東京全体となった場合には、非常な量になることは間違いないので、これについてはちょっとお母様方からのご意見が出ていますので、また改めてこれについては廃止の方向に向けて、恐らく全体もそのような方向になっていくと思うのですけれども、これについてはまた改めて質問したいと思います。

最後に英検について伺いたいと思います。

英検受験料の支援助成事業についてなのですが、品川区の場合には5年生から9年生までの児童・生徒のうち、年に3回実施される英検の中で希望する方に年に1回だけ受験料を全額助成している、これは日本全国で初めてというわけです。すごく画期的なのですが、英検5級の2,500円から英検1級まで8,400円の助成となります。いろいろ聞きたかったのですが余り時間ないので、平成29年度の志願者数に対する合格者数、また割合を教えてください。

○篠田学務課長 平成29年度の英検の志願者数でございます。今のところ、年3回なのでけれども、実は3回分がまだ英検協会から上がってきていないので、1回目と2回目の分だけでございますが、志願者数が2,075名、合格者数が1,219名で、合格率が58.7%となっております。

○あくつ委員 英検は当然難易度もあるのですが、半分以上が合格をされているということで、これはすごいことだなと私は思っています。私は英検自体にすごい思い入れがあって、私自身も、20年前ですが、英検を順調に受けまして、大学時代までに準1級を取得して、それで英検1級に受かったのです。1次試験だけ。2次試験は落ちたのです。面接でこてんぱんにやられまして。そういう意味で、私は英検至上主義者などと言われるのですが、非常にいい試験だと思うのです。何が言いたいかというと、今、センター試験が廃止になって、今度は共通テストというものが導入されるということで、今試行をいろいろやっているのですが、その中で、いわゆる読む、聞く、書くという、この3技能に加えて話す、スピーキングが今度文部科学省のシフトチェンジで非常に重要になるというところで、今までのセンター試験のように50万人以上が同じ日に同じ時間に面接をするということは不可能なので、英検と申しますか、民間の資格試験を取り入れるということで今やっています。1回外れたとか何とかで、結局採用はされているのですが、そういう意味では英検はこれから非常に重要になってくるという中で、今、聞き取りはしましたけれども、品川区としては特に目標値は定めていない。見たら準1級と1級を義務教育段階で受かっている子がいるのです。もう私は英検1級の難しさを身をもって知っているのです、すごいと思うのです。本当に品川区の子どもというのはすごいと思うのですが、やはり今後は、もしこの助成を続けるのであれば、1つは全額を1回ということもあるのですが、例えば回数を増やしてならしていくということが1つ、そのためには一部助成で回数を増やすということも1つでしょうし、またもう一つは、ある程度目標を定めて義務教育段階まで、例えば英検3級を、ちょっと高めの設定をしてなるべくとっていくような目標を定める、こういったことが必要ではないかと思うので、ぜひ研究をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○篠田学務課長 現在の英検の助成につきましては、まず英語検定に関心を持っていただくといった前提で、こういった形で幅広の制度となっております。この先、委員のご指摘のような形の導入もあり得るのかどうか、研究しながら現状の推移を見守っていきたいというふうに考えているところでございます。

○あくつ委員 本当に今後の世の中、高度に複雑化をしていくという、移民も多分、恐らくすごい形で押し寄せてくるという中で、英語というものはマストだと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

○鈴木（博）委員長 次、安藤委員。

○安藤委員 191ページ、大崎図書館について伺います。

このページの表にあるように、もとの大崎図書館は荏原や五反田に並んで多くの貸し出しがあり、一般図書については品川に次いで多く2番目です。さまざまな多くの方に利用されていたことが、ここからもわかります。背景には用地取得から設計まで地域の熱い願いを受けて誕生し、利用されてきた単独館、図書館だということがあります。こうした図書館を利用者や地域住民の意見を聞かずに、反対の声があるにもかかわらず、地域からなくすということは大問題です。今からでも解体計画は中止し、生活圏が全く違う御殿山小学校西側敷地の図書館とは別の図書館として必要な補修をし、再整備することを求めます。

また、再整備実現の暁には、芳水小学校に入る大崎図書館分館のほうは、地域で足りず求められている集会室、あるいは従前同じ場所にあった地元町会の防災倉庫詰所など、たくさんニーズがありますので、そちらのほうへの転用を求めたいと思います。

初めに、もとの大崎図書館の解体はいつ着手するつもりなのか伺います。解体計画は中止するよう求めますが、いかがでしょうか。

○立木経理課長 大崎図書館のほうですが、こちらのほう教育の行政財産から普通財産に今現在切り替わっておりまして、今解体の設計のほうが終わりまして、これから解体工事のほうの着手に移るといような段階になっております。

○安藤委員 解体計画の中止を強く求めたいと思います。この間、大崎図書館のこの解体移転計画にかかわる重大な真相が明らかになっております。5月、大崎図書館を移転させた先の品川リハビリテーションパークの落成式場で、濱野区長が挨拶いたしました。大崎図書館について話したい。地元の皆さんでつくられた図書館、29号線で移転することになり、どうしたものかと思っていたが、こういった場所があって本当によかったと挨拶されました。品川区はこれまで移転の理由を、老朽化を契機にしてSHIPとの連携、御殿山小学校の隣地で文教施設としての施設が求められたこと、そういったことを総合的に判断して決めたなどと説明し、29号線整備の代替地の話は、移転判断後に都から話があったとの説明でした。しかし、当の区長本人が、29号線で移転することになりと語り、大崎図書館の29号線による移転が先であって、その後移転先を御殿山小学校西側敷地に決めたと正直に語られたわけです。大崎図書館の移転理由は、本当は29号線道路のためだと、区民になぜ説明しなかったのか、理由を伺います。

○柏原企画調整課長 大崎図書館の移転にかかわる部分でございます。

大崎図書館移転の理由と伺いますか、経緯でございます。これはこれまでもずっと我々のほうでご説明してきた中で、今委員もご紹介いただきましたけれども、SHIPが新しい開発のエリアででき上がったと。そういったところでビジネス支援の部分がある、それから大崎図書館の老朽化、まずこういったところがあって、移転というところの判断があったというところでございます。そしてその後道路のお話があって、東京都のほうからの打診を受けて、それに対しては協力をしていこうといった流れで、理由はそういったところでございます。そういったものを1つのまとめとしてお話をさせていただいているといったところでございます。

○安藤委員 地域の方も参加する落成式、しかも福祉施設と文教施設の複合施設ですので、議会からも厚生委員や文教委員が多数参加して、区長の挨拶を聞いているわけです。伺いますけれども、今課長がおっしゃった答弁というものは、全く区長の挨拶と違うのです。29号線で移転することになり、どうしたものかと思っていたが、こうした場所になって本当によかった。この区長の発言が29号線と関

係ないと主張されるなら、その理由をしっかりとご説明いただきたいと思います。

○柏原企画調整課長 結果として29号線のところに関して東京都のほうからの打診があって、それでこうした移転にかかわったところでの場所について協力をするという結果になったというところがございますので、トータルとしてはそのような流れになっておりますけれども、委員おっしゃっているような形ではなくて、順番というところではまず移転の考え方が先にあって、その後29号線道路の話があったというものでございます。

○安藤委員 繰り返しますけれども、29号線で移転することになり、どうしたものかと思っていたがということなので、区長自身が29号線で移転することになった、その後どうするかということを考えて、この場所が見つかったということを挨拶で述べているわけです。ここに区長もいらっしゃいますので、ぜひ、なぜそのような発言をしたのか、この大崎図書館の移転というものは、この29号線のものだったということではないのか、区長にお伺いしたいのですがいかがでしょうか。

○柏原企画調整課長 繰り返しの答弁になる部分でございますけれども、まず我々はその大崎図書館の老朽化であったりなどということ考えた部分、それから御殿山小学校の西側の敷地のエリアについては、文教機能の拡充というものがありませんでした。そういったところで、大崎図書館の移転という、判断がまずあったというものでございます。その後に東京都のほうから道路に関する協力ということの要請があって、形としてはこのような状況で、今動いているというものでございます。ですので、それをトータルの話でお話を申し上げたと先ほど申し上げたとおりでございます。そういったところでは矛盾はないと思っております。

○安藤委員 矛盾があるのです。すごく矛盾があるのです。区長が挨拶でおっしゃったことは、今のご説明と全く違うのです。そうであるならば、この落成式の場で区長は、地域の方も参加した、この多くの議員も参加していましたけれども、こうした場で区の方針とは全く違う間違いをおっしゃったということなのですか。どうなのでしょう。伺います。

○柏原企画調整課長 間違いというところではなくて、いわば、私は再三ご答弁申し上げているのですが、今までの経緯の流れをお話いたしました。そういった流れの中をトータルで挨拶のときにお話しさせていただいたというものでございますので、そちらのほうに関しましては矛盾はないと思っております。

○安藤委員 この大崎図書館をめぐることは、もちろんそのもととなる道路そのものに反対される方もたくさんいらっしゃいます。この道路を進めるために区立の図書館を、愛着がある図書館を壊して、しかもその地域の方が不要ない、そして防災には役に立たない道路をつくっていく、このような計画に多くの方々が苦しんでいるわけです。区長が答弁に立たないということは本当に、立たないのか、立たないのかわかりませんが、非常に私はおかしいと思うし、説明責任すら果たしていないと思います。なぜ29号線の整備が、この大崎図書館の移転の目的だということを品川区は隠すのでしょうか。伺いたいと思います。

○柏原企画調整課長 隠しているというような話ではなくて、先ほど来申し上げているとおり、まず大崎図書館の移転が先にあったというところがございます。それに対して、そういった結果判断があつて動くということが決まった中で、東京都のほうから29号線のところで代替地がないか協力願えないかというお話をいただきました。そういったところで、ここも1つの協力できる場所ではないかということで、協議を進めてきているといったものでございます。ですので、先ほどの挨拶の話がありましたけれども、それは全部トータルの中でお話を申し上げたといいところでございまして、隠す、隠さな

いの話ではなくて、そういった、トータルではそのような経緯があったということでございますので、ぜひともご理解いただければと思います。

○横山品川図書館長 大崎の移転に関しましては、惜しむ声もたくさんいただきましたが、移転後につきましては非常にご好評を得ております。

○本多委員 委員長、関連。

ただいまの大崎図書館に関連しまして、関連質問させていただきます。

今の安藤委員の大崎図書館の今後について、地域の声を聞かずとありましたけれども、大変残念な言葉だと思いました。このことは4年半議論をしております。この品川区議会でも取り上げております。地域の声を聞かずとありました。私は地域の代表といたしまして、地域の代表者からも平成26年第8号の請願が出されました。議会の意思は趣旨採択でした。本当にこの35年間愛されてきた図書館、なくなるのは残念です。それは同じですけれども、その思いは区長も述べていらっしゃいました。品川リハビリテーションパークの落成式で来賓の挨拶、大崎第二連合町会長もそう言われておりましたが、ただ、存続できない、この現況をやはり受け入れなければいけないのです。そして前へ進むことを我々はやってきました。

それで大崎駅西口図書取次施設と芳水小学校の改築後に大崎図書館分館を入れていただくことになりましたので、その芳水小学校の中に分館が入るのですが、芳水小学校の改築総予算、約50億円、時には予算、共産党も反対しますが、この間の第2回定例会の補正予算では賛成をされました。時には賛成、時には反対、よくわからないのですが、私たちとしましては、この大崎図書館の機能をしっかり残してくださいということを申し入れてきました。それで御殿山のほうに移ったものと大崎駅西口の図書取次施設、今、平成29年度の審議をしておりますので、私の質問は2月19日にオープンしたこの西口取次施設、わずか5週間でこの191ページを見ますと、4,554冊という取り次ぎ、貸し出し状況がありますけれども、そうしたことをやはりこの大崎図書館、35年間使ったところが使えなくなっても、西口取次施設とこれからできる芳水小学校の分館、ならびに移設した御殿山地区の大崎図書館で利用者が機能を、しっかりと使えるというところを確認したいと思います。お願いします。

○横山品川図書館長 今ご指摘のありました大崎の3地区の図書施設につきまして、準備中の芳水小学校内分館以外につきましては非常にご好評をいただきまして、利用が多くて本がなくなるぐらい、とても好評をいただいております。今後も分館の準備を着実に進めまして、3館で大崎の図書環境を充実させていきたいと思っております。

○本多委員 ぜひこの大崎図書館の機能をさらに充実できるように、利用者の目線に立って、しっかりこの4年半議論してきた、積み上げてきたもの、やはりこれは地域の声なのです。そうしたものをしっかりとまたアピールしてください。これから、今ある西口取次施設もそうですし、芳水小学校の中に入る分館も、しっかり大崎図書館はこのような生まれ変わりをしたということ、これは地域の声を酌み取った品川区政だということをしっかりPRしてください。安藤委員のような質疑が、もうこれ以上出ないことを私は願います。本当に残念だと思って関連質問させていただきました。

○鈴木（博）委員長 次、木村委員。

○木村委員 私からは186ページの中段より少し下にありますが、いじめ防止対策費3,687万円余からですが、このいじめ根絶協議会40万円余、そしていじめ対策委員会30万円余ですけれども、協議会と委員会との違い、何となく、いじめ対策委員会というものは作戦を練るような委員会、そして根絶協議会というものは完全にいじめを根元からむしり取るようなイメージですが、こ

の協議会と委員会との違いは何でしょうか。

○大関教育総合支援センター長 ご質問いただきましたいじめ根絶協議会、そして対策委員会の、それぞれの役割でございますが、それぞれの組織は区条例として位置づけられた内容となっておりますけれども、まずいじめ根絶協議会、これにつきましては地域ぐるみ、地域の方々のご協力も得ながら、品川区、オール品川でいじめをなくしていこうという協議会でございます。したがって、教育委員会が日々のいじめ根絶に向けた、さまざまな各学校の取り組み等をご報告するとともに、実際に学校現場での授業の様子などを見ていただく機会などもございますし、あるいは前年度1年間の取り組み内容の成果と報告などもしながら、それぞれ地域の立場、あるいは関係機関の立場、さまざまな立場から対策内容について協議いただき、また次年度の施策に活かしている、そのような協議団体の場となっております。

もう一つございました対策委員会につきましては、これはいざ、ないにこしたことはないのですが、万が一重大な事案が起きた場合には、教育委員会が設置する調査組織にもなる委員会となりますので、学識経験者、弁護士、あるいは臨床心理士などの方々をメンバーに、具体的な取り組みの施策内容をもう少し教育的な観点、あるいはいじめ防止の観点から、内容につきましてご案内、アドバイスをいただいている、そのような対策会議となっております。

○木村委員 いじめは重大な人権侵害でもありますけれども、どこの子どもにも、そしてどの学校にも起こり得る。いじめ根絶は区、学校関係、児童、保護者、地域区民が連携協力をして、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図るなど、地域社会が一丸となって防止対策に努める、取り組むことが必要とあります。一般的にいじめ等は水面下で行われることが大変多いわけでありまして、学校側や先生はどのように察知をすることが多いのでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 いじめ、あるいはいじめまで行く前の段階のささいな友達同士のいさかきの部分も含めまして、さまざまな察知をするための仕組みを今取り組んでいるところでございます。例えば毎月学校は、無記名あるいは記名、それぞれ学校の実態に応じながら、無記名、記名を交互に組み合わせながら、生活アンケートという形で、子どもたちが今悩みがないのか、あるいは直接いじめを受けているということを表示できるような機会を与えております。そのほか目安箱等に、例えば誰々さんと誰々さんから、ちょっと最近仲間外れにされているというような、簡単な相談の部分も寄せられるようになっております。また、教員自体がクラスの子どもたちと交換日記のような形で日誌を通していろいろなこと、その中には自分のことではなくて、もしかするとクラスの中で悩んでいる人がいるかもしれないなどと、気づいたことがあれば担任に対して発信をしてくれるような、そのような取り組みをやっている学校もあります。さまざまな形で発見、SOSを見逃さない仕組みについて、今充実に向け努めているところでございます。

○木村委員 自分の子どもがいじめに遭っていることがわかった場合、文句を唱え、どなり込んでいく親御さんというものも、昔はよくあったものでありますけれども、今現在もそういうこともあるかとは思いますが、冷静に考えた場合に、親は今どのような行動をとったほうがいいのか、その点もお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 これは教育委員会としても発信している内容でもありますし、各学校が保護者の方にも発信している内容とも一緒となりますが、いじめる側はいつもいじめる側とは限らず、ある日いじめられる側になるかもしれない、いじめたり、いじめられたりすることはあり得るのだ、どの学校にもあり得るということをまず大前提としてご理解いただいております。その上で、保護者同

士の話し合いの場面等に学校が立ち会う場合もございますし、あるいはあえて加害という言葉を使うならば、加害者側にも何か加害となった背景要因という部分があるかと思っておりますので、そこにも丁寧にしっかりと教育指導者として学校は携わっていく、また教育委員会としてはHEARTS、スクールソーシャルワーカー等が専門家として支援に当たっております。

○木村委員 断言はできませんけれども、一般的にいじめを繰り返す児童・生徒は、家庭環境に何らかの問題があると言われておりますが、担任の先生方はその児童・生徒の家庭環境等は把握され、いじめられた児童・生徒の話をしっかり聞いていることと思います。いじめた児童・生徒に対して厳しく注意し、罰することも多くあるかとも思います。私はその逆でありまして、いじめた本人に対する心の寂しさや、ほかの原因究明を含めたやさしさが必要だと思いますけれども、そういった生徒の身になって、より一層深くかかわってほしいと思っておりますが、どのような接し方をするのかお聞かせをください。

○大関教育総合支援センター長 今、委員よりご案内いただいたように、いじめた側のお子さんの、何か寂しさ、背景要因は何なのか、やはりそこに気づくことは重要なことだと我々も認識しております。例えば、地域の警察のスクールサポーターの方と学校が協力をしながら、その子に気づいてほしいところは何か、時間を持って余している部分で何か発散できることはないのか、警察の道場に行って剣道をやることで発散できた、そのようなお子さんもいます。あるいは地域の児童センターに行ってバンド活動をやることで、新たな自分の生き方を見つけた、そのような少年もいます。これからもその背景要因に接した支援という視点は大切にしていきたいと思っております。

○木村委員 ぜひよろしく願いいたします。

いじめを通り越した事件と言うべき行為が過去にあったのか、もしあった場合にはどのように対処をしたのか、それを繰り返さないようにするためにはどのようなフォロー、そして手当てが行われたのか、お聞かせをください。

○大関教育総合支援センター長 実際には学校の生活だけでなく、家庭生活がどのような状況にあるのかという部分も非常にキーワードとなってまいりますので、学校が家庭訪問をしております。そのほかに、例えば担任だけでは難しければ、HEARTSのカウンセラーやソーシャルワーカーが家庭訪問する中で、本人の困り感などを聞きながら、どうすればいいのかを、また関係専門機関とも連携をしながらつないできている場合もございます。中には、個別のケースですので具体的なお話は申し上げられませんが、家庭での生活がその子自身にとってなかなか難しいようなケースも時にはあります。そのような場合には、やはり専門機関と一緒に相談しながら、本人のよりよい生き方のためにどうすべきかを関係機関と相談をする、そのような日々を送っています。

○鈴木（博）委員長 次、大沢委員。

○大沢委員 186ページ、言語活動の充実を図る授業の工夫、それと188ページ、道徳教育推進事業、それと189ページの保幼小連携推進経費ということで伺っていきたく思います。

まず言語活動の充実ということで、読む・書く・話す・聞く、4つありますけれども、これは平成20年から国のほうで指針が出てきたわけですが、その中で従前には、今冒頭に申し上げました、読む・書く・話す・聞く、従前のこの要素の子どもたちが行う学習行為と、この言語活動の新たな充実、どのように違っているのか、相違点があるようであれば教えていただきたい。また、特色がその部分、従前のものと比べてあるのであれば教えてください。

○大関教育総合支援センター長 従来から、やはり言語活動は大切な教育活動の根幹をなすものだというふうに、教育委員会では認識しております。例えばもう10年以上前になりますが、文化庁長官の

ほうから「美しい日本語」という部分も10の内容のほうが出されておりました。そういったものをしっかりと子どもたちにどう捉えるかという部分は、品川区ではさまざまな学習活動の中で大切にしていきました。また、同時にあわせて言語能力を向上させるための研究校なども、これまでの間取り組んでまいりましたが、大きく流れとして、この10年間の中で変わってきたといえますか、これはもう世の中全体の流れでございますけれども、アクティブラーニングの充実ということで、ただ単に言葉の技法を学ぶだけではなくて、しっかりと自分の言葉をどう伝えるのか、相手にどう伝わったのか、そこをしっかりと表現できるようにしていく、そこをさらにここ数年は各学校とも研究を進めているところでございます。

○大沢委員 この言語活動の充実において目的とする、最終到達点として子どもたちに求める目的、成果、どのようなものをされているのか教えてください。

○大関教育総合支援センター長 しっかりと自分の伝えたいことを相手にわかってもらう、それから相手の意図していることを読み取る、まさに発信と受信、この部分をしっかりと育てることによって、国際的な社会の中で日本人として通用していく、そこがまず基本として大事だと、義務教育学校段階ではそこを高めたいということで目的としております。

○大沢委員 その中で今、アクティブラーニングという言葉が出ました。思い起こせば、この一番顕著な例というか、わかりやすい例、かつてNHKでやっていたサンデル教授の『ハーバード白熱教室』、あれがアクティブラーニングの一番わかりやすい、見ていてわかりやすい形だと思うのですが、この中でアクティブラーニング、今品川区では義務教育についての言語活動の充実で、アクティブラーニングになりますと、私の知り得る見地では、これは一歩進んだ段階、いわば高校、大学、社会人ということで認識をしているのですが、そこを学校に今当てはめながらやろうという、そのような取り組みなのでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 今、大きな広い意味でのアクティブラーニングについて、委員よりご案内いただきましたが、まさに高等教育機関の中で講義を受けている部分から生まれ変わってしっかりと考えていくためには、自分から発信していく、そして相手に伝える、相手の意図を読んでいく、そういった授業のほうに、大学等の高等機関も生まれ変わってきている最中でございます。その中で、まず基礎・基本となる基本的な学習力を義務教育段階ではしっかりと、意見をどのように伝えれば相手に伝わるのか、相手の発言のどこの部分をしっかりと押さえるのか、取りこぼさずに意味を捉えるのか、そういったことを日々の学習の中で行っています。

○大沢委員 その中で相手に伝える、双方向性という点から見れば、ディベートという手法もあるわけであります。ただ私は思うのですが、日本人はやはり相手の立場を考えつつ物事を進め、物事を話す、物事を考える上で、ディベートは日本人になじまないのではないかなという気がしますが、この部分は教育委員会としてどのようにお考えなのでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 ディベートをどのような場面でどう扱うのか、あるいは前後に教員が子どもたちにどうフォローしていくのかによって、多分性質は非常に異なろうかと思えます。委員がおっしゃるとおり、確かに日本人の相手の気持ちもおもんばかりの美しさ、大切さ、それは日本人として非常に美德だと思いますので、先ほど申し上げました「美しい日本語」の中では、尊厳の気持ちを大切にしつつも明快で簡潔に表現する、伝え方を工夫するなどの観点がございまして、こういったところをしっかりと指導を行っていきつつ、場合によってはディベートという場面も、市民科の学習の中では何かについて子どもたちが話し合う1つの手法、今この場は意見は対立する、役割として対立するけれど

も、これは決してけんかではない。その意味合いをしっかりと教員が子どもに提示した上で行うディベートは意義があるというふうに学校では捉えております。

○大沢委員 ぜひともそのところはしっかりと子どもたちに明示をしていただきながら、各先生方も非常に努力されているのはわかっておりますので、子どもたちにはディベートの意義、意味、日本人におけるディベートの意義というものをしっかりと教えていただきたいと思います。先ほど来きれいな日本語、きれいなという言い回しということで、日本語の美しさを言われましたが、そこには語彙力が必要でありまして、語彙力を高めるための取り組みは、今どのようにされているのでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 語彙の力は非常に重要かと思えます。多分語彙力は、例えば文字で認識するだけではなく、日常生活の中からどのように自分がエピソード記憶していくのか、自分の体験に直接照らし合わせることで、言葉、語彙の意味がしっかりと自分の生活に結びついて、子どもたちの記憶に植えつけられていくものというふうに学校教育では考えております。したがって、ドリル等だけではなくて、子どもたちの日常生活の出来事をしっかりと日記に書かせて、そして書いた内容を発表させる、友達の発表した日記の内容を聞いて自分の生活に捉え直して考えてみる、そういった日々の活動を繰り返すことで子どもたちの語彙力は高まっていくと思えます。

○大沢委員 書いて自分の表現をまず外にアウトプットするという、これがまず語彙力を高める方法の1つだと思いますし、一番洗練された語彙をとということでは身近に新聞というものがありまして、我々大学のときはよく朝日新聞の「天声人語」というものが試験に出てまいりましたもので、よくそのところをチェックしたものですけれども、現場におきまして、先生方の裁量にもよるかと思うのですが、そういうものを利用した語彙力を高めるための授業ということは行われているのでしょうか。

○熊谷指導課長 新聞の活用ということは非常に重要だと思っております。その中で、やはりNIEという活動もございまして、新聞を活用して教育を深めていく。そういった中で、これから戸越台中学校、山中小学校が、新聞を活用した授業を研究していくということで伺っているところでございます。

また明治以降の、特に明治時代の小説等にも、美しい言葉がたくさん出てきます。読書を通して語彙力を高めていくということも重要であろうかと考えます。

○大沢委員 明治時代というのは漢詩、漢文、夏目漱石にあらわれるような、あのような流麗な文体も、先生方に言うのも釈迦に説法のようなものでしょうけれども、ぜひとも活用していただきたいと思えます。もう既に平成の世の中も終わりつつあり、古典に近づいているような状況ではありますが、古典ほどやはり温故知新で、古いものほど新しいという時代だと思えますので、ぜひとも活用をお願いしたいと思えます。

あと1つだけ、英語のところでは語彙ということで伺いたかったのですが、和製英語というものがありまして、外国人にはこれが全然通じません。コンセントはコンセントと言っても通じないですね。和製英語というものがあるので、そのところが多分、和製英語が一番大事な部分、英語で役に立つ英語だと思うのです。そのところは英語教育の中で、言葉としてどのように教育をされ、子どもたちに教えていらっしゃるのか、和製英語という単元、和製英語という1つのプログラムを先生方の1つのユーモアとして、ユーモラスな部分として教えていらっしゃる時間というか、それをかいま見るような時間というものはおありなのですか。

○熊谷指導課長 英語と、それから和製英語、別として捉えまして、国語の中で片仮名を教えるときなどに和製英語も伝えております。特に年代を越えて高齢者の方とお話するときにも、和製英語でないと伝わらないということもあろうかと思えます。ですので、日本人として和製英語は大事にしていき

たい言葉の1つであろうかと思っております。

○大沢委員 それと、やはりアウトプットする先生方にいろいろとご苦労、毎日いろいろな予習等々で大変だと思っておりますけれども、子どもたちに伝えるには先生方の話術なり、話し方のスキルが必要だと思っております。研修等々で行われているとは思いますが、そこではどのようなことが行われているのか、ご披露していただきたいと思っております。

○大関教育総合支援センター長 区が行う研修以外に、東京都が行う研修などもございまして、その中には話法について学べるような機会もございます。プロの方のお話を聞くような機会などもございまして、また民間のそういった講習会などを夏休み期間中など自主的に受けている教員も多うございます。

○熊谷指導課長 区の固有教員の研修でございますけれども、昨年度は松竹芸能に来ていただいて、漫才師の方に笑育をやっていただきました。それから今年は劇団四季の方から発声法ですとか、それから子どもたちの前でどのように伝えればいいのかというような、そういった授業を行っていただいたところでございます。

○大沢委員 これが適切な提案かどうかはわかりませんが、やはり話のプロ、それははなし家でありまして、古今亭志ん朝、古今亭志ん生、三遊亭圓生、三遊亭圓楽という、はなし家の間合いというか、話すタイミングというか、聞き手との距離のとり方など絶妙だと思っておりますけれども、その辺は身近に活用できるものですので、授業中にやってしまうとまた公務との境がつかなくなってしまうので、お酒を飲んでいる時間があれば落語を聞いていただきながら、その話し方の醸成をしていただきたいと思っております。

○鈴木（博）委員長 次、たけうち委員。

○たけうち委員 私は成果報告書の187ページ、市民科・各教科充実経費、194ページ、通学安全確認業務等委託について伺います。

初めに市民科については防災教育についてです。先般の本会議で一般質問させていただきましたが、「釜石の奇跡」を通して、子どもたちが大人に与える力、真剣な姿が大人たちに影響を与えるということで、防災教育についての取り組みと、また課題等について伺いました。またその際、品川区として子ども防災手帳というものの作成を提案した際にご答弁いただいて、今、改訂版の防災ノート用品川区については7月にもう低学年から中学生まで漏れなくお配りをして取り組んでいるということで伺いました。

それで私も早速この防災ノートをいただいて全部見ましたが、本当にすばらしい内容で、東京都の教育委員会がつくっているのですが、特に4年生からの高学年、中学生の部分は、我々大人が見ても本当に勉強になるなというぐらいの、かなりのものになっていますので、これをしっかり取り組めばすばらしい力になるなと思ったのですが、ただ一方で学校の授業、なかなか大変な、タイトなスケジュールの中で、どれぐらいの時間を割けるのかということで、市民科等での取り組みについてもあわせて教えてください。

○大関教育総合支援センター長 今、委員にご案内いただきました、東京都教育委員会が作成して全校に配付しております防災ノートでございますが、制作協力には品川区、しながわ防災体験館も入っております。中には防災体験館もしっかりと載っており、子どもたちが活用しているところでございます。実際に3分冊、発達段階に応じて3分冊の内容を利用するのですが、これはある単元の一部で、防災教育の一環として内容について、例えばAEDの使い方について使う場面があったり、あるいは、低学年の子ですと、自分たちの地域に大雨が降ったらどうするなどということを考えるような題材の

ページもございます。そういったところを避難訓練の後で校長が、ではクラスに帰ったら、自分たちの地域は大雨が降ったらどうなのかな、考えてみようなどと話すことで、子どもたちが、ああ、そういえばハザードマップ、電柱にここは海拔何mと書いてあるのを見たことあるよなどという意見が出る子もいるかもしれません。それはそれぞれのトピックの中で行いますが、避難訓練は毎月学校が行っております。校長が全体でお話しする場面、それから担任が子どもたちに対して避難訓練の後、教室に戻ってから、さらに必要に応じて加える場面などをうまく活用しているところでございます。

○たけうち委員 ぜひ毎月訓練を行っているとおっしゃっていたので、その後に、本当に1ページでも2ページずつでも、かまわないのでしっかり取り組まれると本当に力になるなと思いましたので、お願いしたいと思います。

それからあわせて、いろいろな授業がありますけれども、例えば地理でいえば、今おっしゃったような自分の住む地域が品川区の中でも川沿いの地域であって、いわゆる洪水、氾濫が危険な地域、また木造住宅密集地域でいえば火事が危険だよとか、また過去の歴史から見れば、例えば何々窪などがつくところは、過去このようなことがあったよとか、そういうことを歴史の時間に教えるとか、また技術・家庭のところでは、例えば自宅のできる防災対策の家具転倒防止のやり方ですとか、さきほども一部出ましたけれども、防災食ですね。防災食の食べ方、例えば今、いろいろなところで情報が出ていますけれども、カップラーメンなど水だけでも少し時間をおけば食べられるよとか、そのようなものやってみたらどうかとか、いろいろな授業の中で工夫しながら、防災を横軸に入れながらということも非常に大変だとは思いますが、本当に先生のお力の見せどころだと思うのです。しっかり防災教育をやっただけならば、それが何より、中学生でいえば3年、5年後にはもう大人になる中で、立派な成人になる中ですのでごい力になるし、またそのことがご家族を、お父さん、お母さんを救っていくことにもつながるなと非常に思いますので、その辺の考え方と、あと171ですね。この教材の中にも書いてありますけれども、毎月1日、15日を中心に、171の災害用伝言ダイヤル。これも聞けますので、これも実際にやってみるとやってみないの違うので、学校の中で子どもたちが携帯を持ってくるのは難しいと思うのですが、何か代表の電話を使ってやってみるなどということも大事ななと思いますけれども、その辺のことを教えてください。

○大関教育総合支援センター長 毎月行う訓練の場面が、必ずしも1日、15日に当たるかどうかは、その月の状況もあろうかと思いますが、例えば今ご提案いただいたように、全校児童が体育館に集まった際に代表の電話機、あるいは例えば校長の携帯電話を活用するぐらいしか今、方法は浮かびませんが、子どもたちに大きく音が聞こえるスピーカー状態で、実際に171の伝言ダイヤルにつながるとこのような音声流れるというのを子どもたちに示してみる、そのような取り組みも有効かと思っておりますので、ぜひいただいた意見はまた共有していきたいと思っております。

○たけうち委員 ぜひよろしくお願いします。特に先生に対するいろいろな、研修まではいかないかもしれませんが、先生が現場で取り組むわけなので、ぜひその辺しっかりお伝えいただきたいと思っております。

それでは次に行きますが、194ページの通学安全確認業務等委託についてですけれども、昨日もちょっと一部出ていたかもしれませんが、通学路のブロック塀の件で、いわゆる今回の大阪府北部地震を受けて、品川区におきましても通学路における危険なブロック塀の場所なども各学校現場で調査をしていただいていると思っておりますけれども、その状況と、あわせて今後その所有者等に対するアプローチをどのように考えているのか教えてください。

○有馬庶務課長 6月18日に発生した大阪の北部地震、これを受けまして、6月22日に教育委員会から各学校のほうに通学路における危険と思われる壁の、ブロック塀の有無について、安全点検を行ってくださいということで通知を出したところです。それで回答につきましては、詳細なところまではなかなか見切れないところもあるのですけれども、ひとまずそのような危険なブロック塀があるか、ないかというような報告は一応いただいているところでございます。

それで今後の所有者へのアプローチというところですが、ここが非常に難しいところございまして、学校の人たちがこう見て、他人様の財産を勝手に危険だと指摘するのはなかなか難しいというところもありますので、まずは建築基準法で言われている2.2m以上の壁があったかないか、傾きが少しひどくないかというようなところにとどめて、ここは通学する上で気をつけていきたいと思いますということで、学校のほうでは対応しているところでございます。したがって所有者に直接要望するようなアプローチというものは、今学校ではとっていないという状況でございます。

○たけうち委員 そこで前回、ご質問したのですけれども、今度新しく制度、支援策ができますよね。ここをある意味ではいいきっかけにして、建築課とも相談しながら、どのようなアプローチができるか。ピンポイントでやると少し変な感じになりますので、例えばその地域におけるブロックがあるお宅にポスティングをするとか、いろいろなアプローチの仕方があると思うので、せっかくできましたし、また同じようなことが、できたにもかかわらず周知がされなくて、また地震が起きて子どもたちがそのような目に遭っては、何のためにこのようなものができたかわかりませんので、ぜひそこはお願いしたいと思います。

その上で、それができるまでは、今おっしゃったように学校でも通学路の安全マップと危険マップというのでしょうか、これをつくっていらっしゃるかなと思うのですが、その中に学校で点検したものを反映させていくということも大事なと思いますので、その件とあわせて見解をお示してください。

○有馬庶務課長 前段のほうの建築課との連携でございますけれども、建築課ともそういった情報のやりとり、連携をとりまして、今通学路、小学校入学の全家庭の通学路につきましては建築課のほうに情報提供をして、これを見ながら今回の対応についても参考にしてくださいというようなことでやりとりはしているところでございます。

○大関教育総合支援センター長 ヒヤリハット地図につきましては、毎月見直しを、関係機関の協力を得ながら、各学校行っているところでございます。その場面の中で、当然交通事故の観点以外にも、やはり危険な箇所という部分は今後は出てくることかと思っておりますので、関係機関ともその辺の部分は情報を共有しながら、よりよいものにしていくための検討を協議してまいります。

○たけうち委員 ぜひよろしく願いいたします。せっかく点検して、そのような場所も出ているのにもかかわらず、子どもたちや保護者にその情報が共有されなければ意味のないことになってしまいますので、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。

あわせて、今通学路に、ここにあるとおり通学安全確認の業務を委託してやっていたら、主にシルバー人材センターの方もいらっしゃると思いますが、今回の北部地震でそうした見守っていただいている方も被害を受けたケースがありました。そうした面ですと、このようなシルバー人材センターの方たちにも同じような情報を提供した上で、なおかつそのようなところを子どもたちが通っていた場合には、できればそういう方たちもお声をかけていただくということも大事だと思うのですが、あわせて教えてください。

○有馬庶務課長 通学安全確認業務については、登下校の時間、朝と夕方ということで、1日5時間

以内で各学校に振り分けて配置しています。基本的には交通安全の横断歩道にいる人と、それからもう少し巡視をして子どもたちの安全を見守るといような巡回をしてくれる方たちの2本立てで業務を行っております。そういった方たちについても、学校の今回把握したブロック塀の危険の場所など、情報共有できればしながら進めていきたいところでございます。

○たけうち委員 ぜひよろしく願いいたします。一般質問でもやらせていただきましたが、本当に今年は夏から秋にかけて頻発する災害、また東日本大震災以降、熊本地震も含めてもう毎年のように大きな災害が起こっている中で、公明党としてもこの防災、減災をしっかりと政治の柱に、また主流に、社会の主流に据えて取り組みを行っていくということを、先般の参議院の本会議の代表質問で我が党の山口那津男代表がお伝えさせていただいたとおり、私も今回それが大事だという思いで、各款別の中で主に防災等の関連の質問を取り上げさせていただきました。今後もしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、ぜひよろしく願いします。

○鈴木（博）委員長 次、飯沼委員。

○飯沼委員 185ページ、職員給与費です。指導課と教職員の長時間労働、多忙化の問題。また、学事制度検討経費のところから、学校の選択制についてお伺いいたします。

教員の多忙化に入る前に、総務費の中で指導課の残業が異常に多いことがわかりました。1年間最長の時間数が何と1,270時間、これは毎月105時間の残業を12カ月続けて行ったことになります。また、月の平均残業数、1人が62.6時間、平均ですから毎週40時間の労働のほかに毎週15時間ずつ残業、つまり毎週55時間働き続けるといった内容になっていて、私もびっくりしました。体を休めることもできない、異常な事態となっていると思います。このままでは職員が病気になってしまいます。よい仕事はやりたくてもできなくなるのではないのでしょうか。質問ですが、なぜこのような状況になっているのか教えてください。また、直ちに改善が必要だと思います。改善策はどうなっているのか教えてください。

○熊谷指導課長 指導課の職員は非常に優秀です。優秀な中でもこれだけ残業時間が長くなるということは、かなりの事務量があるというところでございます。一番は都費の教員の新規採用数が非常に増えてきたというところで、今年度84名、そして東京都の教員の異動なのですけれども、新採も含めすと437名ということで、校長の思い、それからそれぞれの教員の思い、そういったことを考えて、できるだけ思いにかなったところに配置してあげようという、そういったところから、どうしても時間を超えて業務が増えてきてしまった経緯もございます。またそれに加えて病気休暇の対応、それから体罰等の服務事故が起こらないように、またそういったことが発生したときの聞き取り、そういったこともございます。またハラスメントの相談窓口にもなっております。さらに防災待機寮の対応というものがございまして、声がかかると水道を直しに行ったりですとか、それから掃除に行ったりといったようなこともございます。また給与や福利厚生費の対応も指導課で行っているところでございます。

ただ、昨年度と比べますと、そういった中でできるだけのことを効率よく、思いはあるのだけれども、そうはいつてもご指摘のとおり体を壊しては何もならないというところもありますので、水曜日、定時退勤日を設けました。それからタイマー等で確認していく、あともう何分というところで、お互いに注意していくというところもあります。人員増もしていただきました。そういった中で、昨年度の4月から10月までと、今年度の4月から10月までの累計を比較しますと、25%減ということで、全体として昨年度費74.9%に減っているところでございます。今後とも毎日活力ある、そして生き生きと仕事ができる指導課であるよう、私のほうもしっかり導いていきたいと思っております。

○飯沼委員 一定改善はされているということでお聞きしましたけれども、でも25%の削減では、まだまだ足りないと思います。指導課24人に対して仕事量が多過ぎるのではないのでしょうか。人員増がされているということなのですが、職場からは、こういった要求が出ていて何人増員をされたのか、その辺も教えてください。

あと学校がブラックな職場になっていると思います。教職員の長時間労働が今社会的な問題になっています。国の2016年教員勤務実態調査によれば、小・中学校の教員は月曜日から金曜日まで毎日平均12時間近く働き、休みのはずの土曜日、日曜日も働いていると、このように書かれていました。この実態を把握されているのかどうか、どのような把握をしているのかお聞かせください。また、教員の長時間労働の原因はどこにあるのか、改善策を具体的に教えてください。

○熊谷指導課長 品川区におきましては、在校時間がわかる出退勤システム、23区では世田谷と品川区しかございませんけれども、世田谷区は帰るときには切らないということになっております。品川区は出退勤システム整っておりますので、これをもとに集計を行いました。その中で実際に、今お話がありましたように、国の調査では11時間15分というものが小学校の在校時間、そして中学校は11時間32分ということなのですけれども、昨年度集計しましたところ、本区の小学校では10時間17分、中学校では10時間10分となっております。さらに働き方改革を進めまして、それがそれぞれ小学校で3分、中学校で2分、平均で減っているところでございます。把握につきましては、この出退勤システムで把握しているところなのですけれども、働き方改革を昨年度の10月から始めたところ、毎週1回定時退勤日を設けたこと、それから部活動に関しても部活動を行わない日を設けたこと、そういったところから改善が見られております。

原因なのですけれども、東京都や文部科学省が進めようと思っっているさまざまな働き方改革の取り組みは、全て品川区では行ってきています。でも、なかなか減らないのは、やはり私自身もそうですけれども、やはり子どものためにもっと何とかいい授業をしてあげようとか、もっと子どものために、そういった思いからどんどん自分たちの仕事を膨らませてしまっている傾向があるのではないかと思います。

○飯沼委員 長時間労働の原因は、私はもっと根本のところにあると思っております。1日8時間労働ではやり切れない仕事量が先生たちの肩のしかかっているのではないのでしょうか。どんどん増えていきます。大もとは国の定数のところの見直しが行われていない点、これが指摘をされています。一番の原因は1日の授業の時間が増えている、小学校の多くの教員は1日5時限とか6時限授業を行っていますが、文部科学省は1時間の授業のための準備に1時間が必要とされていると言っています。1日5コマとか6コマ授業を行うと、授業と授業準備で、それだけでも10時間から12時間ぐらいになってしまう。授業準備のほかにも、採点とか各種打ち合わせ、報告書づくりなど、給食指導も入っていますけれども、さまざまな校務があるのですから、毎日長時間になるのは当たり前であると思っています。大もとのここを変えていかない限り、改善はされないのではないのでしょうか。1日8時間ではおさまらない仕事量があって、このことは共通の認識になっているのでしょうか。またもう1点、教員1人の仕事量を減らすためには、教員を増やすことしかない。この認識を持っていただきたいのですけれども、その点はいかがでしょう。

○熊谷指導課長 先ほどご質問がありました指導課としての人員増ですけれども、平成29年度は1名増、そして平成30年度も1名増となっております。

まず、実際に教員の人数を増やさないと、というところではございますけれども、こちらについては国の動向を見据えて、見きわめてということになるかと思いますが、本区におきましては、指導助手や区

費講師といった補充的な教員をつけているところでございます。さらに働き方改革に伴って、スクール・サポート・スタッフ、SSSやTRA、これは本区ならではのものですけれども、Teacher's Room Assistantをつけたことで、こちらによって教員が本来やらなければならない仕事ではない部分、その部分の補佐的なところができて、今回長時間労働の部分が改善に至っている部分でございます。

○飯沼委員 まず教員の定数のところが、昔から改善されていないということが大問題であると思っています。1958年公立学校の教職員の標準に関する法律というものがあって、ここの中には1教員当たりの標準指導時間数は1週24時間、24コマをもって標準とするということで、1日平均4時間、休憩時間も含めて4時間正規の教科指導に充て、残り4時間は教科外の指導に充てる、指導のための準備の整理とか、その他校務一般に充当するという考え方であるとされていますが、1日4時限が基本として立てられた、これは1958年なのですけれども、それが1日5時限とか6時限、5コマとか6コマに増えている、これに対して対応がされていないといったところでは、当然教員が大もとのところで足りないということになると思います。教員の増員が必要です。国に求めていくのは当然ですけれども、今、当面品川の教員を救っていくという意味で、品川区には固有教員を採用する制度がありますので、ぜひ教員を増やしていただきたい、この点が1点です。

そしてもう1点は、学校で教職員と話し合いをして、不要不急の業務を削減していただきたい。このことを求めます。例えば中学校で切実なのが、先ほどありましたけれども、部活動の負担軽減です。運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインにありますけれども、この中には休養日週2日以上、そして土日どちらかを休みにする、こう書かれていますが、ぜひこれを現実のものにしていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 部活動のあり方につきましては、各学校のほうに通知をするとともに、平日の中においても休養日、そして土日においても必ずどちらか1日は休みを設ける。どうしても練習試合、試合等で、公式戦も含めまして土日と試合が続いたような場合は、直近の翌週に必ず振り替えの部活動の休みの日を設けるということも、今全校で決定しているところでございます。

○熊谷指導課長 先ほども申し上げましたけれども、指導助手や、それから区の非常勤講師等も活用をしているところでございますので、他区よりもかなりそういった部分ではフォロー体制ができ上がっているかと思えます。それからスクール・サポート・スタッフの配置校につきましても、平均17分の勤務時間の短縮、それからTeacher's Room Assistantの配置校も平均4分の短縮となっておりますので、できるだけサポート体制はつくっていきたいと思います。また固有教員につきましては、さまざま固有教員のあり方等についても検討しているところでございますので、今後の課題というふうになるかと思えます。

○飯沼委員 ぜひ現場の教職員の方々と話し合いをして、業務の見直し、大もとのところは職員を増やしていかなければいけないという、教職員を増やしていかなければいけないところがありますけれども、ぜひ業務内容で見直しができるところ、ぜひ校長先生や副校長先生だけではなく、全職員の意見をしっかりと聞いて、見直しをしていただきたい。ここのところはいかがでしょう。

○熊谷指導課長 まずそのために、やはり見直しということは非常に重要でございますので、教員がやらなくてもできる内容、例えば学校だよりの印刷、そして数えて配付する作業、そういったことも全てこれまで教員がやってきましたので、そういった部分ですとか、それから電話対応、学校行事の式典の補助ですとか、そういったことも全てなんでも教員がというところがありましたので、1回洗い出し

をしているところでございます。そして教員でなくてもできる仕事については、先ほど申し上げたスクール・サポート・スタッフやTeacher's Room Assistant等で軽減しているところでございます。

また、コミュニティ・スクールを品川区は全校、今年度から行っております。そういった中で校区教育協働委員会でも、こういったところをこれから働き方改革で進めていくか、それも既に浜川中学校等では見直しを図って、協議を行ったところ、熟議を行ったところでございます。

○飯沼委員 いろいろ現状でできる部分や工夫がされているのは、お話を伺いました。でもしかし、現場で働いている教員、職員の方々の意見をとにかく聞いて、現場主義でやっていただきたいと思しますので、そのところは重ねてお願いをいたします。

あと学校選択制に行きますが、2000年、突然にトップダウンで始まりました品川の学校選択制です。共産党は問題点を指摘し、中止すべきと主張してきました。問題点の大きな2つは、学校と地域のつながりを分断して教育の力を弱めていること、2点目は学校間に競争を生み出し、大規模化、そして小規模化が進み、学校の間で格差が広がっているといったことです。

質問をします。今度の学事制度審議会の答申を受けての学校選択制の見直しに絞って、内容を教えていただきたいと思えます。

○若生学校制度担当課長 学事制度審議会の答申を受けまして、制度の見直しの関係のご質問でございます。

学校選択制に絞ってということですが、まず今般、品川教育ルネサンス、こういったものを進めている中で、地域とともにある学校づくり、そういったことをこれまで以上に強力で進めていく、そういった観点から学校選択制、これはさまざまアンケート等も審議会の中でとってまいりまして、議論を重ねてきたところでございます。その中で、やはりご指摘のような地域とのつながり、それから防災面での安全性、震災以降のそうした意識の高まり、そういった観点からの議論もございました。

そういったご意見等も踏まえまして、今回学校選択制をブロックから選べる、広く選べるような形から、これは小学校と義務教育学校の前期課程の選択制についてでございますが、ブロック制から隣り合う学区の中で選べるような形に見直すべきと、そういったことで答申が出たものでございます。

○飯沼委員 中身ですけれども、小学校は近隣ということ、近隣校から選べるということですが、実際的には4校から9校も選べてしまうのです。決して狭まっていない、こういった選択の仕方では、私は見直しと言えないのではないかと。あと中学校に関しては、全区的な選択で今までと全く変わらないといった状況の中で、これでは見直しとは言えないのではないかと私は思っています。

見直しに当たって、保護者の皆さん、今ありました地域からたくさんの意見が出されています。区政協力員の方からは、学校選択で他の地域に行っている子どもたちとの交流が少なくなって、近隣地域のきずなが生まれなくなっているといったことや、災害時遠方より通う子どものことを考えると、学校選択制は反対をしたい、こういった意見も出ています。100件の意見中賛成は11件で、89%が選択制を肯定していないといった中身でした。

また、2017年10月にはパブリックコメントがとられましたけれども、学校選択制についての意見が一番多かったのです。100件中35件が学校選択制で、賛成は3件でした。そして反対、疑問が22件、改善を求めるが10件だったのです。私数えたのですが、こういった中身からすると、決してたくさん出された区民の声が反映されていない中身であると思っております。区民の声を真摯に受けとめれば、今回の見直しはとても見直しとは言えないと考えます。小学校も中学校も、きっぱりと学校選択制をやめるべきではないか。再検討をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○若生学校制度担当課長 学校選択制につきましては、さまざまアンケート等も出ております。あとは選択の幅が広くなるところがあるというご意見ですけれども、基本的に隣り合うところを選べるようになるということで、3つも4つも学校を越えて、幅広く選べるということがなくなるということで、そういった意味で近隣等の地域とのつながりというものはより深まるというようなことを考えてございます。

また、アンケート等でございますけれども、区民アンケート、それから町会長アンケートのほう等もとっておりまして、そういった中では廃止すべきというものは1割に満たない数字で出ておりますので、そういったところからも続けるべきと考えております。

○鈴木（博）委員長 次、伊藤委員。

○伊藤委員 私は成果報告書の185ページ、学校ICT化等諸費用に関連して、それから189ページ、保幼小連携推進経費に関連して質問します。

先に学校ICT化のほうでありますけれども、これは既に全教員にパソコンを配置されて、それから区内の各教室黒板にはプロジェクターが設置された、それから各学校にタブレットパソコンの配置がされたというものです。確かに進捗をしていることは確認したのですけれども、私が学校公開に参加した学校では、たまたまなのかもしれませんが、黒板にチョークで板書をされている授業がほとんどでした。もちろん教材や、あるいは各教員の指導方法に千差万別あっていいのですけれども、せっかくこのように学校にICT機器が導入されたのだから、インカムを含めた教材を活用して、児童・生徒にわかりやすい授業展開すべきと思ったのですが、いかがでしょうか。お考えをまずお聞かせください。

○篠田学務課長 学校のICT化の推進に関するお問い合わせでございます。

委員ご指摘のとおり、各学校には昨年度までに普通教室全教室にプロジェクター、電子黒板等が設置されまして、当初は確かに使いなれていない教員もおりましたので、そういったことも見られたのかなと思いますけれども、現在はかなり各教員も有効に使ってございまして、例えば教員のアンケート、これ平成27年2月にとったものですが、タブレットやパソコンに関しては今後も活用していきたいという教員が9割を小学校も中学校も超えていますし、また、プロジェクターや書画カメラにつきましても、これも平成27年なのですけれども、プロジェクターを毎週利用していると回答した小学校の教員が7割を超えています。また、そのうちの毎日利用していると答えた教員が53%ということで、3年前でございますので、まだ毎日利用しているのは半分でしたけれども、その後こちらで把握している限りでは、全ての教員、特に書画カメラ等、ものを写し取るカメラ等は非常に使いやすい、わかりやすいといったようなこともありまして、非常にそこは進んでいるものというふうに認識しているものでございます。

○伊藤委員 その方向の確認はこれでいいわけですが、要は効果的に使ってくださいということをお願いしておきます。一体的に、それから同時に、うまくいけばタブレットに全件配信することができるわけだから、授業展開の中で、それは非常に強力な教える武器であるわけであるから、ぜひ有効な活用をお願いしておきます。

ここでいろいろ勉強して気になったのが、東京都の職員である教員が、人事異動で品川区からほかの校に当然異動になることがあります。そのときに品川区から配付されたパソコンをどうされているのでしょうかということが1点。

それからあと、品川区に勤務した間、いろいろなデータが集約されるわけですが、教員として。だからそれを、ほかの学校に転用するということは非常にプラスになると思うのだけれども、そのデータの引

き継ぎ方法や対応をどのようにされているのかなと思ったので、答弁をお願いいたします。

○篠田学務課長 まず機械のほうのお話でございます。

いわゆる教員にはそれぞれの機械を貸与している形でございますので、品川区から転出される場合には、当然その機械は置いていっていただきます。また区内でも異動があれば、新しく来た学校の機械を使っていただくという形になります。

それからデータの問題でございますけれども、基本的に個人情報等さまざま入っておりますので、パソコン等のデータは、原則は持ち出しが禁止とされてございます。ただ、一部教育系のデータなどの部分ですね。要は個人情報のないものに関しては、学校長の許可を得て持ち出しすることが可能となっております。

○大関教育総合支援センター長 有効な教材、あるいはプリントなどにつきましては、各教科ごとの教科会として共有ホルダーを区で設けておりますので、その中に保存して各学校の、例えば理科の教員が理科に有効な教材について全校で同じものを有効活用している、その仕組みは今整ってございます。

○伊藤委員 もう少し確認したいのだけれども、教材の学校ごとのアイデアはわかったのですが、要は個々の教員の指導方法がありますよね。それに基づいていろいろなデータが集約されるわけです、3年、4年いるわけだから。それを持ち出すことがなかなかしにくい、わかる気はするのだけれども、それをほかの学校や新しい赴任先で展開することのほうが、今のこのIT化のことを考えていくと、私は非常に有効だと思うのです。もちろん品川区から貸与されたものだから品川区に返すということはもちろんなのだけれども、要はそのデータの取り扱いについて、個人情報に十分配慮しながら、また品川区のシステムのこともあるだろうから、規約をよりしっかりと決めた上で容易に持ち出せるような形をとって、教員の皆さんが新しい赴任先でもすぐに品川区で行われた教育が展開されるような仕組みを加速する仕組みもつくっていったらいいと思うのだけれども、できないとお考えなのかお聞かせください。お願いいたします。

○篠田学務課長 確かに委員ご提案のとおり、それぞれの教員のノウハウについて持ち出していく形で新しいところで使っていくことは確かに有効な手法の1つだとは考えます。しかしながら、1つは学校だけの話ではなくて、個人情報等に関しましては区としての個人情報保護に関するさまざまな手続きがございますので、同じように学校も扱っているということで、先ほど申し上げたとおり個人情報に関する部分に関しては、原則として一切持ち出しは禁止になっているということでございます。ただ、先ほどのお話になったノウハウ、その部分は学校長等も確認しながら、持ち出せるものについてはデータとして持ち出すことは、現在も可能でございます。それは一定の手続をとった上で持ち出すという形になるものでございます。

○伊藤委員 デジタル時代ですから、新しい課題といえば課題なのだけれども、でももったいないですよ。うまく活用していかないと。だからそのような観点で指摘をしておきますので、現行の法令や条例の中でしっかりと守るものは守りながら、だけれども有益なものは次の赴任先でも展開させていけるよう構築をお願いいたします。

改めて文部科学省のホームページをいろいろ確認していたら、2020年度から全ての小学校においてプログラミング教育が必修化されます。その目的はIT力の向上、現状ではヨーロッパでは労働市場の90%が基礎的なITスキルが必要だということの表現がありました。日本では2020年までに37万人のIT人材が不足するということが文部科学省の調査があつて、だからこのプログラミング教育を展開すると報告がありました。

これからICT化、IoT化が進んでいく。例えば野村総合研究所が今現在行っている601の業務について研究したところ、今後10年から20年間に49%が人工知能やロボット等で代替可能とされる、そのような社会になっていくと想像もされています。そのような中に品川区の子どもたちは生きていかななくてはいけないということを考えていくと、私はかつて本会議で指摘しましたけれども、児童・生徒、児童のほうは発達段階によるのでしょうが、タブレットの貸与ということも真剣に考えたほうがいいと思うのです。これだけICT、IoTが進んでいる社会に、子どもたちは放り込まれていくわけだから。しかもプログラミング教育が始まっていく、間違いなくこの世界はこれから拡大していく、そのようなときにあって、何回も言いますが、区内のある私立の学校では全てのお子様たちが持っていたらいいと思います。USBをつないで、そこでプレゼンテーションをして、素晴らしいことをやっております。それは素晴らしい。だからそのような環境を品川区の子どもたちにつくってあげたいと思うものでありますので、改めてこの考え方、具体的には児童・生徒一人ひとりにタブレットを貸与していくというお考えをお聞かせください。お願いいたします。

○篠田学務課長 今委員から、児童・生徒一人ひとりにタブレットの貸与という形でお話をいただきました。現状子どもたちを取り巻く環境等を踏まえると、これから先ICT化がどんどん進展してくるのは間違いなさだろうというふうに私どもも認識しております。今のところ、いわゆるICT教育の推進校、比較的小規模な学校においては、10校ですけれども、全てのお子さん方にタブレットを配付しているという状況がございます。これを全ての学校のお子様方に拡大するというところで、私どもも一時概算で算定したところがあるのですけれども、これを実際導入しようとするすると、5年間で、例えば経費の面でいうと100億円はかかるだろう、年間でいうと20億円。これは結局お子様が小学校、中学校に2万人いらっしゃって、そのほか、当然指導する教職員等にも配付しなければいけないということになりますと、二万二、三千台の機械を区費で必ず持っていないといけないとなり、そのリース料だけでもそのぐらいランニングでかかってくるというようなことがございます。実際に推進校で配付しているタブレットでございますけれども、こちらのほうも稼働状況を確認したところで、1日当たりほぼ1時間程度、タブレットが稼働していると。これは学校での授業ですとか、あるいは持ち帰りの宿題など、さまざま展開をした中で1台当たり平均1時間弱という数字が出ています。これはやはり現行の教育課程の中で、なかなか、タブレットを取り込んだ授業展開ということをやりにくいところもあるのだろうなと思っておりますので、そういった意味では、それだけの経費をかけて一遍に導入をしても、なかなか教育的効果というものを望めるかどうかということはあるかと思っております。しかしながら、いずれにしても今後ICT環境がどんどん進んでいくことは間違いございませんので、そういったところ、バランスを考えながら導入をしていくという方向は間違いなく考えておりますので、そういったタイミングでそういった形で取り組めるのかということをご慎重に考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

○伊藤委員 私が区議会議員になりたてのころは、中古のデスクトップパソコンでも40万円から50万円ぐらいしたのです。それは今のパソコンの100分の1ぐらいの性能です。もっと、1,000分の1ぐらいだったかもしれませんけれども、でも非常に事務的な効率が上がったことを覚えております。だから、あの経験があるから、これから私たちが想像する以上に速いスピードで社会が変わっていく中に子どもたちが行くわけです、いやが応でも。いろいろな生活の考えがあるので簡単に言えないことはわかっているのだけれども、それだけの投資をして未来の品川区の子どもたちが社会に出ていく、世界に羽ばたいていくということをつくっていく環境、そのことを夢見ることのほうが、私は

行政として正しいと思うのです。もちろん品川区単体で負担すると大変なお金がかかるだろうから、それこそ文部科学省がこれからこのようなことを進めていこうとされているわけでしょう。プログラミング教育。このためにはハードウェアがどうしても必要なわけだから、それはさまざまな方法を考えながら、国からの予算を引っ張ってくるなり、いろいろなことを展開して行って、プログラミング教育の具体化、予算化、そしてそれを品川区にも反映させていく仕組みをさらに検討すべきだと思うのですが、改めてご答弁をお願いいたします。

○篠田学務課長　いずれにしても、今後ICT化の進展がとめられないことは間違いないという認識は持っていますので、教育的な効果、それからコストの面、それから今ご指摘のあったような特定財源等、さまざまな部分を総合的に判断しながら、今後の展開について慎重に検討してまいりたいというふうに考えておるところです。

○伊藤委員　結構ICT、IoTの社会の進展に対する教育は大きな課題だと思うので、ぜひ十分な対応をよろしくをお願いいたします。

それから保幼小連携事業については1つだけです。区内私立保育園等で保育士の欠員が出たと聞きましたけれども、その後の対応はどうだったのでしょうか。もう1度言います。区内の保幼小連携事業にかかわる区内私立保育園等で保育士の欠員が出たと聞きましたけれども、その後の対応はどうなったのでしょうか。お聞かせをください。

○佐藤保育課長　私立保育園等の保育士の関係でございますが、さまざま区として対応しておりますので、今後もしきめ細かく対応していきたいと考えております。

○伊藤委員　品川区に影響は出ないのかという確認だけをお願いいたします。

○佐藤保育課長　私立の関係に関しましても連携をして、しっかり進めていきたいと考えております。

○鈴木（博）委員長　会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時21分休憩

○午後3時40分再開

○鈴木（博）委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。若林委員。

○若林委員　192ページの学校管理費から自転車ヘルメットについて伺います。

平成29年度は大崎の地元企業より、この自転車ヘルメットが寄附をされまして、区内の小学校、所有率が100%、また着用率も95%という大きなご寄附で子どもたちの安全・安心が守られたということでございます。ここで平成30年度については、この自転車ヘルメット、どのようになっているか寄附等のご様子をお聞きしておきたいと思っております。

それから自転車乗車に係って、死亡事故も含めた事故の傾向性を確認させていただきたいと思っております。年間の月別にどのようになっているか、また学年別にどのようになっているか、お聞かせいただきたいと思っております。

それから続いて190ページの特別支援教育費についてもお聞きをしていきたいと思っております。

特別支援教室が、いよいよ平成30年度も中学校等に拡充をされて、本当に一步一步特別支援の歩みが前に進んでいるということを実感し、感謝を申し上げる中で、この特別支援学級、また特別支援教室、このような環境の中で通常の学級の担任の先生は、この学級や教室、これをどのような場とっておられるか、また何を期待されているかということをお聞きしたいと思っております。

○大関教育総合支援センター長 自転車ヘルメットの取り組み、それから交通事故を含めました月別事故の把握の状況、それから特別支援教育に関するご質問をいただきました。

まず自転車ヘルメットの今年度の状況でございますが、引き続きご協力を得ながら、これはもう校長会の取り組みとして、今年度の新入生たちにもヘルメットを配るということで、引き続き1年生から6年生全員に渡るという状況をまずは担保した上で、交通安全指導を各校が進めております。また、昨年度ヘルメットを所有していた6年生たちは、今年7年生となっておりますので、7年生を含めました交通安全指導も、これは校長会として中学校、義務教育学校後期課程の部分まで、徐々に年を追って広めていくことで、義務教育学校の9年間の交通安全指導はさらに充実を目指しているところでございます。

事故に関しましては、平成29年度、交通事故は年間で自転車に関する事故報告が16件ございました。こちら、月によってない月もございます。少し多目にあっただのは、結果的には12月で、少し件数が多かったです。薄暗くなってきたタイミング、日暮れ・早く日が落ちるタイミングはやはり、もしかすると危ないという部分もございますので、その辺は校長連絡会等で各学校、やはり子どもたちへの交通安全指導のところで、日暮れになったら確実に早目にライトをつける等の指導をしているところでございます。

特別支援教育に関しまして、特別支援教室が本年度より小学校、中学校、義務教育学校前期課程・後期課程、全部含めまして、区内では全校展開がスタートしたところでございます。これはもう東京都全体の中でも、中学校も含めました全校展開をしている区はまだ少ない状況の中で、先進的に走り出しているところでございますが、特別支援教室担当の教員は、担当する学校には週1回、自分の担当の曜日出向いて、そこの対象のお子さんに指導をすることになりますので、そこに普段いる、通常の学級の担任との情報共有、連携は非常に重要となっております。そちらにつきましては、小学校においては特別支援教室専門員というものが都より配置されておりますので、担任と特別支援教育担当の指導の教員との間に入りまして、確実に情報共有を進めているところでございます。中学校に関しましては今年度スタートしたばかりで、都よりまだ特別支援教室担当者の配置が、今年度はまだスタートしてございませんので、次年度はぜひ配置されるよう、区としても都に要望しているところでございます。近年、都が募集をスタートしましたので、次年度は中学校にも配置されることを期待しております。

○若林委員 自転車ヘルメットについては、社会貢献とは言いますけれども、そのような大変志の厚い方々のご協力を得ながら、また今後は7年生が、また8年生、9年生というように広がっていき、そして学校現場でのさまざまな自転車の安全教育、教室も含めて、子どもたちの安全が守られよう引き続き見守ってまいりたいと思います。

それから特別支援のほうは、数をお聞きしておきたいと思います。特別支援学級の学年別の人数、また特別支援教室の学年別の人数をわかれば教えてください。また、先生のほうですけれども、いわゆる有資格者、スキルのある方の割合というものは、今どのようになっているのか、これは特別支援教室の中でということでも、大規模を含めてということでも結構でございます。

それから、ちょっと飛びますけれども、介助員、学習支援員も充実しております。傾向性としては対象となる子どもに、年度の前半当初配置をされて、そして後半になると子どもの人数が増えるというざっくりとした傾向性があるわけですが、これも介助員、学習支援員の対象となっている子どもたちの、学年別の児童・生徒数がわかれば確認をさせていただきたいと思います。

○熊谷指導課長 先に特別支援学級の免許の所持率でございますけれども、こちらにつきましては23.3%、30名でございます。

○大関教育総合支援センター長 特別支援学級および特別支援教室等を利用している児童・生徒の合計数でございますが、今、まず小学校の知的障害の特別支援学級を9校に設置してございまして、1年生から6年生まで、合計しますと140名おります。各学年ごとは、これは特にどの学年が多いという形ではなくて、多少その年の年度によってばらつきがございまして、ほぼ同じようなパーセンテージで学年分布はしてございます。それから特別支援教室のほうになりますと、これは小学校段階では今年度416名に対応しているところでございます。また、学習支援員、介助員等につきましては、これはもうお子さんの実態、状況によって違いますので、どちらかというとも1年生、2年生、低学年の間は少し厚目につけていて、徐々にやはり自立できるように、だんだんと外していくということが支援員、介助員の考え方でございます。今、平成30年度前期におきましては、小学校の学習支援員は248名の児童に対してついておりましたが、今ちょっと手元に各学年別の細かい部分はありませんけれども、どちらかというとも低学年のほうは支援は厚目につけているという状況でございます。

また、中学生、義務教育学校後期課程になりますと、知的障害では80名のお子さんのほうが学んでおります。これは7年、8年、9年、やはりその年によって少し差はございますけれども、別に8年生が急に増えるとか、9年生が増えるといったことはなく、知的障害の学級に対しましては、やはり9年間の中でどのように次の卒業後の社会生活を送るか、あるいは進路先に向けてという部分を学んでいるところでございます。学習支援員の配置につきましては、中学生に関しましてはそれほど多くはついていなくて、どちらかというとも身体的な、車椅子を活用しているお子さんに対して介助員がついているなど、そういった場面に応じてになりますので、学年ごとの差というものは個々の差になっております。

○鈴木（博）委員長 次、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 196ページの学校給食費について伺いたいと思います。

子育て支援や教育の充実という点からも、ぜひとも学校給食費の無償化を求めたいと思います。まず、品川区が給食費無償化をする場合幾らかかるのか、トータルで幾らかかるのかを教えてください。それから、そのうち既に就学援助金で給食費の無償化となっている子どもがいると思うのですが、何人いるのか、幾ら補助金があるのか、幾ら補助金で給食費という形で出されているのか、小学校・中学校合計で幾らか教えてください。それから品川区では、品川区多子家庭給食費の補助金制度がありますがけれども、この補助金を受けている子どもさんが何人いるか、ここで幾ら補助されているかについてもお聞かせください。それを就学援助金と多子家庭の補助金を差し引いて、新たに幾らかかるかということの金額についても教えてください。

○篠田学務課長 給食費に関するお尋ねでございます。

まず、仮に学校給食費を無償化した場合幾らかかるかということでございます。現状のお子様方の数から徴収している給食費、こちらのほう積み上げますと、およそ年間で11億円弱という形になります。それで既に就学援助で給食費を無償化されているお子さんの数ですけれども、これは平成29年度でいきますと小・中学生合わせて4,031名で、補助された金額が2億1,200万円余でございます。それから多子家庭のほうの給食費の補助金でございますけれども、お子さんの数が、これも平成29年度で230名、金額で申しますと1,076万円余でございます。そうしますと、先ほど申し上げましたトータルの11億円から、この2つの金額を差し引きますと、新たに必要となる経費が8億7,700万円余となるものでございます。

○鈴木（ひ）委員 学校給食法では目的にこう書かれています。「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上

で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする」と書かれておりまして、第2条では学校給食の目標として、さまざま7項目が書かれておりますけれども、このような点を考えますと、私は学校給食は教育の一部だと考えますけれども、区の見解はいかがでしょうか。

○篠田学務課長 委員ご指摘のとおり、学校給食の目的といった部分に教育的な見地が含まれること自体は、これはそのとおりであるものというふうに認識してございます。

○鈴木（ひ）委員 教育の一部だという見解だということだと思っておりますけれども、そのようなことであれば、憲法第26条では国民の教育を受ける権利を保障し、さらに義務教育は無償とするということと書かれております。それであれば、私はこの給食費も無償化が求められると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それからあと、2017年度請願審査のときに、区が、食材費だけの負担なので、実質無償化が図られていると現在は捉えられているという答弁をされているのですが、私はこの食材費だけなので実質無償化という捉え方というものは、文部科学省の捉え方とも違うと思うのです。文部科学省は平成29年度に学校給食費の無償化等の実施状況ということで調査を行いましたけれども、この捉え方とも違いますので、私は食材費の無償化をして初めて給食費の無償化と言えるのではないかと思うのですが、その考え方についてもお聞かせください。

○篠田学務課長 給食費の無償化に関してですけれども、委員のご指摘の点はございますが、そもそも学校給食に関しましては、学校給食法の第11条に基づきまして、経費負担の関係が明らかになってございます。この中では食材料費、それから光熱水費が保護者負担、それから施設設備費、修繕費、人件費、こちらは給食の提供者、設置者の負担となるものと規定されているものでございます。ちなみに光熱水費につきましては、その後文部省の通知に基づきまして、こちらで光熱費については学校の設置者が負担することが望ましいということとされているということを踏まえまして、当区におきましても光熱費は区の負担としており、食材料費に関しては保護者の負担とさせていただいているものでございますので、現状では法にのっとった形での負担を保護者の方に求めているというものでございます。

それから無償化の捉え方でございますけれども、基本的には今申し上げたとおり、法の規定に基づいた形でそれぞれ必要な部分、要は実際にお子様方の口に入る部分に関してだけご負担をいただいているということとございますので、そういった意味で実質上、給食運営上は無償化が図られているといった認識を持っているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 この学校給食法の第11条の食材費の保護者負担ということに関してなのですが、この法の規定はあくまでも負担のあり方を示したものであり、補助金を出すことによって実質無償化にすることを禁止するものではないという見解が、文部科学省のほうからは出されているのです。ということで、実際に全く給食費がかからない、実際に無償化ということは可能だと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

それから実質無償化ということなのですが、文部科学省が今回調査をしたところでは、この食材費の無償化というふうなところでのとり方をしています。その点についてもお聞かせください。

○篠田学務課長 学校給食法の第11条の考え方についてですけれども、確かに文部科学省からは、保護者に負担を求めている部分に関して補助をすることを妨げるものではないという考え方が示されているのはそのとおりでございます。しかしながら、それは逆に言えば必ず設置者のほうで負担をすべき

ものであるということでもないということですので、法の規定に現状はのっとった形で区としては対応しているものでございます。

それから文部科学省の、いわゆる給食無償化の調査、今年の7月に発表された部分のことかと思われまますけれども、こちらのほうではいわゆる食材費に関しても全て無償化しているところはどこかという形のアンケート調査を、文部科学省としてとっているということですのでございます。1つの捉え方として、文部科学省として食材費を含めた無償化の考え方を調査したものというふうに受けとめてございます。ただ、それが区の無償化の考え方と一致するかどうかということは、また別の問題かというふうに考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 一般的に給食費の無償化ということであれば、この食材費の無償化ということになると思うのです。というのも、食材費の自己負担というようなことになっていますので、それを無償化することが給食費の無償化というようなことになるわけです。それで、これがどんどん遅れているというような状況です。今、82自治体が無償化になっております。それでかなり、この無償化したところでは子どもの貧困対策が政策化されたことがきっかけでしたけれども、さまざまな効果を生んでいます。学校給食の無償化ということは、保守陣営も掲げる政策に今なっております。これが全国的な趨勢ですので、ぜひとも品川区でも無償化に取り組んでいただきたいと思います。

○鈴木（博）委員長 次、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 教職員の方々の人事について、2つ目に186ページ、学級集団アセスメント、187ページ、学力定着度調査経費、時間があれば189ページ、マイスクール運営費をお尋ねします。

まず教職員の賃金、指導主事たちのことなのですが、統括指導主事と指導主事が指導課と教育総合支援センターに10人いらっしゃいます。そもそもこういった方々の異動等はどのような仕組みで決まるのでしょうか。区の固有教員の方が1人いらっしゃるとはお聞きしております。

○熊谷指導課長 指導主事の人事でございますけれども、都の教職員でございますので、まず指導主事は、いわゆる管理職候補者選考、A選考というものがございまして、そのA選考合格者の中から東京都ですとか、東京都教育委員会や区市町村教育委員会に配置されるものでございます。またB選考、いわゆる副校長を目指して学校で主幹教諭をする選考なのですけれども、そちらの方も昨今では指導主事になるということもございまして、教育総合支援センターの統括指導主事がB選考合格者でございます。ですので、実際にはどなたが来るかということは、区としての要望は出せますけれども、都和協議の上で教科等が決まってくるところでございます。

○高橋（し）委員 今お話あったように、都のほうとの協議でということですが、教科をお聞きしたところ、中学校では理科と音楽の方、小学校は、これは専門の教科はないのでご自分の専攻という言い方になるのでしょうか、そちらです。残念ながらというか、その中には英語の専攻の方が1人もいらっしゃらないということなのです。品川区は英語教育を大変に力入れて進めていて、成果も上がっているということですが、このように英語の専攻の、専門の指導主事、あるいは統括指導主事がいらっしゃらないという現状と、この状況は何年ぐらい続いているのでしょうか。

○熊谷指導課長 英語専門の指導主事がないという状況は、本区のみならず、他の自治体も同じな状況でございます。というのはそもそも、なぜか、英語科の教員が指導主事選考を受けないという現状がございまして、都のほうでも非常に少ないというふうに聞いております。ですので、少なくとも平成27年度、平成28年度は英語科の専門の指導主事がおりませんでしたので、区の固有教員を指導主事として配置していた経緯がございます。

○高橋（し）委員 もともと東京都に所属している方々の英語の指導主事が少ないという現実はあるのですが、今お話あったように、品川区のこの英語教育を進めていく中で、やはりそういった専門の能力をお持ちの方が、区の教育委員会の中で英語の教育指導を引っ張っていく、あるいは進めていく、リーダーシップをとっていくということは大変重要なことだと思います。

そこで、先ほどお話ありましたけれども、異動の要請のときに品川区のほうが、ぜひ少ないながらもこういった教育をしているので、このような指導主事の方に来てほしいという要望を、具体的にどのような形で出していらっしゃるのでしょうか。

○熊谷指導課長 ご指摘のとおり、英語科の指導主事が欲しいということを毎年申し上げているところですけれども、なかなか英語科がないというところで配置にならなかった経緯がございます。そういったところで、まず本区の力のある固有教員を英語科の指導主事として配置したところがございますけれども、反対に私国語科でございますが、地教委の指導主事はさまざまな教科を勉強しながら指導、助言はできるようにしていくというところもありますので、今の状況ですと、本区の指導主事、英語科、プロフェッショナルはいないのですけれども、一生懸命勉強して指導、助言ができるようにしているところでございます。

○高橋（し）委員 一生懸命やられていることは十分承知しております、それぞれの科目を持ちながらも英語教育のほうでいろいろなリーダーシップを発揮していただいていると思うのですが、英語科の先生方のいろいろな研究会や、こういったことを進めていく中では、どうしてもそういった能力をお持ちの方が必要になると思いますので、今お話あったように、今後も東京都のほうに英語科の指導主事の方の要請を強く求めるということと、先ほどもお話ありましたが、固有教員で英語科の方が大変頑張っていらっしゃるということもお聞きしております。そういった方の、登用というか、そのようなこともこれからもお願いいたします。やはりちょっと東京都の関係で、なかなかバリアがあるのですが、ぜひ越えて頑張りたいと思います。

次は学力定着度調査です。こちらは学力ですが、それとともにi-checkという総合質問紙調査も行われていると思います。その結果をどのように活用しているかということ、こちらは学力定着度調査とのクロス集計をして、多角的な分析が可能と聞いております。その多角的に分析した結果は、残念ながら学校のホームページ等には出ていないのですけれども、具体的にそこから明らかとなったこと、それを学校の現場でどのように活用しているか等をお聞かせください。

○熊谷指導課長 まず、こちらの品川区学力定着度調査、昨年度からリニューアルしたところがございますけれども、こちらには総合質問紙調査というものがございまして、子どもたち一人ひとりのアンケートをとる内容になっております。例えばですが、家の人はあなたが頑張ったときにそれを褒めてくれますか、認めてくれますかといった内容ですとか、近所の人にあったときに挨拶をしていますかといったような内容で、さまざま学年に応じて質問を変えて問うているところでございます。それらにつきましては、各学校で子どもたちがどのように答えたのか把握しておりますので、それを踏まえて指導、助言をしているところでございます。

また、学力定着度調査との、いわゆるクロス集計でございますけれども、こちらについてはホームページ等には出ていないのですが、各学校、ウェブシステムでご覧いただくことが可能です。ですので、例えば朝食を毎日食べていると回答した子どもたちが非常に学力的には高かったですとか、それからお祭りやボランティア活動など地域の行事に参加している、こうした子どもたち、いわゆる正答率の分布を25%ずつ分けたときに、一番高かった子どもたちはそうした地域の行事に参加しているという

ころが見えてまいりました。そういったことで、各学校では活用しているところがございます。

○高橋（し）委員 学力の面からと、それから今お話にあった様子、自己肯定感や学級に適合しているかなど、そういったこと等もクロスで見ているというふうに言われています。新学習指導要領では、日ごろからの学級経営の充実を図ることが教科の学習を支える基盤だというふうに総則にも書かれていて、支持的な学級風土の創設というか、そういったことをすることが非常に重要だというふうに総則で述べられています。ぜひこういったクロス集計を活用して、ほぼ全学年でされているので、学校の指導に役立てていただきたいと思います。

そして3つ目、ちょっと時間がないのですが、マイスクールのほうは文部科学省から平成29年度の、いわゆる不登校関係の調査結果が、つい先月出されました。この全国的な傾向と、品川区における数的な面と、あと不登校の要因についてお聞きします。

○大関教育総合支援センター長 平成29年度の調査の結果が国からも出ておりますし、本区の傾向といたしましても、国と同様に若干増えている状況にあることは事実でございます。内容につきまして、不登校のきっかけの区分別、それから分類別について、クロスしてしっかりと国のほうも分析しているものと区の状況を照らし合わせましたところ同じ傾向で、不登校の傾向としては、やはり家庭に係る状況という部分が1つの大きなキーワードで上がってきておまして、そのようなお子さんの場合、不安の傾向、無気力の傾向が出ております。そして、そのようなお子さんになると結果的に学力不振という部分も重なってきておますので、本区では学力の対応という部分もマイスクールのところで重要視するように、今、改善の見直しをしているところがございます。

○高橋（し）委員 不登校に関しては、また機会を改めてお伺いしたいと思います。今後の対応にもこういった調査を活かして、指導のほうをお願いしたいと思います。

○鈴木（博）委員長 石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は186ページ、クラブ・部活動指導費関係についてお伺いします。

まず初めに部活動には90%ぐらいの生徒が入っていらっしゃる、これはこれで非常にいいことだと思っておりますが、それを指導する顧問の話をしたいと思っております。スポーツだけでもいいのですが、いろいろ顧問の先生、スポーツ経験がない方や、例えばそのスポーツに対する経験がない方、このような方もたくさんいらっしゃると思っております。この辺のところの現状というのですか、そのようなところはどうかお考えになっているのかお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 まず実際に子どもたちが望む部活動、学校の施設、さまざまな状況の中で、そのスポーツの指導者として、スポーツの競技内容に精通した教員がどれだけ配置されるかという部分はなかなか一概には言い切れない課題、現実的な課題は毎年各学校では管理職、校長は悩みとして抱えているところがございます。その中で、それでも部活動の顧問をやってもいい、あるいはやりたいという教員もおりますので、そういった教員に部活動の顧問は任せているという状況がございますが、そこを補足するために、ぜひスポーツの競技内容に詳しい方など、地域の方、外部指導者として副コーチのような形でお伺いしたりしている現状でございます。

○石田（秀）委員 今、外部指導者の話も出たのですけれども、例えば野球で話をしますが、今、野球で地域のスポーツ団体も、サッカーは進んでいたのですが、野球は遅れていて、前は日本体育協会だったけれども、今は日本スポーツ協会に名前が変わっていますが、その指導者、今は名前はスポーツリーダーという名前が変わったのですが、これだと共通科目で35時間受講しなくてはならない、そのかわり文化としてのスポーツ、トレーニング論、スポーツ指導者に必要な医学的知識、指導者の役割、

スポーツと栄養と、あとジュニア期のスポーツ、それから地域におけるスポーツ振興等の講習を35時間受けるのです。これを今、いろいろな野球連盟でも、必ずチームに1人ぐらい指導者は取ってください。例えば、もっといえば国体とか、いろいろそういう東京都大会などに出るチームは、必ずそのような指導者が中にいなければ大会にも参加できないというような状況に今なっています。それはいろいろ子どもたちで、いろいろスポーツでも、例えばトレーニングでも、いろいろなことがさまざま起きたときに、そこはやはりそのような指導者が、しっかりそのようなことも踏まえてやってくださいということで、地域では進んでいるのです。そのような意味でいうと、やはり学校の部分で、意欲があって、先生が「私顧問になって頑張ります」ということはいいのだけれども、やはり部活動という形でやるのなら、それぐらいまで、これはもう全国一律ですから、各競技になってくると、コーチングをとれというところ200時間ぐらいやらなくてはいけないのです。この200時間という大変な形のをやらなくてはならない部分もあるのだけれども、やはり今、このような資格をしっかりとってそのようなことをやりなさいということが、今大体メジャー、一般的になってきている。学校の先生がそれを行っていくことは、非常に大変だと思うのです。1つはそのような方にそういうところまで、やはり指導というものは特にトレーニングとか、いろいろな面でいろいろなことがあるから、このようなところの資格のようなものをやはり取っていくという意欲のようなものも、夏休みの間取るだとか、そのようなことが必要なのではないかとということが1つ。

それから先ほど外部の話がありました。外部指導者でこのような資格をお持ちの方、それはたくさん今指導者で、野球でもいらっしゃいます。そうするとそのような方を、例えば今、中学校の部活で野球をやっているチームにどれだけそういう形を採用できるかはわからないですけれども、お一人でも、お二人でも、そのような方に回っていただいて、指導方法、トレーニング方法、このようなことを指導していただく。それは各学校1人ではなくて、ずっと回ってみてもらおうというようなことも考えていくことが必要だと思うのですけれども、その辺の点をもう1回お聞きします。

○大関教育総合支援センター長 今、委員よりご指摘いただいたように、各学校は体育を専門とする教員以外に、運動、スポーツ力学等について、それほど詳しく学んでこなかった教員が顧問になるケースも中にはございます。なった後でまた学んでいく機会といたしましては、現状では東京都が行っている部活動指導者に関する研修会などの情報を提供したり、あるいは区のスポーツ協会等の指導者講習会などの情報をいただいて、学校にも今、情報提供をスタートしたところですので、一部の顧問の参加にまだとどまっておりますが、これは私ども教育委員会としても今後の課題として、部活動指導者講習会というような形のあり方については、今検討を始めたところでございます。

また、地域のそういった、ある程度資格をお持ちの方という部分に、例えば講習会の場で講師としてご指導いただくような機会も今後検討すべきかとも思いますし、あるいは部活動指導員という形で、一気に15校全部とはいきませんが、どのような形で今後充実していけるかも含めまして、今後の課題というように捉えております。

○石田（秀）委員 ぜひそれはやっていただきたいということと、もう一つ、先日の日曜日に少年野球連盟で野球教室をやりました。これは児童がほとんどでありますけれども、それはプロ野球の選手が来たりして指導をしました。これは非常に子どもたちにとっては、やはり喜ばしいことであってためになる。そこには指導者も行っているわけで、指導者も非常に参考になったということでもあります。このようところで、やはり児童には、野球を好きになってもらわなくてはいけないわけですが、スポーツを。そうすると、児童のときからそのような地域スポーツクラブに入っている、それから部活につながって

いく、そのようなことを考えるのであれば、やはり、今池田スポーツ推進課長がいらっしゃるけれども、ぜひそのような地域スポーツクラブの、できるかできないかということがありますが、年に1回なり2回なり、そのようなときの指導者も含めた中の研修のような形、子どもたちにもそのような体験をさせてあげる、このような集まりにもっと支援をしてあげるべきだと思うのだけれども、この辺の点のお考えをお聞かせください。

○池田スポーツ推進課長 今委員がおっしゃったように、この間の日曜日ですけれども、少年野球の野球教室を開催させていただきました、プロ野球のOBということで、指導の仕方についても大変わかりやすく、子どもたちもうなずきながら、そして子どもたちを対象にしておりましたが、指導者である育成者の方もついて、ぜひチームに戻ったら参加されなかった子どもにも育成者の方が指導するようということでの教室でありました。委員がおっしゃいました、こういった指導者の教室、これについては公認のスポーツ指導者の資格というものが確かにございます。そのほかに品川独自で指導者の方を育成するということが重要なことだとは思っております。これにつきましては、今すぐどうということではございませんけれども、ぜひ頭の中に入れて検討させていただきたいと思えます。

○石田（秀）委員 ぜひよろしく願いいたします。

それからもう1点、197ページの校舎改築計画で、先ほどお話がありました。毎年1校ペースでされるというお話だったのだけれども、あと小学校が19校、中学校は6校残っているとして25校あると、25年かかってしまうのかなとちょっと思ったり、小学校ペースでいって1校だと19年かかってしまうのかなと、このようなことになってしまうので、もう少しペースを上げていただきたいというお願いと、それについてのお考え、それからこれは非常に難しいのだけれども、これからこのようなことがどんどん起きてしまいますが、小・中学校でずっと改築中という子どもが出てきてしまうのです。これはちょっとお金をいただきたいと思うけれども、やはりそうするとどんどん中学は後にしていけというような話になってしまうから、そうもいかないのやらざるを得ないのですが、その小・中学校ずっと改築中という子どもに対する配慮はどうお考えかというところもお聞かせ願いたいと思えます。

○有馬庶務課長 学校改築の件でございますけれども、毎年1校ずつのペースということで進めているということではございます。ただ、今1校つくるのには6年から7年近くかかってしまいます。いわゆる近隣対策ということもありますし、働き方改革ということもあって土曜日が使えないですとか、どうしても狭小路地が多いところに学校があるとか、効率的な面もありまして、そういった状況がありません。したがって、今でも芳水小学校、城南小学校、後地小学校、3校が現実には工事をしていますし、鯉浜小学校、それから浜川小学校、そして今回は第四日野小学校も計画ということで、実質的にはもう6校、7校が動いているということです。毎年1校ずつではありますが、現場としてはフル回転で頑張っているということです。ただし、ご指摘のように、では最終的に終わるのはいつになるかということ、19校残っているの最後は19年目になってしまうということがありますので、ペースは上げられれば上げたいとは思いつつも、実際には6校、7校、年間動いているということを見ると、なかなか簡単にペースを上げられないという現実があります。あわせて文部科学省からは、長寿命化計画を策定して行うようにというようなこともありますので、それは並行して取り組んでいきたいと思えます。

もう一つの、義務教育期間ずっと改築中であるということは、まさしくこのお子さんにとっても本当に成長の著しい段階で、校庭で思い切り伸び伸び遊べないということは非常に心苦しいと思えますので、できるだけそこは避けるような形で計画は立てていきたいというふうに考えております。

○石田（秀）委員 ぜひそれはお願いだけしておきます。ペースを上げてほしいなと思えますし、

小・中学校がずっと改築中という子どもに対する配慮も、やはりお願いしたいと思います。

最後、198ページの幼稚園の話をしたと思います。

今、幼稚園教諭と保育士、入ってこられる方は両方の資格をお持ちの方が大分多いと思っています。例えば新人で両方資格を持っている方は今、例えば9割はそうですとか、全体で今、幼稚園でもいいです、幼稚園で両方持っているという人はどれぐらいいるのかということ把握されているのか、どうなのか。今新人は多分多いのだらうなと思いますけれども、その辺の点がおわかりになったら、ぜひ教えていただきたいと思います。

○佐藤保育課長 保育園、幼稚園の資格の関係でございますけれども、保育園に勤めている保育士に関しましては約5割ぐらい、44%ぐらいの方が両方持っている把握しております。新人の方に関しましては、委員ご指摘のとおり8割、9割ぐらいは持っているところだと認識しております。

○石田（秀）委員 これはちょっと、このような言い方がいいのかどうかわからないのだけれども、地域の二、三人の方から言われたので言いますが、今、地域行事に非常に参加をさせていただいていないですか。小学校の校長先生、副校長先生、地域センターの所長から幼稚園の園長、保育園の園長、皆さん本当に地域に参加させていただいて、本当にありがたいと思っています。その中で、私が言うところというような話になってしまうから、余りあれなのだけれども、幼稚園の先生と、幼稚園の管理職という意味で、幼稚園の園長先生と保育園の園長先生というのは何か一線があるよねというような感じを非常に肌で感じる方がいて、そのような話が来て、私もそうかなと思ったら何人かに言われたので、その辺は、前のときはやはり幼稚園と保育園はそういうものもあったのだけれども、管理職の方々しか出てきてくださらないから、地域の方もそのように思ってしまうのですが、その辺がもしできるのであれば、そのような話が来ないような形に、何かそのような指導というか、そのようなことがあるのなら、できればそのような教育をすとか、指導すとか、何かそのようなことがあれば教えていただきたい。

○佐藤保育課長 かなり今現在、幼保一体施設がございまして、委員ご指摘のとおり、幼稚園長は管理職ということで、保育園長は係長ということで、一定のそういった関係ができる場所ではありますけれども、保育課も交えて施設長会等頻繁に開いておりますので、そういった中で連携等していきたいと思っています。

○鈴木（博）委員長 次、石田しんご委員。

○石田（し）委員 私からは、成年年齢の引き下げによる教育について、紫外線対策、日焼けどめについて、それと186ページ、いじめ防止対策費について、これも同じく186ページの教育指導費になるのかなと思いますが、性教育について伺いをいたします。

初めに成年年齢引き下げによる教育についてですが、民法が改正され、2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わるといった中で、これによって2022年4月1日に18歳、19歳の方は2022年4月1日に新成人となるということで、これを考えると、今の9年生が該当するのではないのかと思うのですが、やはりしっかりと社会としてこのようになっていくのだといったことを義務教育の中でも教えていかなければいけないのではないかと思います。特に、これ年齢の引き下げによって、18歳からできるようになってしまうことの中で、例えば親の同意なしでクレジットカードやローンの契約ができてしまうなどといった部分に関しては、やはりここはしっかりと、もしこういった契約をしたときにはこのようなリスクもあるとか、そういった部分の教育は必要ではないかと。また、性同一性障害の人の、いわゆる性別変更の申し立ていうものも、これ18歳で可能になるといった中では、やはりそういった部分もしっかり義務教育の中で行っていただきたいと思います。しかもこれ、

2022年まで待っていてももう遅いのかなと。もう今から始めなければいけないと思うのですが、その点どのように考えているか教えてください。

紫外線対策ですが、以前は、いわゆる学校の施設の紫外線対策についてはお聞きをし、窓ガラス等の一定のことはやられているのかなという認識の中で、今度はいわゆる子どもたちが、例えばプールのように日焼け止めクリームを塗ると水が汚れてしまう等々の理由で認められないというケースがあるとお聞きしました。そこで紫外線を浴び過ぎると人の健康に影響があるということは、さまざまな研究で今わかっている中で、学校においても効果が認められている日焼け止めクリームの活用を推奨するとともに、帽子、衣類や水泳着におけるラッシュガード等の着用による紫外線対策を進めるべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 成年年齢引き下げにより18歳で成人となる子どもたちへの教育内容、それから日焼け対策、特にプールでの実情についてご質問いただきました。

まず18歳で選挙権が誕生したり、さまざまな状況が変わるという部分に備えまして、さまざまな形で、例えば主権者教育、この中では実際に実績活動領域として、自分たちはもう18歳で成人になるけれども、どうなるのだという部分を考える機会を学校で学び始めているところです。例えば模擬選挙を多くの学校がここ数年で取り入れるようになってきました。そういった状況の中では、選挙管理委員会、あるいは明るい選挙のチームの方をお招きしてご協力いただきながらやるだけではなく、区内立正大学法学部との連携事業として、法学部の方たちを、例えば立候補者に見立てた模擬選挙を行った学校も、昨年から増えてきております。そういった活動の中で、ご指摘いただいたように、例えば消費者教育という部分、そういった部分も重要かと思えます。品川区の場合にはファイナンス・パークで消費者教育を行っておりますので、当然その中で貯蓄活動などといったものを学ぶと同時に、あわせて、例えば公民の教科書の中などでも、消費者としてどのようにやっていくか、どのような点に注意すべきかということが学ぶ内容として学習の中で教科書にも出てきておりますので、そこはもう大切だというふうに学校現場も認識をしているところでございます。

続きまして、日焼け対策でございますが、一昔前は、例えばラッシュガードでさえもいけないと言われていた時代もございましたし、区によってはそういった指導もまだあると私も聞いております。本区におきましては、まずは子どもの健康が第一だということで、校長会等でも私のほうから共通理解を進めているところですので、まずラッシュガードについて、個別な配慮として申し出があった場合に禁止しているというケースは、こここのところ聞いておりません。相談があった場合には、それはやはり個別の配慮として必要ではないですかというふうに教育委員会としてはアドバイスしておりますし、私も実際に清水台小学校の校長だった時に、そういった申し出があった場合には個別の日焼け対策ということでラッシュガードの着用は認めておりました。これは子どもだけでなく教員も一緒です。

日焼け止めクリームに関しましては、これは一般のプールなどについても、やはり水質の管理という観点から、油分がろ過器に悪影響を及ぼしてしまうというなどの理由もあるので、一般のプールなどもクリーム等についてはまだご遠慮いただいているという実情でございます。基本的には積極的に日焼け止めクリームは可という形は、区としてもまだ学校に対してはお話ししておりません。ただ、これまで個別の対応で、どうしても配慮が必要なケースというものは他区で事例ございましたので、それはもう個別の対応が必要かと思えます。

○石田（し）委員 ぜひ取り組みを強化していただきたいと思えます。

続きましていじめ防止対策ですが、まず、7年生、9年生などで学校が転校になるときの、いわゆる

カウンセラーなどの方たちの情報共有の引き継ぎについて、どのようにやられているのか教えてください。

それと、東京都でLINEを使った相談窓口を設置したところ、非常に30代以下の若年層の相談件数に対しては大きく広がりを見せ、一定の効果があるのではないかとということで、東京都としてもこれは始めていくという報道がある中で、品川区としてはこのことについてどのように進めていくのか教えてください。

それと、学校の、特に担任の先生と生徒の連絡のとり方というものはいろいろな課題があって、原則、いわゆる携帯電話等の連絡先というものは教えないといったようなことを以前教育委員会から聞いたことがあったかと私は記憶しているのですが、この担任の先生と生徒の連絡、特にこういった相談等をする場合に、どのような連絡方法をとられているのか教えてください。

それと、今いろいろ社会で何とかハラスメントというものがあります。これは学校においても、いわゆるスクールハラスメント等というものがあるといった中で、ある調査で10代から50代の回答に大きな差があって、これは何かというと、中学生時代に身体を性的に触られたかとか、いわゆる下着の色が学校で校則で決められていたとか、下着の色をチェックされたなどということで、50代と10代、大きく差が出ています。例えば体を触られたということが10代で1.9%に対し、50代だと0.47%、下着の色が決められていたというものが30代では1.9%に対し、10代では15.84%、下着の色をチェックされた人は50代でゼロ%に対して、10代では2.53%、このように差が出ている中で、いろいろ今社会で、例えば大学や企業だとハラスメントの専用窓口のようなものが設置されていたりしていますけれども、なかなか中学生が助けを求める場所というのは、このことに関して非常に少ないのではないかなと思います。このハラスメントの相談体制についてお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 特に7年生が一番多いかと思いますが、学校がかわった際の引き継ぎの件、それからLINEを使った相談、東京都の状況についての件、それから担任と生徒が携帯、あるいはスマートホン等で連絡する部分の実態どうなっているのか、それからスクールハラスメントの対応、4点ご質問いただきました。

まずカウンセラーが、品川区では巡回相談員と呼んでおりますが、東京都費のカウンセラーとは別に、小学校と中学校連携グループをなるべく重視した形で、1人の区のカウンセラーが五、六校を担当しております。そのカウンセラーが小学校時代の状況もよくわかった上で、進学先の中学校も見られるというシステムを現在とっております。これは23区でも画期的な内容だと自負しています。また、品川教育の日ということで、実際に中学校の担任が小学校時代の様子も見に行く、あるいは小学校の担任が中学校に入ってすぐの様子も見に行くというような機会も設けております。

それからLINEの相談につきまして、東京都教育委員会は都立高校を対象に、短期間でございますが、実験的に行ったという情報は得ております。まだその成果については今後の情報待ちですが、それとあわせまして、福祉保健局のほうが昨年度行った成果として、非常に件数が多かったということで、今年度さらに9月から年を明けた3月まで相談窓口をLINEで行っておりますので、ここの情報提供は各校にもしたところでございます。そちらにもしかしたら相談をしている区立の中学生がいるかもしれませんが、その相談を受けた内容をどれだけ次の機関につないでいけるのかということが、課題となっていて、東京都としてもまだまだ課題の段階の検証状況だというふうに聞いております。本区といたしましては、そのような都という大きな組織の中で、学校段階も含めて、卒業後も含めて、若者

の相談の情報という部分が今後どれだけ区のほうにもたらされるか、区の内容にどれだけそれが活かせるかという部分は今後の研究材料として考えております。

それから担任との連絡状況ですが、原則携帯電話等は学習の場面では持参は禁止しておりますので、基本的に担任と生徒がスマートホン、LINEで何かをやりとりすることはふだんはございません。ただし、日曜日等に試合のために引率する顧問が駅で部員に集合をかけている状況で、安全管理上どうしても連絡をとらなければいけないという、そういった教育課程外の場面もあるという部分は承知しております。

それからスクールハラスメントの対応でございますが、実際には、例えば養護教諭であったり、スクールカウンセラーのほうに、実はこのようなことがという相談は入ろうかと思えます。あるいは教育総合支援センターの教育相談室のほうに相談があった場合には、とてもナーバスでデリケートな内容ですので、そこはやはり見逃さず、丁寧に対応していきたいと考えております。

○石田（し）委員 ハラスメントのところですが、これはやはり先生に対することになるので、なかなかほかの先生に相談するということが難しいのです。なので、しっかりとその辺の対応を今後とっていただきたいと思えます。

性教育についてですが、いろいろ東京都から足立区でしたか、指摘が入って、性教育をどうしていくのかという議論が今、インターネット上でも大きく話題になっています。そのような中で、まず品川区としてこの性教育についてどのような教育をされているのか教えてください。

○大関教育総合支援センター長 性教育につきましては、本区においては学習指導要領のもと、東京都の「性教育の手引」の範囲でしっかりと学んでいるところです。具体的には4年生であれば体の発達、発育について理解をするという、初経がある、精通がある、異性への関心が高まるというような内容を4時間学びます。7年生であれば、さらに思春期の生殖機能が成熟していった、それに伴う適切な行動の必要性という部分まで学んだ上で、9年生になりますとさらに具体的に性感染症、エイズ、あるいは梅毒ですとか、そういったものも教科書にも載ってきておりますので、扱っております。

○石田（し）委員 これ、いわゆる学習指導要領が足かせになっていて、具体的な性教育というものができていない現状があるのかなと私は認識をしております。これは指導要領ですので、国の話になってしまうので。ただ、区としてできることもあるのではないかなと。これやはり、インターネットで今ゆがんだ情報が氾濫していて、また子どもの性を狙う犯罪も後を絶たない中で、やはり無知と誤った情報が命を脅かすというものが今の社会ではないかと思えます。また、この性教育というものは、いわゆるセクシャリティーの問題だけではなくて、健康、人権の問題、またもっと大きいくりでいえば、個人の権利や他者の尊重など、多様な人間関係を築くための能力を身につける、市民性の教育として位置づけることが必要だと私は考えております。

その点について、いわゆる体育の授業の一環の性教育ではなくて、これはもう市民科も含めて検討していかなければいけないときがきているのではないかということで、この学習指導要領がいわゆる性交渉のことなどにほとんど触れないのです。いわゆる経緯を言ってはだめだというふうになっているのですけれども、例えばエイズも含めて、先ほど性感染症については一定の、梅毒のことなども話されていますが、こういったことにはきちんとした性教育、性のことを知らないと、これは実はDVにつながったり、不妊だとか、避妊に関しての影響というものが大きいのです。要は知識を持っていないで、インターネットやいわゆるアダルトビデオ等で得た情報をうのみにしてしまえば、それというものはその後大きな影響が出てきてしまうと。

例えば避妊方法にしても、今コンドームが主流ですけれども、ほかにもピルだったり、IUDという子宮内の避妊具などもあります。知らないからそういったものを使わず、男性が選択をするコンドームを避妊方法として多くの方が使われる。でもやはりこれというのは知識がないがためにそういった、今日本ではこういったものはほとんど使われていない現状があって、世界のしっかりとした性教育をされているところでは、いわゆる女性が使える避妊具というものも日本よりもはるかに率が高いですね。そういった意味でも、やはりこの性教育というものはしっかりやっつけていかなければいけないし、例えば全国の公立高校で2015年度と2016年度で約3,000人が妊娠をして、そのうちの674人が退学をしたと。また15歳以下だと189人が出産して839件の人工妊娠中絶があり、その選択率というものは82%になっている現実がある。やはりこういった低年齢化されている、またインターネット等でさまざまな誤った情報も入ってきてしまう今の時代に、やはりこれは先ほどお伝えをしたとおり、市民科の教育としてもこれを位置づけていかなければいけないのではないかなと思います。これ、いわゆる性交渉について、感染症について、避妊について、そして相談体制について、こういったことをしっかりとこの性教育の現場でお伝えをしなければいけないと思います。また、医師会や例えばいわゆる外部講師の方たちの活用もぜひ積極的にやって、本当の意味での性教育というものをこの日本でも、特にこの品川区でも行っていかなければ、子どもたちにとって、高校生のときだったり、大学生、学生のうちに大きな損失をもたらしてしまう可能性が高いと思うのですが、その点について最後お聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 「性教育の手引」の改訂を待たざるを得ないのが公教育の現状という部分はございますが、委員からご指摘いただいたように、市民科の中で本区の場合には、例えば男女平等だけでなく、異性の、さらに尊重をどのように考えていくのか、さまざまな人との接し方、法や決まりという部分まで学んでいく、そういった今できることが何なのかという部分は引き続き研究してまいります。

○鈴木（博）委員長 次、南委員。

○南委員 186ページ、教育指導費に関する不登校問題を取り上げたいと思います。

不登校とは、年間30日以上連続あるいは断続で休んだ子どもで、何らかの心理的・情緒的・身体的・社会的要因の背景により、登校はしない、あるいはしたくてもできない状況にあることをいいます。26年も前の1992年、当時の文部省が出した通知には、登校拒否は誰にでも起こり得る。いじめや学業不振、教職員に対する不信感など、学校生活上の問題が登校拒否の原因になる、このような記述をしています。私がこの文部省の通知で関心を持ったのは、いじめや学業不振、教職員に対する不信感など学校生活上の問題という点と、誰にでも起きる、この点です。

そこで伺いますが、不登校の関係で区の認識を改めて伺いたいし、現在の品川区の小学校・中学校での不登校の実態、具体的な数字を教えてくださいということ、また2000年以降、2000年から5年置きに教えていただきたいと思います。

○大関教育総合支援センター長 2000年以降5年置きの実態および区の考え方、それから要因分析についてのお尋ねかと思います。

まず2000年度小学校では、これは問題行動調査に報告を区として上げた数値でございますが、33人、中学校164人、2005年の年は小学校41人、中学校が75名、2010年は小学校42人、中学校121人、2015年は小学校で49人、中学校で155人となっております。なお直近でいきますと、2017年度は小学校55人、中学校、義務教育学校後期課程を含めてですが、

155人という形になっております。

これは母数がその年によって異なっておりますので、出現率は若干、国と同様に本区も微増の状況にはありますが、考え方といたしましては、先ほど委員からご指摘いただいた状況以外にもさまざまな分析が、国がなされたものが、今回の問題行動調査の報告書、かなりのページ数ありますけれども文部科学省のホームページからも読み取れます。そちらのほうにも出ておりますけれども、学校に係る状況だけでなく、家庭に係る状況というものも非常に大きいという分析が国からもされております。本区においてもやはり同じような状況があります。先ほどご指摘いただいた学業の不振というものは、結果的に学業不振があるお子さんですと、さらに無気力傾向があったりなどという部分は、クロス集計の中からも分析しておりますので、そういった内容について本区は引き続き対応を充実させてまいりたいと思っております。

○南委員 教育委員会は、対策としてこの間スクールカウンセラーの配置やマイスクールの開設などをしてきました。しかし残念なことに微増、減っている状況ではないという具体的なお答もありました。したがって対策の効果が出ていない、このようなことを指摘しなくてはいけないと思っております。あるいは対策をとっていても、その対策が不十分ではないか、このように思いますけれども、この点についてどうなのかと。それからマイスクールについては学校復帰をさせることを目指しているというように、以前はそのような主張をされておられました。今日はどうなのかということもあわせて伺いたいと思っております。そしてこういった対策に対して教育委員会の評価、どのように認識をしているのかも伺いたいと思っております。

○大関教育総合支援センター長 微増というお話、私が先ほど申し上げた内容についてもう少し詳しく報告したいと思います。都の出現率は、ちなみに平成28年度2.5%だったものが、平成29年度4.51%に大きく増加しまして、本区におきましては0.15%が0.31%、今小学生の数値ですが、都全体に比べると低目に抑えている状況にはございます。中学生においても、都が2.2%のところ本区においては0.82%という状況であります。これは実は適応指導教室、マイスクールが充実していることによって、そこでしっかりと学んだことが出席扱いにできている効果もございまして、あるいは途中から学校に復帰できるようになっている。あるいは1日はマイスクール五反田を活用しながらも、自分の学校に行ける日が増えている、そういったような成果が上がってきておりますので、本区といたしましては適応指導教室の成果は出ているというふうに判断をしているところでございます。

その適応指導教室での、実際の具体的な内容につきましては、さらに先ほど申し上げましたように、本区教育委員会が行う事業としてはまず学校復帰を前提としたものとして考えているところには変化はございません。

○南委員 東京都との比較の中で品川区が少ないというところを持ち出して、成果があるというように、そういう論立てだったように思うのですがけれども、私はやはりこの実数ですね。例えば平成29年度は削減となりましたけれども、小学校は55人、中学校は155人、合わせて210人なのです。やはりこれだけの子どもが、学校に行きたいけれども何らかの事情で行けないという、このような現実を重く受けとめて、そしてここをどのように対応するかということが重要だと思うのです。やはり誰でも本当だったら学校に行きたいけれども、家庭の事情もあるかもしれないし、また学校の中での人間関係のようなもので行けないという、このようなところをやはり克服させていくことが大事なのだと思うのです。それと同時に学校に戻すということについても、これはその子どもさんによっていろいろ違いますので、そこだけを強調して対策をとるということは私は誤っているのではないかとと思うので、一人ひ

とりの子どもの実態に合った、そのような対応を取っていく必要があると思うのです。したがって、数字が、母数は違うといっても数字そのものは微増、増えているわけですから、ここはしっかりと見て必要な対策をきちんととっていただきたいということは強くお願いをしておきたいと思いますが、なくなる原因はどこにあるのかということを知りたいです。

それから文部科学省が実施している不登校に関する実態調査というものがあるそうです。これは生徒たちの回答と学校が出している報告に大きな乖離があるという指摘があるのです。どのようなことかという、例えばいじめを含む友人関係について生徒に問うと、52.9%あるということですが、学校の報告では16.5%でしかないという、半数以下ですよ。その違い、多さが。また、勉強がわからないという生徒は、生徒の報告によると31.2%いるそうですが、学校の報告は9.3%、これ全然、大きく乖離があり過ぎる、どのようになっているのかと思うわけですが、やはりこのような数字、生徒の側、子どもの側と学校の側との認識のずれというものには若干あるとは思いますが、このように大きくあるということはちょっと驚きかなと思うので、教育委員会としてどのようにそのような状況をつかんで、感じておられるのか、それを伺いたいのと、やはり教育活動の取り組み、根本的な改善が私は必要ではないかなと思うのです。そのような点についてぜひ伺いたいと思います。

○大関教育総合支援センター長 まず学校復帰を原則として適応指導教室は対応しておりますが、必ずしもそれだけで全てのお子さんが対応できる状況にはないという部分も十分認識しております。したがって、子ども若者応援フリースペースなど区内にも居場所は充実し始めているところですので、そういったところと適応指導教室の役割分担を今後しっかりとしていく必要があろうかという課題認識も持っております。

そのような中でスクールソーシャルワーカーやカウンセラーが子どもたちの気持ちも酌み取りながら、どういった形の支援ができるか、一つひとつ丁寧に対応していることが、先ほど言った東京都全体の出現率よりは品川区は抑えぎみになることができている要因の1つだというふうに受けとめて考えているところです。ただ、委員おっしゃるとおり、ゼロにできればそれは一番いいと思いますが、なかなかそうならない状況といたしましては、2010年のころとまた状況が変わっていることかと思っておりますけれども、国の分析データからも家庭に係る環境という部分の理由が非常に多くなっておりまして、これは、例えば保護者への支援が必要なケースなどの場合には、結果的にお子さんが朝起きられていないというケースなどの場合、どのように対応していくか。今度は学校の教育だけではなく、福祉的な接し方という部分も対応が必要ですので、そういったことも含めて、トータル的に教育委員会としては、まずは子どもたちあるいは家庭に直接学校と一緒に接する。同時に関係機関と協力をして、必要な機関が必要な時点で必要な支援を差し伸べる体制をさらにこれからも継続していきたいと考えております。

○南委員 私は家庭の問題もあるということ、それは否定しない問題ですけれども、先ほど指摘したのはもっと学校も教育活動の根本的な改善が必要なのではないかと思っているのです。そのような点について質問したつもりなのです。やはりそのような点でいうと、もっともっと子どもの声をしっかりとつかんで、適切な指導をするべきだと思うのです。この間、我が党としても何回かこの問題を取り上げていて、マイスクールをもっと増やすべきだとか、スクールソーシャルワーカーを増やすべきだとかという指摘をして、冒頭申し上げたように増員はしてきています。そのことは認めるのだけれども、それでもなおかつ改善されていない、これだけの具体的な数字が出ているということはやはり重く見ておく必要があると思うのです。そのような点で、私は品川区の教育委員会として教育の内容を非常に宣伝しておられるところでは、やはり違うのではないかと思うので、指摘をしたいと思います。

学力競争ではなくて新しいことを学ぶ、学んでわかることがうれしいと感じられる学び合いの教育、これを大事にすること、委員会活動を初め、さまざまな活動をすることで心許せる友達をたくさんつくっていきること、またそれぞれの居場所を学校内で確保できるような、そのような学校をつくるべきだと思っているのです。しかし残念ながら品川区の教育は、先ほども少し申し上げましたけれども、本来の学年で学ぶものを前の学年で前倒しして学ぶ、詰め込み、そのような状況があります。そして品川区独自の学力テストによって、小学校2年生から学力テストを毎年実施されていると。小学校1年生から年35コマの英語授業などの競争教育によって、子どもたちが日常的にストレスを感じる、そのような生活を強いられている、そこが学校に行きたくない、このような気持ちにさせる、あるいはいじめがどうしても出てきてしまう、そのような状況をつくっているのではないかと思うわけです。このような教育は子どもの願いに反していると言えますし、やめるべきだと思います。やはりやるべきは教員の数を増やして少人数学級にすること、そういった体制をとることで子どもたちが自己肯定感を持てるような、そういう教育、学校にするべきだ。そのことによって不登校もどんどん減っていくのではないかと思いますけれども、そのような考え方をぜひとっていただきたいと思いますが、いかがか、最後に伺います。

○大関教育総合支援センター長 子どもたちが学校生活の中で自分の居場所、役割を感じるということは、とても重要なことだと教育委員会も認識しておりますので、今後とも子どもたちの学校生活が実りある豊かなものとなるように、学校を支援してまいりたいと思います。

○南委員 一人ひとりの子ども、この友達と仲よく遊びたい、学校が楽しく行けるような、そのようなところになってほしいという願いは本当に大事にしていきたいということを強調して終わります。

○鈴木（博）委員長 次、こんの委員。

○こんの委員 私からは、188ページ、日本の伝統・文化発信能力育成事業、190ページ、図書館経費、193ページ、学校環境整備事業からお伺いしたいと思います。ページ順不同でお聞きいたします。

まず190ページの図書館経費ですけれども、本のクリーニングについてお聞きしたいと思います。貸し出しされる本は不特定多数の方が利用されていると思います。そこで貸し出しされた本は、返却された際、本の状態がどのような状況がありますでしょうか。破損や汚れ、紛失など、実態状況と、あと全館から見る発生の割合状況、また、発生事案についての対応や対策はどのようにされているのか、現状をお知らせください。

○横山品川図書館長 汚破損の状況のお尋ねだと思います。

平成29年度の全体への汚破損につきましては、1万6,638件となりました。そのうち書籍については、一般本、児童本合わせまして1万5,669件ございます。多くは書架を見て古い、経年劣化をしているものを除籍しているものでございますが、中には貸し出し中に水濡れや破けということで、貸し出した方に責任をとっていただくようなケースもございます。それについては全体で2,074件ございまして、その中で免除をしたものが1,338件、ご本人にご負担いただいたものが736件ございました。

○こんの委員 ものすごく多い数なのだと思って、そもそも本がいろいろな方が使われることによって劣化していくのと同時に、誤って濡らしてしまったり、汚してしまったりということがある中で、これだけの件数で自己負担、いわゆる自己責任をとっていただいたのが736件あったということで、かなり多いのだなという印象を受けました。

そこで、現在本区では、貸し出しの本のクリーニングについて、ページの間に挟まったほこりや髪の毛などを除去したり、あるいは消臭、抗菌などの殺菌消毒をする読書消毒機を4カ所の図書館に設置されていると認識しております。こうした取り組みは大変に評価をしたいところだと思います。そこで今後、全館でこうした対策をとられることが大事であると思うのですが、その前にこれまでの導入についての経緯、そしてどのような機能の機器を導入しているのか、また、機器の取り扱いはどのようにされているのか、現状をお知らせください。

○横山品川図書館長 消毒機の導入の経緯でございますが、こちらは平成27年度に指定管理制度を導入した際に、指定管理事業者からのご提案に基づきまして導入したものでございます。五反田図書館、荏原図書館、大崎図書館に1台ずつと、品川図書館では購入して1台でございます。使い方につきましては、ページを開いた状態で立てていただいで、スイッチを押していただきますと、紫外線が照射されるとともに、送風機能で中のごみ等を吹くような形で、きれいに使えるような形になっております。あわせて、下に芳香剤を置きますことによりまして、アロマの香りがつくということで、これにつきましては子どもさんも非常に喜ばれて、自分で使うような形で使用が進んでいるような状態でございます。

○こんの委員 4館でそのような導入をされている、そしてその導入の経緯は指定管理者のご提案によるものということですが、ということは、指定管理者のご好意、いわゆるサービスでそれを設置してくれているという認識でいいのでしょうか。その指定管理者との、いわゆる指定管理を区と契約をするときの仕様書にそのようなことも設けられていて設置がされているのか、その辺をお聞かせください。

○横山品川図書館長 ご好意といいますか、指定管理料の中の一部の使い方として、そちらのご提案をいただいている形ですので、そのような意味では経費は区が負担してございます。

○こんの委員 その経費の中で指定管理者が提案をして、導入をしてくださっているということですね。わかりました。そうすると、ほか残り6館ですか、のところでは、その費用というものは、そうした図書の消毒機に使われる、そのようなことにはならないのでしょうか。

○横山品川図書館長 もちろん導入可能な状態ではございますが、各館いろいろな事情がございまして、スペース的に狭い館が多いので、置いてしまうことでかえって図書館全体が使いにくくなるようなケースもございます。ですから、そこは工夫をしないといけないということで、今のところは指定管理館では3館、そして品川図書館に1館という状況になってございます。

○こんの委員 スペースの問題だということなので、そうすると機器がかなり大きいものということなのですね。私も少しこの機器を調べてみたのですが、確かに大きな、私の身長以上はある機械もあれば、小型のものもあるということを見たのですが、どのようなものを導入するか、小型のものはそれなりに機能が少ないのかもしれない。そうすると、機能がきちんとそろっている、そのタイプのほうがいいとなると、スペースの問題もあるということで、今後スペースの問題とともに、技術開発が進んでもっとよりよいもので、コンパクトなものが出てきたとき、そういう機会も捉えて、指定管理者にどうかそういうものも導入していただくような考えをお伝えいただきたいなと思います。

それで、これは指定管理者との契約の中でということなのですが、私が1つ考えたのは、スペースの問題があるのですけれども、区として設置をしていく、いわゆる指定管理者は結局指定管理の契約が終わってしまうと、その備品、そのものは指定管理者が引き上げてしまうのかなと思っていたので、そうだとすると、区できちんと設置をしていただくには、その設置する費用として、クラウドファンディング型のふるさと納税、このようなものを活用して設置をするということも考えられるのかなと思ったの

ですけれども、いかがでしょうか。

○横山品川図書館長 今導入している指定管理館の3館につきましては、リースの形で取り入れておりますので、たとえ業者が変わっても同じサービスを提供することは可能でございます。

今後につきましては、技術革新に伴っていろいろ新しい制度を積極的に取り入れたいと思いますので、コンパクト化が進めば、ほかの館でも導入していきたいと考えております。

○こんの委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

次に参ります。次は学校環境整備事業について、ここは小学校、中学校のプールの設備についてお伺いさせていただきます。

先ほど石田しんご委員からも、少し紫外線のことについてお話がありましたが、私もその紫外線に絡んで学校のプールの設備というところでお伺いしたいと思います。この紫外線対策については、先ほどもお話がありましたように、やはり体への影響、健康への影響、こうしたことが懸念されていることから、学校のプールの、プールサイドにいわゆる日よけの設置がされている学校があるところとないところとありますけれども、設置をする考え方と設置をしている学校はどれぐらいあるのか、また、設置している学校はプールサイドのどの辺にどれぐらいの大きさのものが設置をされているのか、現状を教えてください。

○有馬庶務課長 学校のプールのひさしについてですけれども、プールは校舎の一体型になっているところと平場になっているところといろいろありますが、現在のところほとんどのプールはそういったひさしというものはついていないというところがほとんどだというふうに認識しております。

○こんの委員 ほとんどのところがついていないということの現状はわかりました。そうすると、この紫外線に対する認識から、素肌に長時間紫外線を浴びると健康上の問題があるというように、引き起こす場合もあるというように言われている中で、やはり不必要な紫外線を浴びることを避ける工夫が必要であるというふうに考えます。この真夏のプールの授業ですね。ここでは水に入ってしまうえば大丈夫というような、要するに暑いから水の中に入って冷やすというような観点からも、プールサイドにはそうしたひさし、日よけは必要ないというふうに考えられているのかもしれないですが、実はプールサイドでその水に入るまでの順番を待っている、あるいは指導を聞いている時間帯で、熱中症のような症状を引き起こす場合もあるという懸念もあります。ですから、こうしたことから考えると、日よけ、ひさし、こうしたものをプールサイドに設置していくということが必要と考えられますが、いかがお考えでしょうか。

○有馬庶務課長 委員ご指摘のとおり、今年の夏のような猛暑の中で30分、40分とずっと日なたにということになると、それだけで子どももダメージを受けるだろうと思います。場合によっては日陰を探して少し休むとか、そうした工夫はしているとは思いますが、今、改築校には日よけをつけているということもありますので、そういった対策も必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○こんの委員 今改修をされている学校にはつけていく方向性で進んでいるというご答弁でした。そうすると、ほかの学校にもぜひそうしたひさし、日よけを設置して、より授業が受けやすい、健康管理もきちんとされたプール指導の授業が受けられる体制をとっていただきたい、このように思います。特にプールに入れるお子さんと見学をされるお子さんと、特に見学のお子さんの場合は日陰にというように、最初からそういう対策がとられると思いますが、それでもやはりプールサイドで一緒に見られる、見て授業も受けられる、そうしたことがよろしいかなと思うと、プールサイドへの日よけ、ひさしは必

然かなと思いますので、どうか今後の検討をしていただきたい、このように思います。

次に参ります。日本の伝統・文化発信能力育成事業ですけれども、まずこの事業はどのような事業なのか、簡単に事業の概要をお知らせください。

○大関教育総合支援センター長 東京都の事業で、手を挙げた学校を区が推薦いたしまして、そのまま都から指定を受けることができますと、講師謝礼等、あるいは備品を購入したり、消耗品を購入したりすることができるような内容となっております。具体的にはその学校ごとに内容は異なりますが、JET青年というように東京都では呼んでいるのですけれども、アメリカ人など都立高校に来ている方がさらに区立学校に定期的に来てくれて、そういった方たちと一緒に日本の文化を学んで、子どもたちがアメリカのそのJET青年に日本の文化を教えたりする、そのような取り組みなどを行っております。

○この委員 日本の伝統・文化を子どもたちがその海外の青年たちに伝えていく、大事な取り組みだと思います。そこで、そうすると日本の伝統・文化を子どもたちがより知っていく機会、触れていく機会、学ぶ機会が大事だと思うのですけれども、その学ぶ機会の創出ですね。どのようにされているのか。私は毎年、土日に開催されている伝統の技と味／しながわ展、専門家が一堂に会する催し物ですので、そうしたことを見学するというのも非常に学ぶ機会であると考えますけれども、こうした学ぶ機会の創出はどのようにされていますでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 各校では商業・ものづくり課からご紹介いただきました品川区伝統工芸保存会のご協力を得まして、伝統工芸ふれあい教室を、全校ではございませんが、実施しております。平成29年度は8校が実施いたしまして、浮世絵ずり、江戸すだれ、江戸切子、草木染手織物、東京桐箆筒、あるいは和竿など、区内のたくみの方のわざを実際に学ぶような機会を設けました。

○この委員 専門家の方々によるそうした授業、大事だと思います。それはやはり限られた学校、限られた専門家の方の授業でしかないのです、そうした一堂に会する、この伝統の技と味／しながわ展、こうしたものも活用するとよろしいかなと考えますが、ご検討ください。

○鈴木（博）委員長 次、渡部委員。

○渡部委員 185ページは区の固有教員のところ、187ページはプラン21の関係で学校選択制、196ページは学校給食費で、時間があれば、最後コミュニティ・スクールのところまで行けばいいのですけれども、まず区の固有教員です。現在24名で、ホームページで今年4名の方が合格をされて、もともと6名採用というようにお話を伺っていたのですが、実際平成31年4月、どのような体制になるのでしょうかということをお伺いしたいです。

それとあと、もう数年これも事業がたちまして、今24名いる方、この先入られる方も含めていいのですけれども、副校長先生もいらっしゃいます。いわゆる一般教諭、主任教諭、主幹教諭、副校長先生で、どのような比率でいるのか教えてください。

○熊谷指導課長 今、区の固有教員の人数なのですけれども、24名学校で配置しているところがございます。実は26名おりまして、1名は指導課の指導主事、そしてもう1名は東京学芸大学附属竹早中学校に配置しているところがございます。東京学芸大学附属竹早中学校は学芸大学と連携事業で、本区の家庭的に就学が困難な子どもたちに対して、今年は4名の子どもたちが品川区から竹早中学校に入学しておりますので、その子どもたちとの連携ということで、竹早中学校に今年度配置したところがございます。

それから職層別でございますけれども、職層は副校長1名、主幹教諭3名、主任教諭3名、教諭が19名でございます。

○渡部委員 状況を確認させていただきました。私たちは会派としてさまざまな教育活動を、コミュニティ・スクールなどもやっていて、地域と連携を図る中で、品川区の固有教員を各校に1人置いてほしいという要望を出し続けています。当然これはさまざまところで経費負担などもかかるのだけけれども、それこそ子ども一人ひとりを品川区の中でしっかり育てていくには、すごく有用な手段だと思っています。後ほど学校給食の話をしませけれども、先ほどの金額を使えるのであれば、このようなところにしっかり使ってほしいと思うのですが、今後の区の固有教員の見通しをお聞かせください。

○熊谷指導課長 委員ご指摘のとおり、区の固有教員ですけれども、ずっと品川の先生ということで、本区の教育を熟知している固有教員を配置することで、品川教育ルネサンスの一層の推進を図っていくことができるというふうに考えております。これまでも実際に重点課題さまざまありましたけれども、戦略的にアプローチしたさまざまな取り組みができていながらも固有教員のいるおかげと思っています。ただ、今介護の事情でやめざるを得ない教員、それから家庭の事情で故郷に帰らなければいけない固有教員も何人か出ております。そういった中で、本来ですと来年度15中学校区に30名が達成できる場所だったのですが、あともう少しといったところでございますので、また今後、まずは30人の配置ということを目指していきたいと考えているところでございます。

○渡部委員 承知いたしました。まずは30名だけでも、私たちは30名ではないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

学校選択制です。11月9日の時点で教育委員会のほうから今年の実況が発表されています。小学校のところで話を聞きます。また今年も御殿山小学校、第三日野小学校、第二延山小学校は、もう間違いなくこれ兄弟入れないなという感じがします。小山小学校も、これ兄弟もう無理だなというような状況で、区の説明を見ますと、鈴ヶ森小学校、立会小学校、浜川小学校、伊藤小学校についても、これはもう順位の抽選だけで引き上げることはなく、第1次順位から引き上げることはなくということですから、兄弟だったとしても、これは順位をつけられて終わり。ただ、この辺はまだ少し入れるのかなと思うのですけれども、今までに比べて選択をされた方々は若干少ないのかなと。小学校で25%弱でしょうか、それから中学校で、ちょっと計算していないですけれども、数字だけ見て28%弱ぐらいなのかという気がいたします。実際これ学務課のほうで今年の実況を、ちょっと抽象的な聞き方になるかもしれないのだけれども、どのように見ているのか。それと人数を見ていて、例えば60人枠のところでは八十何人の学校があったりして、そこはもう受け入れますという表示になっていたり、似たような数字バランスでも、ここは抽選になりますというところがあるのだけれども、例えばその抽選をしないで、まだ教室増が図られるようなところは、もしかしたらこれ全入の可能性など、それをしっかりこれから追いかけていくのかどうなのか、教えてください。

○篠田学務課長 今年度の選択希望の実況でございます。委員ご指摘のとおり、今年度、昨年度に比べますと抽選の学校が全体的に増えてございます。小学校で16校、中学校で5校ということで、全体では21校が抽選の対象となっているものでございます。

それで、傾向としてですけれども、やはり一番大きいのは区全体での就学人口が非常に増えているということと、受け入れの学校の施設のほうがなかなか増やせていないという状況がございますので、そういった意味では抽選校がどうしても増えてしまっているのかなというふうにとらえています。

それから数目のところで、同じような数で抽選になっているところ、なっていないところがあるということがございますけれども、基本的に今回見た、希望選択を受けた中で、学区のお子様だけでどうも当初の受け入れ数を超えそうだとしたところに関しては、当初設定した受け入れ学級数を増やした形

で受け入れるという形で整理をしてございます。学校選択が多いので増やすという形では、これまでも対応してございませんし、今後も一応そういう形での対応は考えていないところでございます。

○渡部委員 承知いたしました。学事制度のほうも終わって、これから制度変更しようというところでございますので、現行制度ではこれが最後の形なのかなとは思っています。それで、いわゆる次年度以降に向けて、もうこれで制度に迷う方はいっしょらなくなるので、これからいろいろ新制度に向けた周知等も始まると思いますから、ここはもう丁寧にやってくださいという、質問ではなく要望をさせていただきます。

その際、話は変わりますけれども、前にもこのような場ではなくてお話ししていたのですが、やはり選択制のルールが変わると、問い合わせはすごくあると思うのです。それに対して教育委員会の方々、学校の先生方などがいちいちご説明しても、多分これすごく難しいことなので、時間を要する、時間をとられてしまうと思うのです。一仕事増えると思うのです。ですから、それこそAI先生ではないですけども、いわゆるホームページ等を活用して、例えば幼稚園の子どもがいて小学校に上がるというときに、住所を入れるとあなたの指定校はどこです、あなたはどこどこが選べますというような形、一目瞭然になるようなシステムを早急に構築して、それを紹介していったほうが早いと思うのですが、そこだけ考え方をお伺いします。

○若生学校制度担当課長 委員ご指摘のとおり、今後制度が大きく変わってくるところで、周知というものが重要になってまいります。確かに経過措置も含めると複雑な制度になってまいりますので、ご提案いただいた件も参考にさせていただきながら、保護者の皆様等にわかりやすく、また学校等にも負担をかけないような形で、あらゆる方向を視野に入れて検討してまいる所存です。

○渡部委員 これからさまざまな方々、地域などにご理解をいただくところだと思いますので、これはもうさまざまな所管、一緒になって力を合わせて頑張りたいと思います。

それから学校給食費です。先ほど他の委員から話がありまして、多分平成30年7月文部科学省から出た資料をもとにいろいろな話もされていたのかなと思うのですが、これインターネットで検索するとすぐ出てきますので、ぜひ見ていただきたいのですけれども、無償化している自治体というのは大体村、町、市のほうでやっているところというのは群馬県が2つと兵庫県が1つで、大体が、これ多分人口減少で困っているところでは、人口1万人未満の自治体が73%などと書かれていますし、200人未満の生徒しかいないようなところが52.6%というようなところで、いわゆる大都市近隣の自治体はこのようなことは一切なさっていません。

品川区にとって大事なことというのは、私はいかに安全な食材を、いわゆる栄養価、しっかりと栄養教諭や栄養職員の方々が計算されたもので、そのような給食を提供できるかということだと私は思っていますし、会派もそう思っています。そのような中で、やはり口の中に入るものを家にいたって食べなければいけません。どこに行っていたって食べなければいけない。それはみんな家庭で食費は負担して、私たちが子どもを食べさせているときもそうでしたけれども、やっているわけですから、この給食費をただ無料にしろということは暴論だと私は思っています。

そのような中で、品川区は平成20年、食材費の急な高騰などで、たしか年度途中だったと思うのですが、今の240円、260円、280円、320円でしょうか、そのようなカテゴリーにて給食費が設定をされました。実はこの金額が今、平均値で高いか低いかとすると、平均値より何円か高いような状況なのかなとは思っていますが、これから消費税増税が検討されています。消費税増税がありますと、これは2%確実に上がっていくのも事実です。より安全な食材をこの地元の業者からしっかりと仕入れ

るためには、私は適正な価格でやはり給食費の徴収が必要だと思うのですが、その辺学務課の考え方をお聞かせください。

○篠田学務課長 今、委員からご指摘のあった給食費でございます。昨年度の時点で、私どものほうで把握している範囲ですと、おおむね区で設定している給食費の平均額というのは、23区大体どれも各小学校・中学校、全体では平均に近い金額になっているところでございます。それで、今後消費税の増税等が考えられるという中で、実際問題現状におきましても、例えば野菜等は天候等によってかなり差がありまして、高騰したりということ、そういったタイミングになると結構給食費自体も今厳しいというような状況もございます。こういった中で消費税増税となったときに、こういった対応をしていくかということは、動向を見きわめながらきちんと考えていく必要があるものと考えます。

○渡部委員 よろしく願いいたします。実際これが適正なのかどうかということも、なってみなければわからないのだけれども、今ちょうど課長からもご指摘ございましたように、食材が、やはりこの天変地異や災害などによって高騰することがありますよね。例えばキャベツ1玉100円だったものが400円になってしまったということもあるわけです。そうした場合、その給食費の中で賄えないから、さまざまなやりくりはなさっていただいているのだと思うのですが、やはり安心・安全の食材を子どもたちに食べさせるということは、先ほど学校給食法のお話もいただいたので読みませんが、そのような観点があるわけですから、例えばそういった場合は、私たちは行政が若干の緊急的な負担をしてもいいのではないかと。その中でしっかりと食材を提供し続けるということも、ある意味大事なのかなと思うのですが、その辺は今すぐにそれはできる、できないという話ではないと思うのですが、検討を少し始めてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○篠田学務課長 子どもたちに安心・安全な給食を提供するために行政としてできることということで、今後ともそういった部分について、きちんと研究してまいりたいと考えているところです。

○渡部委員 値段ありきではないというところだけ、しっかり申し伝えさせていただきたいと思いますので、研究、検討をお願いします。

最後になります。コミュニティ・スクールが全校で始まりまして。私たちの会派からも、さまざまな質問、お願い等もさせていただいて、それぞれコーディネーターについていただいている方々も、その学校の中で頑張っていらっしゃるし、横のつながりもしっかりとっていらっしゃるという感じがいたします。これは、これから先ずっと品川区の中で、この仕組みで行われていくことと思いますが、この全校で始まってみて、何か問題点等は生じていますでしょうか。またこの先、これを制度維持するために何か必要なものがあるとすれば、これからの品川教育ルネサンスの大事な1つですので、お聞かせください。

○熊谷指導課長 品川コミュニティ・スクールが始まりまして今年で3年、全校展開になりました。その中でコーディネーターも既に48名配置になっております。実際にコーディネーター連絡会を隔月で行っているのですが、非常にそれぞれの学校の状況を共有しまして、このようなゲストティーチャーを呼ぶといいですよというようなことを共有して、そして実際ゲストティーチャーのリストアップをしていこうというところで進んでいるところでございます。

今後なのでございますけれども、課題というよりは、今度平成31年の1月19日、土曜日でございますけれども、豊葉の杜学園でしながわ！コミュニティ・スクールフェスタを開催いたします。そこでCSRも協力していただいて、地域の方々に発信していこうと考えているところでございます。

○鈴木（博）委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、11月16日午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時30分閉会

委員長 鈴木 博